

令和3年

第2回 十島村議会定例会会議録

開会 令和3年6月14日(月)

閉会 令和3年6月16日(水)

十 島 村 議 会

令和3年第2回（6月）十島村議会定例会 提出案件一覧表 会期日程

月日	曜	件名	日程
6月14日 13:00 17:00	月	<p><議会運営委員会></p> <p><議会広報調査特別委員会> ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりに関する件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（坂元 勇議員→村長） 一般質問（永田和彦議員→村長）</p> <p>第7 報告 第4号 専決処分：予算補正（令和2年度国保特会 補正第4号） + 3,011 → 130,697千円 第8 報告 第5号 専決処分：予算補正（令和2年度介護特会 補正第4号） → 84,521千円 第9 報告 第6号 専決処分：予算補正（令和2年度後期特会 補正第4号） → 17,051千円 第10 報告 第7号 専決処分：予算補正（令和3年度一般会計 補正第1号） + 755 → 3,762,975千円 第11 報告 第9号 専決処分：財産の取得（道路管理作業用重機購入）</p>	1
6月15日 10:00 12:00 13:00 17:00	火	<p>第1 報告 第8号 専決処分：中之島道路災害復旧工事（R2-6工区）請負変更契約の締結 第2 報告 第10号 専決処分：十島村税条例の一部改正 第3 報告 第11号 繰越明許費繰越計算書（R2年度予算繰越明許費繰越計算書） （一般2,401,381,427円、簡水44,800千円） 第4 報告 第12号 事故繰越し繰越計算書（R2年度予算事故繰越し繰越計算書） （一般44,100千円） 第5 議案 第91号 条例改正：職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正 第6 議案 第92号 条例改正：十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部改正 第7 議案 第93号 辺地に係る総合整備計画変更 第8 議案 第94号 予算補正（令和3年度一般会計 補正第2号） + 190,401千円 → 3,953,376千円 第9 議案 第95号 予算補正（令和3年度国保特会 補正第1号） + 5,063千円 → 267,117千円</p> <p><全員協議会> ①災害対策基本法の改正について ②デジタル化関連法案について ③トカラ列島日本復帰及び村政施行70周年記念事業について ④村外村有地の取扱いについて ⑤令和3年度生コンクリート単価について ⑥定期船乗船時の検温について ⑦新型コロナウイルスワクチン接種について ⑧バックホーの使用について</p>	2
6月16日 10:00 12:00 13:00 17:00	水	<p>第1 議案 第96号 契約：中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）請負変更契約の締結 第2 議案 第97号 契約：小宝島港泊地浚渫工事請負契約の締結 第3 議案 第98号 契約：やすら浜港改修工事（1工区）請負契約の締結 第4 議案 第99号 契約：悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約の締結 第5 議案 第103号 契約：十島村非常用発電機整備事業工事請負契約の締結 第6 議案 第100号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 第7 議案 第101号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 日高久志議員：除斥 第8 議案 第102号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 坂元 勇議員：除斥 第9 同意 第1号 人事案件：十島村教育委員会の委員の任命同意</p> <p>第10 議員派遣の件 第11 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p>	3

令和3年第2回（6月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	13	日	入		
6	14	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
6	15	火		本会議	<全員協議会>
6	16	水	入出	本会議	
6	17	木			
6	18	金	入出		
6	19	土			
6	20	日	入		

(議決結果)

令和3年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第4号	令和2年度十島村国民健康保険特別会計予算補正(第4号)の件	R03.06.14	承認	承認第4号
報告第5号	令和2年度十島村介護保険特別会計予算補正(第4号)の件	R03.06.14	承認	承認第5号
報告第6号	令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計予算補正(第4号)の件	R03.06.14	承認	承認第6号
報告第7号	令和3年度十島村一般会計予算補正(第1号)の件	R03.06.14	承認	承認第7号
報告第9号	財産の取得について承認を求める件(道路管理作業用重機購入)	R03.06.14	承認	承認第8号
報告第8号	契約の締結の件 (中之島道路災害復旧工事(R2-6工区)請負変更契約)	R03.06.15	報告	
報告第10号	十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件	R03.06.15	報告	
報告第11号	令和2年度十島村繰越明許費の件	R03.06.15	報告	
報告第12号	令和2年度十島村事故繰越しの件	R03.06.15	報告	
議案第91号	十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R03.06.15	原案可決	議決第91号
議案第92号	十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R03.06.15	原案可決	議決第92号
議案第93号	辺地に係る総合整備計画変更の件	R03.06.15	原案可決	議決第93号
議案第94号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第2号)	R03.06.15	原案可決	議決第94号
議案第95号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	R03.06.15	原案可決	議決第95号
議案第96号	契約の締結について議決を求める件 (中之島道路災害復旧工事(R2-5工区)請負変更契約)	R03.06.16	原案可決	議決第96号
議案第97号	契約の締結について議決を求める件 (小宝島港泊地浚渫工事請負契約)	R03.06.16	原案可決	議決第97号
議案第98号	契約の締結について議決を求める件 (やすら浜港改修工事(1工区)請負契約)	R03.06.16	原案可決	議決第98号
議案第99号	契約の締結について議決を求める件 (悪石島小中学校へき地寄宿舎整備工事請負契約)	R03.06.16	原案可決	議決第99号
議案第103号	契約の締結について議決を求める件 (十島村非常用発電機整備事業工事請負契約)	R03.06.16	原案可決	議決第100号
議案第100号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R03.06.16	原案可決	議決第101号

(議決結果)

令和3年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第101号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R03.06.16	原案可決	議決 第 102号
議案第102号	権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R03.06.16	原案可決	議決 第 103号
同意第1号	十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件	R03.06.16	同意	同意 第 1号
	議員派遣の件	R03.06.16	決定	
	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	R03.06.16	決定	

令和3年第2回（6月） 十島村議会定例会

第1号（6月14日）（月）

1. 開 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 日程報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定の件	2
5. 日程第3	会期日程の決定の件	2
6. 日程第4	諸般の報告	3
7. 日程第5	村長の行政報告	4
8. 日程第6	一般質問	15
9. 日程第7	報告第4号 令和2年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）の件	40
10. 日程第8	報告第5号 令和2年度十島村介護保険特別会計 補正予算（第4号）の件	43
11. 日程第9	報告第6号 令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計 補正予算（第4号）の件	45
12. 日程第10	報告第7号 令和3年度十島村一般会計補正予算（第1号）の件	46
13. 日程第11	報告第9号 財産の取得について承認を求める件 （道路管理作業用重機購入）	48
14. 日程報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	54
15. 散 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	54

第2号（6月15日）（火）

1. 開 議	・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2. 日程報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3. 日程第1	報告第8号 契約の締結の件（中之島道路災害復旧工事 （R2-6工区）請負変更契約）	55
4. 日程第2	報告第10号 十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件	59
5. 日程第3	報告第11号 令和2年度十島村繰越明許費の件	62
6. 日程第4	報告第12号 令和2年度十島村事故繰越の件	66
7. 日程第5	議案第91号 十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の 一部を改正する条例制定の件	69
8. 日程第6	議案第92号 十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に 関する条例の一部を改正する条例制定の件	73
9. 日程第7	議案第93号 辺地に係る総合整備計画変更の件	76
10. 日程第8	議案第94号 令和3年度十島村一般会計補正予算（第2号）	80
11. 日程第9	議案第95号 令和3年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算（第1号）	92
12. 日程報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	94
13. 散 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	94

第3号 (6月16日) (水)

1. 開 議	95
2. 日程報告	95
3. 日程第1	議案第96号 契約の締結について議決を求める件 (中之島道路災害復旧工事 (R2-5工区) 請負変更契約)	95
4. 日程第2	議案第97号 契約の締結について議決を求める件 (小宝島港泊地浚渫工事請負契約)	98
5. 日程第3	議案第98号 契約の締結について議決を求める件 (やすら浜港改修工事 (1工区) 請負契約)	101
6. 日程第4	議案第99号 契約の締結について議決を求める件 (悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約)	104
7. 日程第5	議案第103号 契約の締結について議決を求める件 (十島村非常用発電機整備工事請負契約)	115
8. 日程第6	議案第100号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	122
9. 日程第7	議案第101号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	125
10. 日程第8	議案第102号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	128
11. 日程第9	同意第1号 十島村教育委員会の委員の任命について 同意を求める件	130
12. 日程第10	議員派遣の件	133
13. 日程第11	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件	133
14. 日程報告	134
15. 閉 会	134

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	勇 喜	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	上 村	晉 一	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	松 野	翔 君
-----------	-----	-----

令和3年度第2回(6月)十島村議会定例会

令和3年6月14日(月)

△開会

○議長(前田功一君)

只今から、令和3年度第2回(6月)十島村議会定例会を開会します。

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

尚、本議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者についても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温へのご協力をお願いいたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番・田中秀治君および4番・

日高久志君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（前田功一君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの3日間に決定いたしました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長（前田功一君）

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりと致したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

△日程第4 諸般の報告

○議長（前田功一君）

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

4月26日、「県政説明会」が開催され、令和3年度の鹿児島県の主要事業につきまして各担当部長から概要説明がなされております。

当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

5月10日、「鹿児島県離島振興町村議会議長会臨時総会」が開催されております。

役員選任につきましては、会長に広浜南種子町議長、副会長に前田龍郷町議長、監事に林長島町議長を選任しております。

また、鹿児島県総合政策部離島振興課長の大西千代子氏が、「かごしまの島々の魅力と振興施策」と題して講演を行っております。

5月11日、鹿児島県町村議会議長会主催によります「市町村議会議員研修会」が開催されております。

内容としましては、外交ジャーナリスト・作家の手嶋龍一氏によります「バイデン政権の東アジア外交と日米同盟～中国の攻勢にどう応じるか～」、NPO法人ソフトボール・ドリーム理事長の宇津木妙子氏によります「夢の実現～努力は裏切らない～」の講演でありました。

5月12日、鹿児島県町村議会議長会主催によります「新議員研修会」が開催されております。

2名の新議員が出席し、内容としましては、議会の組織・権限等について、その他基礎的内容の講習でありました。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の3月定例会以後に実施されました3月、4月、5月の例月出納検査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますとおりでありますので、お目通し願います。

最後に、先の3月定例会を主な内容としました「議会だより」第93号を、6月11日発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長（前田功一君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から、行政報告の申し出がありました。

これを許可いたします。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

本日、令和3年第2回村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご参会を賜りお礼を申し上げます。

また、平素から村政振興にご尽力を頂いていることに厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、昨日現在、世界の感染者数は1億7,500万人を超え、死者数は380万人に迫っています。

国内の感染状況は77万人を超え、死者数は1万4,000人を超えています。

県内においては、感染力の強い変異株の拡大やクラスターの続発、経路不明の感染等が影響して、一時期、1月弱で1,000人増加するなど感染のペースが急拡大し、感染拡大警報が発令される等予断を許さない状況にありましたが、最近においては若干減少傾向となっておりまして、下げ止まりの状態が続いております。

なお、現在の感染者数は3,500人を超え、死者数は33人、クラスターが44件発生しています。

国内における緊急事態宣言の発令期間は、当初の5月12日から5月31日へ、更に6月20日へと延長されております。

その対象地域は東京、大阪、京都、兵庫の4都府県と1回目の延長となる愛知、福岡、北海道、岡山、広島の5道県、既に6月20日まで発令されていた沖縄県の計10都道府県となっております。

また、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県は、「まん延防止等重点措置」を同じ6月20日まで延長していますが、熊本等3県は昨日をもって解除しています。

ワクチン接種につきましては、接種を加速化するために東京、大阪における自衛隊による大規模接種会場の開設、県内では市町村とは別に県による鹿児島市と鹿屋市に接種会場を今月中に設置する方向で進めているところです。

本村ではそれらに先立ち、年齢に区別無く一斉接種で実施しております。

1回目を4月27日・28日、2回目を5月25日・26日に村営定期船の特別便にて実施しました。

人口691名に対し接種券を531名に配布、接種希望者486名に対して、現在で1回目の接種を終えた方が486名、2回目も終えた方が446名となっております。

今後においては、ファイザー製のワクチン接種の対象年齢が 16 歳以上から 12 歳以上に引き下げられたことから、村民の未接種者と合わせて 12 歳以上対象の小中学生への集団ワクチン接種計画を 7 月中の実施に向けて調整しております。

また、現在村内への侵入を防ぐため強化している水際対策を、国内並びに県内の感染状況やワクチン接種の動向も見極めながら、どのように軽減していくのかが大きな課題となってきているところです。

次に、4 月 10 日午前 7 時 7 分に、トカラ列島近海を震源とする地震が発生、悪石島で震度 4、小宝島で震度 3 が観測されたことから、直ちに防災計画に基づく情報連絡体制をとり、職員 1 名を本庁に配置、他職員も参集できる体制をとりました。

地震による家屋への被害や落石等への警戒に加え、大雨の予報も重なったことから、悪石島地区の急傾斜地の土砂崩れを警戒し、一部村道を通行止めにし、同島浜集落に対して自主避難を呼びかけ、更に、断水を警戒して同月 14 日に飲料水及び生活用水、計 7,500ℓ 余りを同島に搬入して備えたところです。

その後、地震の頻度も減少し、気象台から「今回の群発地震は収まったと考えられる」との見解が示されたことから、同月 18 日に一連の体制を解除したところです。

幸いにして、人的被害や公共施設等の被害も無く安堵したところです。

次に、諏訪之瀬島御岳の火山活動についてです。

3 月 31 日午後 10 時 5 分の爆発で、大きな噴石が火口から南方向へ 800m まで達し、翌日午前 2 時 5 分の爆発では、大きな噴石が南東方向へ 1 km 近くまで達したことが確認されたことから、「噴火警戒レベル判定基準」に基づき、同日午前 3 時 30 分に、再び、警戒レベルが 3 に引き上げられました。

直ちに、災害警戒本部を設置し、職員 1 名を本庁に配置、有事の際は他職員も参集できる体制をとり、同日午前 6 時に防災無線で住民へ周知しました。

集落では、一連の噴火による噴石や多量の降灰による被害は確認されませんでした。

鹿児島地方気象台によりますと、昨年 12 月や本年 3 月初旬の噴火活動に匹敵するものではないとの見解で、4 月 1 日以降、爆発の回数は減少し、火口から 1 km を超えて影響を及ぼす噴火が発生する可能性は低くなったとして、同月 5 日午前 11 時に噴火警戒レベル 2 に引き下げられ、同時に警戒体制を解除しました。

5 月中旬以降には再び、爆発や噴火回数が増加傾向となり、度々、報道もされていますが、気象台は、大きな爆発に繋がるような兆候はないが、風下では流されてくる噴石等に注意するよう呼び掛けています。

県砂防課によりますと、5 月 18 日現在、島内 4 箇所での降灰量調査及びヘリコプターによる上空からの調査の結果、現状では土石流等の心配はないという見解を示しておりますが、今年は梅雨入りが例年より早いこともあり、十分注意しておくことが必要と考えております。

次に、鹿児島地方気象台は、先月 5 日、本村もエリアとなる奄美地方が梅雨入りしたと

みられると発表しております。

これは平年より7日、昨年より12日早い梅雨入りです。

また11日には、九州南部の梅雨入りも発表され、こちらも昨年より19日早く観測史上2番目の早さとなっています。

そのような中、中之島においては7日未明からの半日の総雨量が250mmを超え、平年の5月ひと月分に匹敵する雨量となり、土砂災害警戒情報が出されました。

この雨により、中之島御岳線と中之島南廻線において、道路災害が発生しており、復旧に向けた取組を進めているところです。

5月25日に発表された九州南部と奄美地方の6月から8月の3カ月予報では、奄美地方の梅雨明けは平年の6月29日頃より早くなる可能性があるが、九州南部は、平年並みの7月15日頃と予想されています。

次に、内閣府が今月8日発表した今年1月から3月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動を除く実質で、前期比1.0%減、年率換算値は3.9%減で、マイナス成長は昨年4月から6月期以来三四半期振りとなりました。

個人消費は、1月に2度目の新型コロナ対策の緊急事態宣言が発令されたことから、飲食・サービス消費が冷え込み前期比1.5%減、企業の設備投資は前期の反動減もあり1.2%減、公共投資も0.5%減となっています。

一方、輸出は、アジア向け電子部品などが伸びて2.2%の増、輸入も新型コロナワクチンなど医薬品が増えて3.9%の増となっています。

1月から3月期の実質GDP年率換算では、ワクチン接種が進展、巨額の財政出動で回復に向かっているアメリカで6.4%増、中国で0.6%増となっており、我国経済の弱さが鮮明になった形となっています。

また、昨年度全体での実質GDPでも、個人消費や設備投資の不振などで、前年度比4.6%減、リーマン・ショック時の3.6%減を超す戦後最悪の落ち込みとなっています。

今後の景気動向について、専門家は、感染抑制の状況やワクチンの接種率に左右され、4月から6月期もマイナス成長となるリスクは否定できないとしています。

それでは、本年3月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず人事関係ですが、3月議会でも報告しました、フェリーとしま2の機関部職員が、臨時船員として4月1日から乗船し、6か月の試用期間に入っています。

また、3月末で機関部職員1名の退職がありましたことから、募集の結果1名の応募があり、5月20日の採用試験を経て、7月から乗船予定としています。

本庁では、欠員となっていた保健師、土木技師、及び増員の情報技術職員、畜産技術職員の4名の職員が、4月1日から勤務しています。

一方、今月末で課長職1名の退職がありますことから、土木技師職員を募集中としております。

併せて、課長職の人事異動を7月1日付けで予定しています。

また、欠員となっていた診療所看護師につきましては、4月から1名の採用を予定しておりましたが、採用までには至らず、改めて募集しているところです。

次に、昨年度から実施されている新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金については、現在、第3次分までの実施計画を決定しており、これまで、マスクや消毒液配布、非接触型体温計の設置等の感染症対策や、コロナの影響を受けている個人や事業者への経済支援対策等を実施しております。

本年度当初における本村への交付限度額は、3,468万5千円となっており、引き続き影響を受けている産業関係事業者等への経済支援や、必要な感染症対策を行って参ります。

次に、令和2年度末で終期を迎えた「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が、本年4月1日に施行されております。

過疎法は、1970年代に初めて制定されて以来、議員立法で度々改正、延長を繰り返し今日に至っています。

今回の新法の大きな特徴について、過疎地域の持つ都市とは異なる価値が明記され、その価値を持続し更に発展させるのは人であり、それには「地域の人が力を付けるか」、又は「力ある人に参入してもらうか」等、人材の確保及び育成は最も重要な課題であるという認識・理念を元に策定していると総務省の過疎問題懇談会の座長が述べておられます。

その具体的な作業につきましては、鹿児島県が9月に策定予定の「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」に基づき、村の過疎計画（案）を策定の上、本年12月議会に提案する予定としております。

また、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく現在の「十島村辺地に係る総合整備計画」につきましても、計画期間が平成29年度から令和3年度までとなっており、今年度中に新たに令和4年度から8年度までの5カ年計画を策定する必要がありますことから、過疎計画と並行して同時に進めていく予定です。

次に、トカラ列島（十島村）日本復帰及び村政施行70周年記念事業については、式典等を本年10月31日に開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せるような状況にないため、同日の開催を見送り、70年目の節目となる令和4年2月10日に本庁において、規模を大幅に縮小して式典を開催し、住民の皆様方には、TV会議システムを通じて参加していただき、また、同月13日に各島において、記念植樹並びに記念撮影の行事にも参加してもらうことを、先日開催された検討委員会に提案し、了承をいただいたところです。

次に、昨年度からの繰越事業であります、島内光ケーブル整備事業については、県外からの業者関係者等が多いため、緊急事態宣言に伴い一時工事が中断したこと等から、当初予定しておりました本年12月からのサービス開始が難しい状況となっております。

現在、全ての工事が竣工する前に工事を終えた島から順次サービス開始ができないかを国等に相談しており、可能な限り早期のサービス開始ができるよう努めます。

次に、4月に予定しておりました、自主防災会長会議並びに消防分団長会議は、トカラ列島近海地震の影響により、やむを得ず延期措置を取りましたが、出水期前の重要な会議と位置付けており、本年度から開始した各島の防災教室において、出張所長、自主防災会長、消防分団長等の地域の防災関係者に参加していただき、地域防災計画に盛り込んだ島外避難、及び避難情報の発令基準の見直し、大雨や台風に対しての対策や備え、避難所開設時の感染症対策、役割分担等についての説明、協議を順次進めているところです。

防災教室につきましては、4月の悪石島を皮切りに、中之島を終え、6月に平島、宝島、小宝島、7月に口之島、諏訪之瀬島で開催する予定です。

実施した地域住民からは、「今までこのような防災教室は実施されておらず、非常に参考になった」「今後も実施してもらいたい」等の意見も出されており、今後の防災教室に活かしたいと考えます。

次に、3月議会で協議させていただいた、鹿児島市吉田町に所在する村有地の売却処分につきましては、不動産業者の鑑定を参考に、せり売りによる売買手続きを進めております。

落札されますと、土地に農地が含まれていることから、鹿児島市農業委員会の許可を経たのち、7月以降、売買契約を結ぶこととなります。

また、同様に3月議会で協議させていただきました、海流発電実証試験に係る口之島発電所内の既設の設備機器につきましては、九州電力から早期の撤去要請、台風対策、毎月の保守点検等の関係から一旦鹿児島市内に移設することとし、先月中旬に作業を終えたと事業者から報告を受けております。

この設備の今後の活用については、引き続き検討して行くこととし、また、7月からの実証実験に向けた準備を進めているという説明を受けております。

次に、本庁閉庁時の庁舎無人化については、警備会社と契約し、5月に電子ロック、監視カメラ類の設置を終え、現在、従来どおりの宿日直態勢をとりながら、ナビダイヤルの試験運用を行っているところです。

ナビダイヤルの転送に問題がなければ、7月から無人化の本格運用を行うこととしています。

次に、令和2年度各会計の決算見込みについてですが、一般会計は、歳入総額 57 億 7,754 万 1,553 円、歳出総額 56 億 4,829 万 4,986 円で、歳入歳出差引額は 1 億 2,924 万 6,567 円、この額から翌年度繰越充当繰越財源 6,045 万円を差し引いた実質収支は、6,879 万 6,567 円となる見込みです。

特別会計も含め、全7会計で黒字決算が見込まれております。

別途、会計ごとの決算見込み資料を配布しておりますので、お目通しください。

なお、国保会計の国保税現年課税分は7年連続、簡易水道会計の水道料金は11年連続

で徴収率 100%を達成しております。

これらは、担当職員の職務に対する使命感と徴収意識の高さ、職員相互あるいは各島出張所長との連携による、徴収努力の成果であると同時に、住民の納税意識の高さに改めて感謝申し上げます。

なお、令和2年度には過年度分収入未済の一部について、不納欠損処分しておりますが、引き続き徴収対策を講じるとともに、今年度につきましても、滞納状況を十分精査の上、状況によっては不納欠損処分を実施していきたいと考えております。

続きまして、地域振興課関係です。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により取り止めとなった事業について、ご説明します。

都市圏での定住イベント開催は、殆ど見合わせとなっている状況で、今後のイベント参加については、情勢を見極めながら判断して行くこととしております。

7島めぐりツアーにつきましては、3月議会でも説明しましたように、昨年度に引き続き、開催を中止しております。

その他、悪石島で開催を予定しておりました、島暮らし体験プログラムと第15回トカラ列島島めぐりマラソン大会についても、開催を中止することとしております。

7島めぐりツアーや島めぐりマラソン大会は、本村の貴重な交流イベントとして定着しつつある中で、2年連続中止となったことは、本村にとって大きな損失と捉えております。

これまで参加してくれた関係者に、中止の経緯とお詫び文を発送するとともに、コロナ終息後の交流イベント等の繋がりを保つために村の特産品も合わせて送付しております。

次に、タケノコの出荷状況につきましては、4月から諏訪之瀬島の出荷が始まり、5月末で悪石島の出荷が終了しております。

昨年度と比較し、出荷量は 300Kg 増の 4.5 t、取引価格は、昨年は第1回目の緊急事態宣言時期と重なり、飲食店が営業時間の短縮となったため、市場取引価格が下落しkg単価 420 円程度で、売上額は約 170 万円でしたが、今年度はkg単価が 150 円程度上昇し、約 250 万円を売上げております。

病害虫関係ですが、ミカンコミバエに関しては、昨年度から引き続き調査を行っておりますが、今年に入って誘殺は確認されておられません。

イモゾウムシについては、宝島で確認されており、植物防疫所が6月から10月にかけて駆除作業を実施する予定としております。

次に、子牛セリについてです。

4月セリは、去勢 26 頭、雌 17 頭の計 43 頭が出場、平均価格は 73 万 5 千円、最高価格は去勢の 101 万 2 千円。

5月セリは、去勢 18 頭、雌 13 頭の計 31 頭が出場、平均価格は 72 万円、最高価格は去勢の 88 万 6 千円。

6月セリは、去勢19頭、雌21頭、計40頭が出場し、平均価格は65万2千円、最高価格は雌の82万1千円となっています。

子牛セリの価格状況については、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発令されている地域もあるなどして、枝肉相場が安定したと判断できる状況ではありませんが、4月から6月セリでは平均価格が約70万円とやや下降傾向にはありますが、平均価格60万円前後で落ち着くのではないかと予測しています。

次に家畜共済関係です。

本年4月1日に本県の農業共済組合が統一されたことに伴い、5月1日に本村も家畜共済制度の実施区域に認められ、共済加入に向けた実質的な事務作業を同組合と連携しながら昨年から進めてきたところですが、加入希望の54農家が6月1日付けで同共済の加入手続きを終えております。

共済の内容は、「死亡共済」のみに加入し、今月15日までの待期間を経て、実質的な業務が開始されます。

なお、「疾病や廃用」については、今後の検討課題として取り組んでいくこととしています。

次に、漁業関係についてですが、5月に諏訪之瀬島から活魚出荷を行っております。

出荷量は僅かでしたが、kg単価1万円を超える高値で取引されています。

なお、課題でありました村営定期船での輸送中の酸素供給量について、船員との協議を重ねながら対応を図っており、設備投資を抑制した簡易な水槽による安定した輸送が見込まれることから、活魚という付加価値を付け出荷することで、新たな水産業振興の活路が期待されるところです。

鮮魚出荷につきましては、一部の漁業者の精力的な取組みにより、全体としての出荷量は増加傾向にありますが、出荷者別での出荷量は減少傾向となっております。

取引平均価格は、令和元年度の同時期と変わらない状況となっております。

続きまして、土木交通課関係です。

まず、昨年度発生の災害復旧の進捗につきましては、中之島の林道災害全6か所は施工中で、治山事業や村道災害事業と調整しながら施工を進めております。

中之島の村道災害全38か所については、26か所を契約しており、うち14か所が完了しております。

今後は、4か所を本年度執行し、残り8か所については、令和4年度に執行する計画です。

平島の村道災害2か所については、既に契約済です。

次に、今年度の主だった国庫事業等の採択状況についてご説明いたします。

地籍調査事業は、要望に対して58%の内示で、引き続き口之島地区の調査を行います。

林道事業は、要望に対して95%の内示で、口之島林道前岳線の舗装事業を進めます。

道路事業は、要望に対して51%の内示で、中之島海岸線、諏訪之瀬島切石元浦線、平

島南之浜線、宝島前籠宝島港線と、橋りょう事業の諏訪之瀬島本村橋が採択されています。

港湾関係については、要望に対して 100%の内示で、東之浜港のケーソン据付とやすら浜港のブロック制作、小宝島港の泊地浚渫事業を進める予定です。

特定離島事業関係では、道路環境整備事業及び諏訪之瀬島のロードスイーパー導入事業、中之島の危険木伐採事業が採択となっております。

また、同事業で平島南之浜港の漁船溜り浚渫事業も採択を受けております。

簡易水道事業については、平島の水道施設整備事業及び小宝島の淡水化施設整備事業が計画通りの内示を受けております。

次に、村営定期船関係につきましては、来年度から予定されている名瀬港の新港岸壁の供用開始に向けて、4月29日に本船にて接岸試験を行っておりますが、係船柱の整備や段差解消などの整備が必要なが判明したことから、県に要請することにしております。

定期船内における、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、全国並びに県内での感染拡大を受け、5月14日出港便から、乗船する工事関係者等にPCR検査の実施を求めています。

また、船内レストランの自動販売機・売店で酒類販売を休止し、乗船客には酒類持ち込みの自粛を求めています。

続きまして、住民課関係です。

4月から5月の巡回診療の実績については、鹿児島赤十字病院の北部4島診療が計画日数14日に対し、実施日数13日、南部3島は計画日数8日に対し実施日数7日、県立大島病院の南部3島診療は、計画日数7日に対し実施日数6日となっております。

介護保険関係につきましては、本年4月から3年間の「高齢者保健福祉計画及び十島村第8期介護保険事業計画」がスタートしております。

同計画では、人材確保や育成に力点を置き、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われる体制づくりや、継続可能なサービス提供を目指すこととしております。

新型コロナウイルスワクチン接種関係につきましては、県内の2つの医療機関で村内並びに本庁の医療関係者等の優先接種1回目を3月25日、26日、29日に計29名、2回目を4月16日、19日に計25名を実施しております。

また、住民の集団一斉接種については、鹿児島赤十字病院から医師2名・看護師3名、県立大島病院から医師1名、県看護協会から看護師5名の協力を受けて、本庁職員を含め総勢約20名のワクチン接種体制で実施しております。

接種者は全体で1回目、2回目で住民の約9割がワクチン接種を終えたこととなります。

副反応については、接種部の腫れや痛みを除き、嘔吐・吐き気・頭痛・発熱・倦怠感・喘息発作などの症状を訴えられた方が、1回目で3名、2回目で39名、合計42名おりましたが、医師による診断・点滴・薬剤等の処方を行い、早い方は当日、殆どの方が2日

から3日のうちに回復されております。

重症のアナフィラキシー等の副反応は発生しておりません。

詳細につきましては、協議会で説明することにしております。

次に、5月18日から19日にかけて、レントゲン検診を例年同様に村営定期船の特別ダイヤを編成して実施しております。

受診者数は、肺がん検診316名（前年度比45名増）、胃がん検診92名（前年度比10名増）、子宮頸がん検診65名（前年度比8名増）、乳がん検診56名（前年度比4名増）、骨粗鬆症検診122名（前年度比8名増）となっており、全検診で前年度を上回る受診実績となっております。

このことは住民の健康意識の高まりと看護師・保健師の啓発活動の効果によるものと分析しております。

なお、今回の検診結果は2～3か月後に判明します。

中には要治療の結果が出る場合もあるかと思いますが、早期治療への取組み体制をとって行きたいと思っております。

また、同検診便で、例年同様に各島の狂犬病の予防接種を実施、予定していた20頭全ての接種を終えています。

特定健診については、6月8日から22日にかけて、口之島、小宝島、諏訪之瀬島、中之島、平島の5島、7月に悪石島、宝島を実施予定です。

子育て支援拠点施設については、4月から新たに地域おこし協力隊員が平島に赴任し、不足していた保育補助員の確保ができております。

また、5月から、中之島2名、悪石島1名、宝島1名の保育補助員を新たに採用しております。

現在の保育の預かり状況は、口之島と諏訪之瀬島が週3日、その他の島は週5日体制となっております。

鹿児島子ども病院の巡回診療については、4月は天候不良で中止となり、次回は6月の予定です。

フッ化物洗口事業は、5月10日から全島小中学生・子育て拠点施設の子供たちを対象に開始しております。

本年度から、思春期教育を全島小中学生を対象に実施することとしており、生命の誕生についての講義や妊婦体験などを実施する予定です。

6月1日に宝島小中学校で実施しており、8日に中之島、7月は諏訪之瀬島、平島、口之島の予定で進めていきます。

4月から「乳幼児医療費助成事業」と「子ども医療費助成事業」が「十島村すこやか子ども医療費」に名称が変わり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの全ての方を対象とする医療費制度へ変更しております。

現在、受給者証の発行準備を行っており、6月中には、対象者に送付する予定です。

子育て世帯生活支援特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯の食費等による支出の増加に対する緊急支援策が決定され、国・県から早急な対応を求める通知を受けたことから、一般会計補正予算第1号の専決処分により、本年4月分の児童扶養手当の受給対象者6名、対象児童9名分を、本年5月28日付で総額45万円を支給しております。

また、今後において、住民税非課税の子育て世帯に対しても、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することにしております。

国民健康保険税につきましては、令和2年度の徴収率100%収納に対して、県から特別調整交付金として562万5千円が、本年度も交付されることとなります。

また、令和5年度には、保険税率の県下統一が予定されていることから、本年度、激増緩和に係る税率改正の検討を行うことが見込まれております。

5月11日から12日にかけて、鹿児島大学の協力により、中之島においてブユの生息調査を行っております。

薬剤を散布している河川を中心に、72匹のブユを採取しましたが、全てが「吸血をしないブユ」であるという結果が出ております。

しかし、天泊地区で成虫の採取をしたところ、3分間で57匹の「吸血ブユ」が捕獲されたことから、確認できていない未散布河川が存在しているという結論に至っております。

今後、防除の効果をより高めるために、薬剤散布を実施している現業職に、発生周辺地域の伐採・調査を行い、薬剤散布することを依頼しており、発生ポイントの抑制に努めたいと考えております。

続きまして、教育委員会関係について申し上げます。

本年5月1日現在の児童生徒数は、小学生65人、中学生47人、合計112人となっております。

小学校の入学児童は、中之島2人、諏訪之瀬島1人、悪石島1人、宝島2人の合計6人です。

中学校の入学生徒は、口之島1人、中之島1人、諏訪之瀬島4人、平島4人、悪石島1人、小宝島1人、宝島2人の合計14人となっております。

次に、4月1日に新任校長・教頭、新規採用教員の辞令交付式及び宣誓式をコロナウイルス感染症防止対策の関係から、規模を縮小して開催しております。

今年度は、新任校長2人、教頭4人を含む総勢39人が各学校に赴任しております。

5月のレントゲン健診便に合わせた年度当初の学校訪問を、コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で、昨年に続いて中止しておりますが、同月17日にTV会議システムにより、教育事務所との合同学校訪問という形をとり、本年度の学校経営等について、各学校長からの説明を受け、その後、教育事務所からの指導がなされたところです。

次に、5月27日に全国学力・学習状況調査が、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました。

試験問題の配送や受取等厳しい制限がある中、県教育委員会の協力を受けて予定通り実施しております。

次に、6月2日から5日までの中学生の交流学習を10月中旬以降に延期しています。

一方で、小学5・6年生の集合学習は、村内の中之島で予定通りに進めておりましたが、天候不順等もあったことから日程を変更しています。

GIGAスクール構想の実現における学校情報通信ネットワーク環境の整備、及び児童生徒1人1台のタブレット端末整備については、3月に整備完了し、4月から授業への活用がなされ、学習活動の充実が図られてきているところです。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますのでご確認をお願いします。

以上が、3月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、令和3年度補正予算案、条例改正案、権利の放棄、契約案件、人事案件のほか、報告も含め、合計23件を提案しております。

そのほか、協議事項として7項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、ご審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（前田功一君）

これで行政報告は終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

午後2時にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（前田功一君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇して行ってください。

第2回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から、質問者は新型コロナウイルス感染症対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、発言を許します。

坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

本村では、16歳以上の殆どの住民がコロナワクチンの2回目の接種を終え、一段落といった空気に包まれています。

当初は、本当に計画通りにワクチンが手に入るのかと、多くの不安要素を抱えていました。

しかし、こうして無事に計画から実行まで完結できたことに対し、携わった多くの皆様方のご苦勞に敬意を表します。

「さあ、これで次のステージに進もう」という思いが、我々の意識の中にはありますが、日本国内全体での接種率の低さを考えると、まだしばらくは感染予防対策の気を緩めることはできないと覚悟しております。

東京オリンピック後の動向が気になるところです。

さて、奄美地方は例年より1週間早く梅雨入りをし、いよいよ災害の多いシーズンへ突入しました。

近年、集中豪雨、火山噴火、地震、津波など、想像を超える規模の自然災害が発生しています。

コロナ対策と災害対策を、同時に実施せざるを得ない状況であります。

平成3年5月20日、災害対策基本法の一部が改正され、避難勧告と避難指示が一本化されました。

今まで、避難勧告と避難指示の違いが曖昧で、よく理解されていませんでした。

この改正により、「警戒レベル3」で高齢者等が自主的な避難を始め、「レベル4」は避難指示となり、「レベル4」までに危険な場所から全員が避難することになります。

避難勧告が廃止されることによって、いきなり避難指示にかわることによって、発令する側も受ける側も、双方戸惑うことが予想されますが、住民への周知は自主防災等を通じて徹底しなければなりません。

そこで、1点目の質問です。

災害対策には、災害を未然に防ぐ対策と、災害が起きてからの対策があります。

もし大雨や台風、地震等による住家被害が発生した場合、出張所を含めた庁内の連携等
はどのように機能するのか伺います。

2点目に、住家等の被害が発生した場合には、迅速かつ公正公平な対応が求められます。

本村の被害等の実情や情報共有のほか、災害見舞金、および弔意金の基準や、給付まで
の流れを、簡潔かつ具体的にお示してください。

最後に3点目の質問です。

本年4月、トカラ列島近海を震源とする地震が集中して発生しました。

悪石島では震度4の揺れを6回観測しています。

震度5以上はなく、被害等が発生しなかったことは不幸中の幸いでしたが、とにかく
大変な一ヶ月でした。

特に、過去に震度5強を経験している住民にとっては、その緊張感ははかり知れない
ものになりました。

そんな中、地震で大騒ぎしている最中に、台風2号が発生しました。

しかも、4月における統計史上初の900ヘクトパスカルを切る勢力にまで発達しまし
た。

そのとき頭をよぎったのは、地震と台風直撃が重なったときの複合災害です。

運よく台風が反れたために、事なきを得ました。

また、昨年の台風による島外避難があったとき、島に残った住民約30名が、コミセン
1箇所に避難しました。

クラスターが発生するリスクが高く、これも複合災害となりうる事例です。

こういう複合災害が発生、もしくは発生しそうなときの対策は想定しているのか伺い
ます。

また、大雨や台風等で、職員が出勤できなくなったり、そればかりか、大地震や噴火等
で、本庁の建物にひび割れ等が生じ、立ち入り禁止等の措置がとられた場合等の、本庁の
機能喪失にかかる対応策は想定しているのか伺います。

以上で、一回目の質問を終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず、一点目の住家被害が発生した場合の、庁内の連携等についてお答えしたいと思
います。

災害発生時の情報の収集・伝達態勢については、村防災計画に、「災害情報・被害情報
の収集・伝達」の規程が示されております。

とにかく災害時は、まずは正確な情報の収集、あるいは被害の情報を迅速に把握し、そ

の災害の事態に対応した応急対策を、的確に、かつ迅速に実施する必要があります。

現在、具体的な態勢としまして、村の災害対策本部の総務対策部におきまして、出張所長、消防分団、自主防災組織、或いは住民からの情報をもとに、被害状況の把握に努めて、必要に応じて被害調査班を編成し、現地での正確な情報及び被害状況の把握に努めることとしております。

また、総務対策部においては、収集した災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるように集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに、職員への周知を図っております。

質問の住家被害が発生したような状況であれば、各課2名以上、全体で10名以上の職員が参集することとなる災害対策本部体制の第一配備に該当することになります。

また、合わせまして現地においては、住民、消防分団や自主防災組織、自治会等から出張所長へ寄せられた被害情報を出張所において集約し、それを総務対策部へ報告することとなっており、最終的には、総務対策部の取り纏めと出張所長の取り纏めを比較し、漏れ、誤り等がないかの確認を行うことになります。

本庁では、取り纏めた情報を総務課内にホワイトボードを設置して板書し、或いは被災位置図、写真等を置いて何時でも、だれでも閲覧できる状態にしているほか、適宜、各課長を集めて、災害対策本部会議を開き、情報共有及び対策の方針を決定することになります。

次に、2点目のほうの、被害等の調査の実情や情報共有についてお答えします。

通常、被害箇所の確認後に、出張所から被害報告がなされ、集約並びに被害写真と合わせたフォーマットで、各課で情報共有を行っております。

また、被害情報が住民より、担当課へ直接報告されることもあります。その場合は、担当課又は総務課が出張所に確認のうえ、総務課で集約して、各課と情報を共有することになります。

被災状況の写真・動画も最近ではインターネット、或いはスマートフォンを通して提供・報告がなされており、状況の把握は格段に早くなっているところです。

続いて、災害見舞金及び弔慰金についてお答えします。

まず、災害見舞金については、十島村災害見舞金支給要綱において、本村の住民が暴風、豪雨、地震、津波、火山等の自然災害及び、火災において生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、住家災害見舞金を支給する規定となっております。

災害によって現に居住し生活を営んでいる住家が全壊・全焼した者、半壊・半焼した者の世帯主に対して、見舞金が支給されることになります。

基準は、全壊・全焼で200万円以内、半壊・半焼での解体・大規模改修の場合で150万円以内、半壊・半焼で10万円以内を給付することとなっており、国や県から見舞金が支給されるときは、その額を減じた額として支給することになります。

給付を受けるには、まず、十島村災害証明等交付要綱に基づきまして、被害状況を示す

写真、被害場所の位置図等を添えて、「り災証明申請書」を提出していただき、必要な書類審査、及び調査を行い、被害の程度を掲載した証明書が交付されます。

交付された「り災証明書」と「災害発生状況報告書」を「十島村災害見舞金給付申請書」に添付して申請していただきまして、村での審査を受けた後、給付することとなります。

被害の程度を審査する「り災証明」の調査に当たっては、要綱に、その認定基準を示していますが、大枠で示しておりますことから、この基準で判定しづらい場合には、国の示しております「災害に係る住家の被災認定基準運用指針」や前例を参考に、判定することとしています。

次に、災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」を制定しております。

この条例においては、自然災害により、死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金を支給するほか、著しい被害を受けた村民に対する災害見舞金を支給し、又は被害を受けた世帯に災害援護資金を貸し付ける規定となっております。

まず、弔慰金については、規定する死亡者の遺族に対して、死亡者及び遺族に関する状況、被災の状況、及び規定する遺族であることを調査し、生計の主たる者が死亡したときにあつては 500 万円、その他の者にあつては 250 万円が支給されることとなります。

次に、災害障害見舞金については、災害により負傷し又は疾病にかかり、病状が回復したときに、両眼の失明や、咀嚼及び言語機能の喪失など、法律に定められている障害があるときは、生計の主たる者の場合 250 万円、その他の者にあつては 125 万円を支給することとなっており、障害者の状況を調査のうえ、医師の診断書のほか、必要に応じて「り災証明書」を提出していただき、必要と認められたときに支給することとなります。

次に、災害援護資金については、災害により、被災した一定の所得額に満たない被災者で、1 月以上の療養が必要な世帯主、又は政令で定める程度の住宅又は家財の損害を受けた者に対して、生活の立て直しに資するための災害援護資金、150 万円から 350 万円を貸し付けることができるもので、利息はなく、通常、償還期間 10 年で、据え置き期間が 3 年となっております。

貸付けを希望する者は、借入申込書に、医師の診断書、所得を証明する書類を添付して、申し込み、被災状況等の調査後、資金を貸付けることとなります。

ただいま、説明した災害弔慰金の支給等に関する条例については、昨年 12 月議会におきまして同条例の一部改正を行ったところでございます。

次に、3 点目の複合災害対策と本庁機能対応対策についてお答えします。

質問の想定される複合災害のうち、火山や台風、大雨については、事前にその兆候が表れ、一定の予測が出来ると考えます。

一方、地震や津波については、突然発生するもので、火山についても、そのような事例が多々見受けられるところです。

様々な兆候により、複合災害が予見される場合は、複合災害が起こることを前提に、早

め早めの措置を心がけて、対策を検討することとしています。

それぞれの規模にもよりますが、その対策が島内避難で対処できるのか、島外避難であるのかは、そのときの状況次第ということになるかと思っております。

大雨や台風など、气象台から事前に情報が提供されるような場合には、防災無線等による、こまめな情報提供を心がけるよう指示しています。

なお、災害時に行政が出来ることは、限られるかと思っております。

地域の皆さんにおかれましても、日頃から複合災害も念頭に入れた、避難先の検討、避難の際の準備、住宅災害等に対策していただきたいと考えます。

現在のような新型コロナウイルス感染症拡大時の災害による避難につきましても、一種の複合災害であると考えます。

村は、昨年の6月に「避難所における感染症等マニュアル」を定め、避難所での「3密」密閉・密集・密接を避けるための在宅避難や分散避難を呼びかけ、避難所には新たにスポットクーラーやサーキュレーター、段ボールパーテーションや避難所用テント等を整備したところです。

次に、本庁が機能を喪失した場合の対策についてお答えします。

本庁舎は、鹿児島市内に所在することから、「桜島の大噴火」や「鹿児島湾直下型地震」の影響を受けることが想定されます。

2年前に本庁舎や旧庁舎の耐震工事を行い、新耐震基準、震度6から7程度の地震に対しては、甚大な被害は発生しないであろうと考えられています。

しかし、近年の度重なる災害規模の拡大を見ると、想定外の災害が発生しており、想定を上回る大震災や、桜島の大爆発による大量の火山灰等の可能性を考えれば、都市機能が失われ、本庁舎のみでなく、村の機能さえも麻痺してしまう可能性があります。

近年、企業や官公庁において、地震、津波、大雨、大雪などの自然災害や事故、停電など、予測不能な緊急事態に見舞われた際に取りするための施策で、重要業務の被害を最小限に抑え、企業運営や行政機能を停滞させないための行動指針である「業務継続計画」を策定する動きが出てきております。

そのような中、本村においても行政機能に欠かせない情報通信や電力などの供給が寸断された場合を想定して、業務継続計画を策定する方向で検討しているところです。

住民生活に必要な不可欠な行政サービスの提供は、大規模災害発生時においても維持、継続する必要があり、また、被災した場合であっても優先して立ち上げなければならない業務の洗い出しや、復旧するまでの時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上等を盛り込んだ計画としております。

国の対策として一例を申し上げますと、戸籍は、戸籍法で正本と副本を設けることが定められております。

正本は市町村が管理し、副本は管轄する法務局で保存され、データの更新は年に1回法務局に送付していました。

ところが、平成 23 年の東日本大震災では、宮城県や岩手県の自治体で、正本が津波で被害に遭い、副本で戸籍を再生できたのですが、副本が近隣の法務局に置かれていたため正本、副本が同時に被災する恐れがありました。

このことから、国は市町村の副本データを管理する「戸籍副本管理データシステム」を構築し、各市町村とネットワークで繋がれた全国 2 ヶ所のデータ管理センターで管理、戸籍の完全消失の危険を防ぐ対策を講じています。

本村は、平成 23 年に戸籍をコンピューター化し、平成 25 年の運用開始から参加しているところです。

このような大がかりな対策ばかりではなく、例えば、電力については、非常用発電機を本庁 1 階駐車場奥に備えており、数時間の継続運転が可能となっていますが、津波を想定した場合、非常用発電機が浸水し、機能しないことが想定されます。

また、大量の降灰等により交通機能が麻痺することも想定されます。

その対策をどうするのか。

また、重要行政データの確保手段、上下水道の断水時の対策、電話・通信における代替回線の検討等、災害時に有効であると言われておりますテレワークも含め、他の自治体や企業の取り組み事案等も参考にして、検討・協議を重ね取り組んで行くことにしております。

○議長（前田功一君）

7 番、坂元勇君。

○7 番（坂元勇君）

避難勧告が廃止されて、避難指示に一本化されたということで、多分、十島村各島ではいきなり「避難指示です」という防災無線の放送がかかった場合、住民、多分今までは避難勧告で、「まだ大丈夫」と。

避難指示自体はそんなに発令されることは今までなかったですよ。

でもいきなり避難指示ということで、確認なんですけれども、ハザードマップ等で、例えば大雨で、明らかに避難しなければならないという人たちは、避難指示で必ず避難ということになると思います。

ただ、比較的安全な場所に住んでいる方たちは、その場合はこの避難指示でも避難しなくて良いという理解で宜しいですか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに国のほうは、これまで避難指示の前に避難勧告という規定があって、村も昨年度までは避難勧告で運用していたケースがあるわけなんです。

ところが、住民の中にも、我々行政サイドにつきましても、避難勧告である程度住民には、各避難所、もしくは自分の身を守る体制をとってくれということのをこれまでも伝えて

いる関係がありますから、住民はそこまで混乱しないんじゃないんだろうかなというのが考えられます。

ただ、今回その前段としまして、高齢者等の避難をする動きがその前段に出てきますので、これが今までの避難勧告というかたちで取り組むのかなと思っています。

それから、村のほうとしまして、ハザードマップを今年度中に作成する方向で動きを進めているわけなんですけれども、我々が一番危惧するのは、大雨時ですね。

昨年も9月に台風10号ですかね、あのときに、島外避難をしたわけなんですけれども、ああいう事態というものが、今後においては避難指示というかたちで、住民には呼びかけることになっていくんじゃないかなという気がします。

当然、国の5月からの運用が、言葉が変わったかもしれないけれども、これまでと同じようなかたちで、住民には早期避難について呼びかけるべきじゃないかと思います。

それから、大事なのは、村からのそういう指示、あるいは情報を待つのではなくて、住民の中にも早めに避難するという心がけは今後必要となってくると思いますので、そこから付近についての呼びかけは必ずこれからも強く呼びかけていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

どうしても、意識の中に、自分は大丈夫というところが、その方の性格とかもあると思うんです。

かなり慎重な方と、まあ大丈夫だろうという気持ちでいる方も結構いらっしゃいます。説得に係るのが、消防分団であり、自主防災組織だと思います。

自主防災組織の会長は、悪石島の場合、自治会長なんですけれども、毎年変わります。

そうすると、毎年自分が防災の会長だという認識が欠けているということが多々あります。

出張所長も悪石島は今新しい人なので、慣れていないところがあります。

是非そういった連携を取るということで、是非島民を交えなくても、島の分団、消防分団、自主防災組織、出張所長で、町内のそういった連携の訓練というのは、これでもかというぐらいやっていただきたいと要望します。

2点目の質問に移ります。

資料を提出していただいたんですが、災害見舞金の支給実績ということで、平成18年度から令和2年度までの間に、12件で120万円の実績が上がってきております。

ということは、12件で1250万ということは、被害の程度が半壊で、一世帯あたり10万円の見舞金ということだと思っんです。

今、災害見舞金支給要綱を今もっているんですが、全壊の次に半壊とあって、全壊と半壊の間に、半壊で解体、大規模改修の時は150万以内と、その下は半壊で10万円以内と。

この間がかなり開きがあります。

半壊の場合は、その認定基準としては、20%から50%未満で、全壊は50%以上なんですけれども、その間に災証明書等の交付要綱を見ると、大規模半壊というのがあって、40%以上50%未満と。

例えば、村で、半壊ですよと認定したとします。

この要綱の中で、再調査申請書というのがついているんですけれども、様式第4号、これは今まで、再調査依頼というのは一件も提出されたことは無いんでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず1点目のほうの各島での住民への呼びかけの関係なんですけど、今議員が島での自主防災会の会長というのは、昨年から出張所長がその自主防災会の会長を担うということで、申し合わせを多分しているんじゃないかと思います。

と申しますのは、自主防災会の会長イコール自治会長は、毎年変わるケースが出てきているということからした時に、今の災害への対応がなかなかうまく引き継がれないということがありました関係で、自主防災会長の見直しを出張所長にしようということで、現場のほうの指揮は全て出張所長がやるということで、各島の自主防災会の会長につきましては、出張所長を支える、補佐するという立ち位置で、今やっているのではないかと思います。

それから、今年度から、先ほどの行政報告でも触れたかと思いますが、村の職員が防災教室を各島に出向いて実施しているかと思っています。

この中で、各島でのそれぞれ防災関係者、出張所長であったり、それから自主会長だったり、あるいは消防分団であったりというような方々と、あとはその一部、学校の子どもたち、あるいは園児も交えた形での、そういう教室を開いてきているわけなんですけれども、そういうことの繰り返しを毎年やっていくということが必要じゃないかということと、あとは、村のほうから積極的にとにかく早く逃げろという指示をあらゆる場面でも情報を出していくということをする必要があるんじゃないかと思います。

本村におきまして、これまで逃げ遅れて、人命を失ったというケースはここ数十年の中には無いような状況なんですけれども、全国の事案を見ますと、自分は大丈夫だと、自分のところにそういうようなものを巷談だから逃げないと、言う方々がことごとくそういう被災を受けたというようなことがありまして、とにかく自分で自分の身を守るんだという意識付けをいかに行政のほうから、また、各島の自主防災会の中で、意識付けをさせるかというのが重要になってくるんじゃないかと思います。

それから、この災害見舞金の関係につきましては、確かに議員が言われますように、この要綱の中の全壊、全焼で200万、半壊半焼で解体、大規模改修というのにつきましては、これはあくまでも半壊なんだけれども、家をほぼ全部やりかえるんだという事案が出

た時に、この金額を支給するというようなかたちで運用するというようになってきているかと思います。

今のところ、住民の中で、住宅がこういう状態になったというのは、私の記憶では口之島と中之島で今から30年近く前に住家が全焼したという方々がこの対象になったんじゃないかという気がしています。

それから、例えば、この村からの決定に対して、住民のほうから、再審査みたいなものの申し出が出たかというのは、これまでには無い状態です。

私が先ほど誤った回答をしていますので。

自主防災会の会長は、これまでどおり島に任せるんですけれども、現地対策本部の会長が出張所長ということで、申し訳なかったです。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

住家被害の認定をするのは、どこの部署の誰がどのように認定調査するのでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

所管は住民課になります。

当然、地元のほうから先ほど一回目に回答しましたとおり、出張所長、あるいはその地元のほうから「どこどこの家がこういう状態になっている」と。

そうした時に、写真を撮り見せてもらいます。

それで、あまりにも被害の状況が大きいとなった場合は、職員が現地に入って、職員が確実にその状況を見るというかたちで、取り組みをしておりますので、漏れというものはここ10年くらいまで遡った中でも無いと判断しております。

これが半壊なのか、という事案も確かにあります。

その場合は、今の規定上の中では、その詳細には規定しておりません。

その規定につきましては、国が示す基準を参考にしながら、「これは半壊としてみます」と、「べきだ」ということで、その半壊に対する見舞金を支給するというようなかたちで今運営をしているという状況になります。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

そういった認定調査をするときに、地元からの写真とか、いろいろ来て、職員も関わって認定すると思うんですが、そういった場合の、例えば、微妙な判定とかも出てくると思うんですね。

例えば、AとBとあって、一方は明らかに半壊、ですけど、もう一方はどっちとも取

れないみたいな。

そういったときとかに、例えば、庁内での連携というか、各課、課長が全員集まって話し合うとか、そういった体制はとられるのでしょうか。

または、建築士さんとか、そういった知識を持たれた方を入れるとか、あと職員をそういった研修等に行かせるとか、講習を受けさせるとか、そういった行いとかはされていないのでしょうか、伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議員の手元に平成 30 年、3 年前に 4 件出ていますね。

さらに、3 年遡って、平成 27 年に 7 件のときに、これは全て半壊という判断をしたところですよ。

確かに、写真を見る中では、これが半壊かよ、という事案も確かにありました。

我々も、疑問を持ちながら、担当課のほうから、国の事案の中では、こういう文言の中に示されているから、これは半壊に該当するというようなことがあった関係で、半壊と認めた事案もあります。

当然、疑問に思うようなこの判定につきましては、そういう担当部署のほうでその法律基準みたいなものを提示した中で判断するというようにしているかと思えます。

当然、迷えるようなものがあつた場合には、庁内の中で、また対策も含めて、議論するかと思えます。

○議長（前田功一君）

7 番、坂元勇君。

○7 番（坂元勇君）

ひとつ伺いたいんですが、例えば構造的な被害は、見たところそうないと。

ただ、建物の中に入ってみると、例えば内装とか設備、家財道具であつたりとか、そういったものはかなり被害を受けていると、そういった場合には、認定基準の中には含まれないのでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今手元にあります資料を見てみますと、例えば平成 30 年につきまして、屋根の損傷。判定として、4 件のものを待たせているわけですね。

それから 27 年につきましては、壁の損傷、床上浸水ということの中で、基準を示した形の中で、この認めたということになっております。

議員が言われる、それぞれの項目の中で、それがどのような状況かというのは、先ほど来説明している、国が定めている要綱に照らしながら、判断していくということにな

っていくんじゃないかと思います。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

内閣府のポスターがあったんですけども、この中にですね、被災住宅の応急修理というのがある、自治体から救助が受けられますというのが書いてあるんですけども、被災したら、写真を撮ったりとかします。

修理したとしても、修理業者との契約は自治体が行います。

被災者自らが契約しないでくださいと。

もし代金を払っても、自治体に相談してくださいとあるんですが、これは現金支給じゃなくて、修理をしてくれると。

半壊以上の世帯 59 万 5 千円以内、準半壊世帯 30 万円以内とか、こういうポスターが出ていたんですけど、こういうのは採用されるのでしょうか。

これはまた別のものですか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今、議員が手元に持っている、その資料は承知しておりませんが、ここで回答するのは出来ない状況ですけれども、一般的には、自分の住家被害が出た場合には、自らが工務店等に対してそういう措置をする方向になるんじゃないかと思います。

ところが、住民が出来なかった場合には、行政のほうで代理執行というかたちで進むのかもしれませんが、そこはちょっと中身をよく承知しておりませんので、よく分かりません。

それから、国のほうも昨年の 12 月にですね、支援制度の中に、中規模程度の被害というものはこれまで国はなかったわけなんです。

私共も昨年 12 月にこの見舞金規定を改正したときに、国が中規模程度の制度を設けたというのに併せて、村のほうもこの基準を新しく作ったということも参考にさせていただければと思います。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

それでは、3点目の質問に移ります。

複合災害の対策ですけれども、去年、村が台風によってその島外避難を行いました。

そのおかげで、私が先ほどちょっと住民 30 人がコミセン一箇所に集まりましたと。

高齢者とか、要支援者が島外避難をしてくれたおかげで、そのくらいで済んだと。

非常に助かったわけですけれども、それも複合災害対策になるんじゃないかと思いま

す。

ひとつ、島内でコロナの陽性者が出たとします。

それは業者さんもいらっしゃるの、出たとします。

そうした時に、村営住宅に入ってもら、そこで生活してもらわなければならないんですけど、しばらく。

そうしたときに避難となった時に、個室であったりとか、トイレを分けたりとかしないといけなくなるんですが、そういった場合の想定というのはしておられますか。

コロナの陽性者が出たときに、今村営住宅を確保しています。

そこで、様子を見ていただくということになるかと思うんですけども、そういった中で、たとえば避難指示という発令があったときに、他の住民とわけないといけませんがね。

去年のスーパー台風の場合は、私たちはコロナも恐かったですけれども、とにかく鉄筋コンクリートの建物に入ろうということで、密になるのは分かっていたんですが、全員コミセンに避難しました。

それで、もしそういった陽性者がそのときにいたとき、分けないといけませんね。

そういう方は例えば診療所に行っていて、そうすると看護師さんがひとり着かないといけなくなるかもしれないですけども、そういったことは考えているのか伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

コロナが今のこの時期に、コロナの感染時期に、その避難せざるを得ないような事案が生じたときには、今我々が想定しているのは、コロナの疑いがあるのは、村営住宅の空き住宅を一応各島に指定していますので、その方と住民が避難する場所とは、多分に区分されるだろうという認識を持っています。

そこに複数のもので出た場合には、多分厳しいのかなと。

そうなった場合には、どういったかたちで島民の避難をとるのかというのは、大きな課題だと思います。

それから、全国的に言われているのは、昨年来コロナと併せて、避難を皆がされる場合は、その会場を避けるべきだということも出てきているのも事実だと思っております。

ただ、私共としましても、そういうことも想定しながら、避難所のあり方というのは、今後検討していくべきじゃないかとは考えます。

なかなか回答になっているかどうか分かりませんが、なかなか今のところはそういう状況しかないのかなと思っております。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

私が冒頭申し上げました、丁度今年の4月に、地震が頻発している時に、台風2号が発生しました。

逸れてくれたんですが、これから同じようなパターンが無いとも限りません。

外は大荒れ、というときに、大きい揺れが来たと。

一体どうしたら良いのかと。

そこはもう予期せぬ事態ということで、各個人の判断に任せることになると思うんですが、一番良い方法は、どういう方法が一番最適だとお考えでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

コロナ禍での、避難のあり方というのは、これはかなり全国の自治体でも迷われているだろうと思うんですね。

私共は昨年の台風10号の接近のときに、鹿児島市内にホテルに避難させたと。

そのときに、鹿児島市内、あるいは奄美市内のほうでも、自らが避難先に行くと、コロナのリスクが高くなるからということで、自らホテルを押さえている動きが出てきたみたいなんですね。

多分に、今後もそういう動きが、都市部のほう、全国的に広がっていくんじゃないかと思うんです。

我々の場合は、そういう施設が無いと、そうなった時に、例えば昨年も9月か6月に、協議会で議員の皆さんとも協議したかと思うんですが、例えば民宿、もし仮に民宿が開いていたら、民宿の部屋を村が借上げる、あるいは学校の施設、体育館なのか、教室なのか、というところも、分散させることはどうなのかという議論も出たかと思うんです。

当然、村としましても、そういうものを想定しながら、今後議論を図りながら、進めて行くべきなのかなと思っています。

ただ、真夏の場合に、空調施設というものがそこにあって、当然使っていくということになるんじゃないかと思うんですけれども、当然学校のほうでも今エアコン整備が進められてきているわけなんですけど、ただ、学校の場合はその暴風対策というものは殆どされてないということを考えたときに、住民が果たして選択肢としてそこに向かうのかというような問題も出てくるんじゃないかと思えます。

もうひとつは、自宅、自分の家で、台風能耐え得るといような自覚があれば、じっと自宅で待つ。

あるいは、自動車、車で安全な場所に逃げ込むというようなこともあるんじゃないかと思えます。

そういうようなことも含めながら、総合的に判断するというようなことが今後求められていくんじゃないかと思えます。

コロナ禍での、避難のあり方というのは、かなり奥の深い難しい課題であるのかなと思っています。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

2016年の熊本地震のときに、5市町で本庁機能が停止喪失したということで、駐車場にテントを張ったりとか、市民体育館に移転したとか、いろんな予期せぬ地震だったということで、そういう事態に陥ったということを知っています。

また、耐震化が間に合っていなかったということで、本庁においては、耐震化整備はもう終了しておりますけれども、何かあるかわかりません。

村長がおっしゃっていたとおり、各ライフラインが止まる可能性もあります。

もし、本庁でそういう機能が喪失し、島でも大きい被害が同時進行で発生していると、そういったときに、もうパニックになるわけですが、村では本庁機能が喪失したときに、パソコンを持って出たりとかはすぐには出来ないわけですが、他の市町村と違って、住民の顔と名前がほぼ分かるということでは、有利なのかなと考えます。

例えば、県庁のどこか近くに移転するとか、そういったような対策というのは、考えておられるのか伺います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

本庁舎につきましては、2年前に耐震整備をしたということで、地震であれば震度6～7位は対応出来るだろうということで、耐震工事を進めたわけです。

それ以上のものが起きてしまったときには、もうなかなか厳しくなるだろうと思うんです。

各自治体の中でも、その新しく、特に古い庁舎等につきましては、基準の整った庁舎建設を進めている自治体は県内でもかなり進めてきているんじゃないかと思います。

我々のところは、財源的な問題、あるいは場所というものも考えた場合には、この庁舎で出来る範囲のものをやろうということで、2年前に整備したということになるかと思います。

ただ、この複合災害の場合は、どこまで準備しなければならないのかというのは、かなり大きな課題です。

特に今よく言われているのは、桜島が大正級の大爆発が起きた場合には、火山灰が風向きによっては1m位この近辺は埋まるだろうということもシミュレーションされているようなケースも聞きます。

それから、当然そこ発生したときに、津波が来るだろうということも言われています。

そういうことも考えた場合に、かなり規模の大きなものを想定することになるんだろ

うと思うんです。

これは我々に限らず、鹿児島市役所、三島村、この近辺にある自治体、ならびに国の機関というものも同じような条件になるんじゃないかという気がします。

そこは先ほど来申しあげますようなかたちで、どのようなものの中で、業務継続計画というようなものを進めて行くかというのは、大きな課題になるだろうと思っております。

今年度中から手がけてみたいと思っています。

また議会とも議論しながら、この計画のあり方を考えていくべきじゃないかと思えます。

今議員が言われますように、例えば県庁の一角にとすることは、今のところはそこまでまだ考えが及ばないという状況になるのかと思います。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

いかなる事態に遭遇しても、業務継続はしなければなりません。

それで、最後にします。

被災者のために、生活再建に地方公共団体とか国が見舞金を支給したりする、これが控除なんです。住民の方たちにも、自助努力として、自然災害に備えた、保険とか共済とか、そういった加入を促進する、また情報提供を行なうことも大事じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに、今言われるとおりでと思うんですね。

当然自助となった場合には、保険の準備をすることになるんだろうと思うんです。

中には、6年前の十島村を襲った夏の台風のときに、そういう保険に入った動きを聞いたことがあります。

これは村としましても、どこかの保険会社と連携を取りながら、進めて行くことになるんでしょうけれども、保険会社が多数ある中で、村のほうからそこを進めるということはいかなるものかなということも考えられます。

ただ、自助として、自分の財産を守るということを考えた場合には、何らかのかたちで住民への広報というものはあるべきじゃないかと思えます。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

今年も大きい災害が無いことを願って、これで質問を終わります。

○議長（前田功一君）

これで、坂元勇君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3時5分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永田和彦君の一般質問を行います。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

例年よりも早く、本村も5月5日には梅雨入りし、昨年のような集中豪雨は発生していませんが、長雨の続く鬱陶しい梅雨空に覆われています。

例年通りなら、今月中には梅雨明けが出来るかと思いますが、梅雨末期の大雨に注意しながら、夏空を待ちたいと思います。

梅雨が明ければ、今度は台風シーズンに備えなければなりません。

昨年のような島外避難を要するような、大型台風にも注意しながら、自然災害の多発する季節を無事に乗り越えていきたいものです。

住民の皆さんも、大雨や台風慣れっこになることなく、日常から災害時に慌てることの無いように、準備を怠ることなく過ごしていただきたいと思います。

また、我々住民のワクチン接種に関して、役場全庁あげて対応していただき、無事完了したことに、心より感謝申し上げます。

ワクチン接種は完了しましたが、今後も引き続き感染対策を行いながら、世界的なコロナ収束の日まで、日々の生活を送っていきましょう。

それでは、通告に従って質問を行います。

1点目です。

3月議会時が国内でのコロナウイルス感染の第3波から第4波への移行時期の真っ只中の状況でした。

大阪を中心に関西圏において、変異ウイルスが猛威を奮い始め、ゴールデンウィークに国内旅行者の移動により、変異ウイルスが都市部から地方へ拡散され、日本全国で感染者の急増に繋がりました。

今現在も沖縄県においては、連日100人超えの感染が続いている状況です。

幸いにして、本村においては、4月27～28日、5月25～26日の2回の日程により、

村内のワクチンの接種を希望する大半の方が接種を完了したものと思います。

住民のワクチン接種状況について、接種の実績数、接種率、合わせて発熱等の副反応と思われる症状の報告がどの程度あったのか伺います。

2点目です。

国からのワクチン配布については、当初4月19日ということでしたが、最終的には4月25日の配布受領ということで伺いました。

本村の受領したワクチンについて、配布受領数、使用数量、残余数について、併せて受領したワクチンの使用有効期限がいつまでなのか伺います。

3点目です。

住民の集団接種終了後の、残余ワクチンについては、本庁職員および船舶職員の皆さんへの接種用として使用する考えがあると聞いていますが、間違いないのか伺います。

本村の特殊性を考えると、職員の皆さんにもワクチンを接種してもらうことで職員の皆さんが島への出張やフェリーとしまの運行についてもかなりの安全性が確保されるものと考えます。

職員の皆さんへのワクチン接種を行うとして、対象者は何名になり、接種計画をどのように考えているのか伺います。

また、職員の皆さんへのワクチン接種完了時に、ワクチンの残余数はどの程度見込まれるのか合わせて伺います。

4点目です。

職員への接種終了後、残余ワクチンを活用して、本村出身の高校生等に対して、ワクチン接種を行う考えは無いか伺います。

私たち住民は、無事2回のワクチン接種を終えることができました。

子供さんを高校等へ通わせている保護者の方と話をする中で、離れて暮らす子供さんのコロナ感染への大きな不安を感じずにはいられませんでした。

高校生については、住民票所在の市町村でのワクチン接種対応となるかと思いますが、村の保有ワクチンに余裕があるようならば、積極的な対応を求めたいと思いますが、このことについてどのように考えるか伺います。

5点目です。

今回の2回目の集団接種時に、1回しか接種できなかった対象者がいたと聞いています。

この1回だけの非接種者の方の2回目の接種がどのように行われるのか伺います。

また、今後新たに接種を希望される方が出てきた場合の対応については、どのように考えているのか伺います。

島内接種、または日赤病院での接種が可能なのでしょうか。

次に、接種が完了した我々住民の、村内での通常の生活について伺います。

基本的にはこれまでどおり村外へ出るときのマスクの着用、消毒の徹底など、変わらない

い対応が求められると考えます。

今後各島で行われる敬老会や十五夜の行事等、村内における住民のみで行われる行事等について、開催のあり方についてどのように考えるのか伺います。

また、村政座談会のような、役場職員と住民と一緒に参加するような行事等は、これまでのような人数制限をかけた状態で行うのか、今年度計画されている、本土復帰 70 周年事業の開催方法等、現時点での方向性が決まっていれば説明を求めます。

以上で、私の 1 回目の質問を終わります。

なお、行政報告の中で、只今質問した部分について、一部説明が含まれていましたが、質問作成時では情報として掴んでおりませんでしたので、質問内容が既に回答されている部分もありますけれども、お許しいただきたいと思えます。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

それでは、本村におけるワクチン接種状況についてご説明いたします。

行政報告でも説明しておりますけれども、重複する部分があると思えます。

ワクチンの接種については、住民基本台帳に登載されております 16 歳以上の 531 人に接種券を配布しており、接種を希望しない方が 21 名、村外に入院・入所されている方が 11 名、村外に一時滞在している方 11 名、亡くなられた方 2 人を除く、486 人に対して、1 回目の接種者 486 人、2 回目の接種者が 446 人となっており、接種率は、1 回目で 91.1%、2 回目で 84.3%となっております。

その内訳については、優先接種の対象者、これは診療所看護師、消防分団関係者等に対しまして、3 月 25 日から 4 月 19 日にかけて、米盛病院、いちき串木野市の医師会病院で、1 回目が 29 人、2 回目が 25 人接種しており、2 回目未接種の 4 人は 4 月 25 日から 26 日の島内集団接種時に 2 回目を終えております。

16 歳以上の一斉接種につきましては、1 回目を 403 人が接種し、5 月 25 日から 26 日の 2 回目の方が 397 人、1 回目の方が 26 人接種したところでございます。

また、島外に居られる方に対しては、5 月 13 日にフェリーとしま 2 の診療室で 1 回目を 18 人、6 月 10 日に島内一斉接種で 2 回目の未接種者 2 名を含む 20 人が 2 回目接種を終えたところです。

残りの 26 人の 2 回目接種は、ワクチンの無駄を防ぐためや副反応に対する迅速な対応をするため、接種者を一箇所に集めて接種する予定で医療スタッフの確保並びに日程調整を行っているところです。

副反応については、接種部の腫れや痛みを除き、嘔吐・吐き気・頭痛・発熱・倦怠感・喘息発作などの症状を訴えられた方が、1 回目で 3 人、2 回目で 39 人、合計 42 人おられ、そのうち、アナフィラキシーの症状を訴えられた方が 2 人おりましたが、嘔吐と喘息

発作の軽い症状で、他の症状の方を含め、医師による診断・点滴・薬剤等の処方を行いまして、接種後、早い方は当日、殆どの方が2日から3日のうちに回復されたところです。

続いて、ワクチンの配布受領数・使用数・残量数・有効期限についてご説明いたします。

まず、ワクチンの配分数については、4月25日にファイザー社のワクチン1箱195バイヤル975回分を受領しまして、フェリーとしま2の診療室に設置しましたディープフリーザーで保管管理したところです。

現在までの使用数については、1回目の集団一斉接種時に82バイヤル410回分、5月13日に村外に居られる住民18人、職員29人、外部医療スタッフ3人に10バイヤル50回分、2回目の集団一斉接種時に85バイヤル425回分、6月10日に村外に居られる住民及び2回目未接種の住民を含む30人、職員31人、外部医療スタッフ3人に13バイヤル65回分となり、合計で190バイヤル950回分を使用しております。

ワクチンの残量数については、5バイヤル25回分となっております。

ワクチンの有効期限については、来月末の7月31日となっております。

次に、職員等へのワクチン接種につきましては、本村に配分されたワクチンの余り分の有効活用を図るために、国の担当課に確認にし、承諾を得た上で、定期船の運航に携わる職員や庁外での勤務、訪問客等の対応に係る感染防止対策としまして、前述しましたように5月13日と6月10日に33人の接種が終わっております。

今後、職員等を対象としましたワクチン接種は予定しておりませんが、住民のワクチン接種時に5人に満たないことが発生した場合、ワクチンの無駄を防ぐため、その端数を職員等へ接種することは想定されるかと思っております。

次に、余剰ワクチンを村出身の高校生等へのワクチン接種の考えについてご説明します。

現在、村出身の高校生等で、大学・専門学校・高校に就学中の学生は、正確に把握できておりませんが、21人を超す方が就学中と推測されます。

そのうち、村に住所を有している方が9人おられ、2人が高校生、7人が大学生等となっており、担当課から保護者を通じてワクチン接種の希望調査を行いまして、希望された7人の方が2回目のワクチン接種を終了しております。

余剰ワクチンの活用方法については、厚生労働省から医療従事者等の範疇に含まれる行政職員やその家族、介護・福祉・医療に従事する方などへの接種について、配分されたワクチンを市町村の判断で柔軟に対応可能といった通知が出されておりますが、村出身の高校生等につきましては、医療従事者等の範疇に含まれないことから、接種することは難しいのではないかと判断しております。

次に、2回目未接種者や新たな接種希望者への対応についてご説明いたします。

今後の未接種者等の接種については、ワクチンの残量数を無駄なく使い終わることや副反応への適切な対応を行うため、1バイヤル5回分を1単位として、端数が生じないようにし、接種希望者を一箇所に集め接種する必要があります。

ななしま2を使用して、医療スタッフを移動させながらのワクチン接種も検討していたところですが、保有するファイザー社のワクチンは融解すると連続する振動・衝撃に弱く効果が落ちることから断念せざるを得ないところです。

このことから、接種希望者全員をフェリーとしま2で奄美大島まで移動してもらい、またその逆の鹿児島市内に移動して、船内の診療室でワクチン接種を行い、接種者は船内等に残り、上り便で帰島してもらい、或いは下り便で帰島してもらうことで、ワクチンの無駄もなく、接種後の経過観察も医師が帯同することで安全に行うことが可能と判断しておりますので、現在、鹿児島赤十字病院・県立大島病院・県看護協会と医療スタッフの派遣等について調整を行っているところです。

次に、接種完了後の住民生活に対する考え方についてお答えします。

本村のワクチン接種は、現在、接種対象者 531 人に対し、486 人で接種率 91.1%となっております。

今後、12 歳以上 15 歳未満の小中学生等と村民の 1 回目・2 回目接種で漏れた未接種者から接種希望の声が上がっております。

その数は、約 60 人程度を見込んでおります。

全ての対象者が接種した場合は 591 人で、接種率は 92.4%となりますので、高い次元の集団免疫を確保することになります。

しかし、ワクチンを接種したからといって、新型コロナウイルスに感染しないというわけではないようです。

実際に県外では、ワクチン接種後に感染された事例も確認されております。

厚生労働省では、「ワクチン接種から免疫がつくまで1～2週間ほどかかり、免疫がついても、100%の予防効果が得られるわけではない。」としており、ワクチン接種後も基本的なマスク着用や手指消毒・密を避けるなどの感染防止対策は引き続き徹底して欲しいとされております。

本村のワクチン接種率は 90%を超える高い水準ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、ワクチンは、感染予防になるが、感染しないわけではなく、感染した場合の重症化を防ぐものであり、100%ではないということを認識しなければならないと思っております。

本村には、現在、接種されていない方が約 130 人おります。

その内の約 90 人が 12 歳未満の児童・未就学児になります。

万が一、村内にウイルスが流入した場合、医療施設の無い、しかも成長段階で体力も十分でない児童・未就学児が危険に晒されることとなります。

このことから、村では引き続き、水際対策の徹底を行うこととし、県内外からの不要不急の移動の自粛をお願いし、工事関係者等の業者に対してもやむを得ない事情を除き、村内への来島自粛をお願いしております。

工期等の延長ができないなどやむを得ない場合は、2 週間の健康チェック、乗船当日の

PCR 検査を求めています。

また、住民の皆さんの中には、ワクチンを接種したから感染しない、自由に出入りができると勘違いされる方の声を聴くことがあります。

その気の緩みによる村外への不要不急の移動や多数の人が集まる場所への出入りを自粛してもらうよう防災行政無線等で呼びかけているところです。

本年度のイベント等の行事や各課の様々な事業の開催については、定住関係では、都市圏でのイベント開催も殆ど見合わせとなっている状況で、現在のところ開催されてもオンラインが主となっているところです。

観光関係では、7島めぐりツアー、島暮らし体験プログラム、トカラ列島島めぐりマラソン大会など村外から参加者を募集するイベント、教育委員会のファミリー劇場も含め、中止することとしております。

また、入学・入園式や卒業・卒園式・運動会等の行事についても、昨年と同様に規模を縮小して関係者のみでの実施、高齢者等のサロン活動はソーシャルディスタンスを保ち室内の換気を行い、マスク着用・消毒の徹底を行うことで実施することとしております。

住民の皆さんで行われております悪石島のボゼや口之島の狂言などの伝統行事については、毎年、多くの出身者や観光客など大変に賑わう行事であります。コロナ禍での開催につきましては、村外からの来島は自粛をお願いせざるを得ないのが現状ではないかと考えております。

当然、住民だけで開催する場合におきましても、ソーシャルディスタンスを保ち、マスクの着用や手指消毒など感染防止対策を講じたうえで開催していただくことをお願いしたいと考えております。

また、引き続き5人以上での会食や不要不急の外出、多数の人が集まる場所への出入りの自粛など、マスクの着用や手指消毒の徹底を含めてお願いすることとしております。

いつ、どのような状況になれば対策を軽減するのか、というようなことにつきましては、ワクチン接種の進んでいる米国などでは、既にマスクの着用を求めないところも出てきているようですが、本県はもとより、厚生労働省からの見解、指針等も示されておられませんことから、村のワクチン接種が進んだからと言って独自に対策を軽減することは早計であると考えております。

今後の国等からの情報に沿った取組を進めていく考えであります。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

接種率、それから、接種者数であったり、そういう数字的な部分については、報告のとおりで了解します。

その1回しかワクチン接種を行っていない方については、奄美か鹿児島市で接種ということですが、先ほどの答弁の中で、有効期限が7月31日までということで、7月中

の接種を行う方向で準備中ということですが、そうなった場合、その対象の方については、奄美なり鹿児島への移動に関する運賃等については、各自自己負担になるのかどうなのか、そこら辺まで検討されているのか、その点についてちょっと伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

未接種者の方、それから 12 歳以上の小中学生の関係者が、約 60 名位いるわけなんですけれども、今のところ 7 月の第 1 週、そして 2 回目を 7 月の 20 日頃というかたちで、医療関係者、日赤であるとか、県立大島病院の関係者等とスタッフの協力要請を今申し上げております。

この管理者につきましては、当然村がその接種対策で取り組むということになりますので、船は村のほうで借上料を負担するというので、鹿児島ないし奄美大島につきましては、その関係の予算を今回の補正予算の中に、朝方冊子の差し替えをさせてもらったと思いますけれども、その関係も今回の補正予算の中に入れていくということで理解してもらいたいと思います。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

ちょっと細かいことまで。

移動のその費用等、例えば、その接種に行けば、おそらく船の中でずっと過ごすということになると思うんですけれども、そこらの食事等も提供されるというふうに捉えて良いんですか。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

奄美の場合は、下り便で、乗船していただいて、奄美に到着するのが 15 時位になるんじゃないかと思います。

それから約 2 時間位の中で接種していただいて、当然食事が取れるときにお昼、そして、当日の夜、そして翌日の朝、というようなもので、村が負担するという方向で考えています。

鹿児島の場合は、船内に滞船させるわけにはいきませんので、この近隣のホテルを借上げると。

その場合も、当然ホテルの宿泊料、そして食事というものまで考えるという方向で進めています。

○議長（前田功一君）

6 番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

職員の関係の接種が5月13日と6月10日で33人完了ということですが、この33人と言うのは、具体的に、例えば船職、それから一般職、そこらへんの内訳はどうなっているのか。

この33人で、全員完了なのか、一部未接種の職員の方がおられるのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

職員等へのワクチン接種については、まずフェリーとしま2の乗組員全員に接種を終わらせております。

そして、職員については、優先接種、医療従事者等の優先接種で、まずワクチンを2回接種をしておりますので、それ以外の職員と言うことで、地域振興課の外によく行く、又は島のほうへよく行く職員と言うことで、3名程ですね、合計33名のワクチン接種が終わっているところでございます。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

フェリーの乗組員全員ということと、一般の方が優先接種以外の職員の方が3名となった場合、一般職員の方がまだ未接種となるのは何名程残っているのでしょうか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

本庁における職員で、まだ未接種の職員数というのは、住民課とそれから総務課については全て接種は終わっております。

あと、終わっていないのが、土木交通課、それから教育委員会、そして振興課の一部ということですので、十名程度になるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議員が言われますように、職員並びに高校生というものまで村としては対応したかったんですが、今残りワクチンというのが25回分しかないということと、今先ほど申し上げました未接種の方、それから12歳以上の小中学生を含めた場合の約60名ということ考えた場合には、村が配布を受けたワクチンでは足りないということになりますので、三島のほうに相談しまして、その分を貰い受けるということを進めているところです。

今後村のほうに、国のほうからワクチンをまた物が確保できたらですね、職員というこ

とは考えていくべきだろうと思います。

ただ、今は県内でもかなりワクチン接種の動きが出てきているかと思います。

そうすると、我々がもらう件数の、むしろ各住所地のほうが実際のほうで接種するというほうが早くなってくるんじゃないかと思っています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今、村長のほうから、三島村から提供を受けるということですが、それは提供を受けた分で、とりあえず7月中に接種予定になっている対象者のかた全員対応可能ということでしょうか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

只今村長のほうから申し上げましたとおり、約70回分ですね、70回分のワクチンを三島村から譲渡するかたちにしておりますので、それと今村に余っている25回分ですね、それをあわせると、全ての対象者の方に接種ができるということになります。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

7月中で一応対象の方は殆ど全員接種が終わるということで、是非その方向で進めていただきたいと思っています。

少なくとも、先ほど村長の答弁の中でもありましたけれども、我々住民一人ひとりがワクチン接種したことで、安心することなく、やはりこれまでどおりの安全対策をとりながら、生活をしていきたいと思いますが、先ほど、一回目の質問の中で、各種行事ですね、具体的にちょっと触れましたけれども、村のほうで主催する事業、それからファミリー劇場等については中止ということでありましたけれども、村のほうでこの後一番近いところと言うと、村政座談会、そういったものは、昨年のようなかたちでやはり人数制限をかけた形での開催となるのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

村政座談会につきましても、打っていない方がいらっしゃるということですので、昨年と同じようなかたちを取りたいと考えています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

それと、例えば運動会等についても、昨年のようなかたちで関係者のみでの規模を縮小したかたちということで、答弁がありましたけれども、それと同じように考えれば、やはりそれとその他、口之島の盆行事等の取扱等を考えると、各島における敬老会やその他地域行事ですね、十五夜等の行事等、そういったものについても、基本的には村としては縮小もしくは非開催という方向で対応してもらいたいというのが本音なのかなとは思いますが、そこらへんについては、各自治会等へのお願いというか、そういったかたちのものはされるのかどうか、その点まで伺いたい。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

当然、今議員が言われるように、今職員が説明しているとおおり、今後においても、国から何らかの形が示されるまでは、今の状況を継続すべきでないかと思っています。

最近におきまして、定期船に乗船される方が、「自分はもうワクチンを2回接種したんだ」と、「だから自分は感染しないんだ」という声が出てきているのも事実なんです。

ワクチンパスポートというようなものも、そういうような動きも出てきております。

そういうものが、国が正式に厚生労働省が正式に、例えば旅行するときに、そういうもので無差別に行けるよというようなことが出てくれば、村も同じような動きをすることになっていくんだと思いますけれども、当然村としましては、これまで同様に、地域行事につきましても、手指消毒、マスクの着用、三密を防ごうということは継続して欲しいと思います。

先日も、ある島のほうでの地域づくりのほうから、例えば、夕方子どもたちも集めて、そのマスクを外して会食をしないと、「ワクチン接種をしているから大丈夫じゃないか」という声もあったんですけども、それはもう「やめてくれ」と。

ただ、「マスクを外さない状態であって、まずはその密を防げるような状況であれば、地域づくりのほうは大いにやってくれ」という話はしました。

住民の皆さん方の中でも、例えば地域行事の中で、マスクをして、ソーシャルディスタンス、ある程度距離をもちながら、地域の活動というものをやって欲しいと思うんです。

例えば、夏場の悪石島のボゼ、それから口之島の狂言も、例えばの話ですけども、マスクを着用するとかですね、あるいは出来るだけ密を避けるようなかたちのもので、進めてくれることを期待したいと思います。

このコロナ禍によって、地域にはことごとく中止ということになってしまうと、これまで築いてきた伝統文化そのものもおかしな状況になってしまいますので、そこは感染対策を十分に進めながらやって欲しいとは思っています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

我々住民も、そういった地域の伝統文化、そういったものは継承しつつ、安全に留意したかたちで、日々これまで以上に気をつけながら過ごしていければと思います。

以上で私の一般質問のほうは終わります。

○議長（前田功一君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

これより、しばらく休憩します。

3時50分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第4号 令和2年度十島村国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）の件

○議長（前田功一君）

日程第7、報告第4号、令和2年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、報告第4号について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を、3月31日付けで専決処分しましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分書の専決理由にありますように、県から3月に令和2年度保険給付費見込み額が示されまして、3月議会で保険給付費の減額を行ったところでございますが、2月診療分の医療費が高額の医療費を要する患者が発生しましたことから、国保連合会のほうから見込み額を超える医療費の請求となりましたことから、医療給付費に予算不足が生じ、予算の調整に急施を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により

専決処分しております。

第 1 条に、補正後の歳入歳出総額を記しております。令和 2 年度の十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,011 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 130,697 千円とするものです。

2 ページに歳入歳出予算の補正の款項の区分等について、3 ページに「第 1 表歳入歳出予算補正」を記載しております。

それでは、歳入歳出予算についてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

県支出金の県補助金のうち、保険給付費等交付金で、見込み額を超える医療費に対する保険給付費の追加交付分としまして、保険給付費普通交付金で 3,011 千円の増としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費で、見込み額を超えた医療費の増加に伴い、療養給付費の負担金、補助及び交付金で 3,011 千円の増となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

確認ですけれども、これの件数ですね、何件分なのか。

医療費の急を要したということでしょう、急を要したから専決処分になったわけですよ。

議会が終わった後に発生した案件なんですか。

何件なんですか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

この案件につきましては、2 月診療分を 4 月に国保連合会のほうから請求が参ります。

ですから、国保の医療費の場合は、3 月 2 月というかたちでの医療費の請求が国保連合会から来るわけです。

ですから、この県からこの保険療養費の見込み額が 2 月末の時点で来ておまして、その見込み額に基づいて 3 月議会で減額補正をしたわけなんですけれども、その国保連合会から 2 月分の医療費の請求が 4 月に来て、その見込み額を上回る請求額が来たとい

うことで、予算に不足を生じたということになります。

その、今議員が言われる、何件増えて、何件分の金額が増えたというのは、申し訳ありません、今この場で回答する情報を持っておりませんので、必要であれば後もって報告をさせていただきます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

事前に、見込み額と言うのは分かっているわけですよね、当然。

2月分は4月に来ますよとか、3月に来ますよというのは。

減額を行って、また専決処分をするのもどうかなと思うんですけども、今後こういう案件が無いような、見込み額の算定もしっかりと行ってもらえればと思っております。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

議員の言われるとおり、この3月議会です、県のほうから見込み額の通知が確定通知というかたちで来たものですから、その県の見込み額に併せて減額補正をしてしまったと。

そこで、年末からのですね、医療費の伸びとかですね、そこをしっかりと把握ができていればですね、知りえたことかもしれません。

ですから、議員が言われるとおり、今後こういうことがないように、医療費の動向についてですね、急激に上がる場合もあります。

そこで、予想し得ない医療費が発生する場合もございます。

心臓バイパスとかですね、手術が一件入りますと、いきなり800万、900万という医療費が上がってくるときもありますので、そのあたりの情報と言うのは事前に知ることはできませんけれども、普段からの医療費の流れをしっかりと情報を得ながらですね、できるだけこういうことが無いように努力をまいります。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、報告第4号、令和2年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第7、報告第4号、令和2年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第8 報告第5号 令和2年度十島村介護保険特別会計
補正予算（第4号）の件

○議長（前田功一君）

日程第8、報告第5号、令和2年度十島村介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

報告第5号について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度十島村介護保険特別会計補正予算（第4号）を、3月31日付で専決処分しましたので、それを報告し、承認を求めます。

専決処分書の専決理由にもありますように、令和2年度地域支援事業の実績に伴う、交付率の算定誤りにより、変更が生じまして、国、県への償還金への予算に不足が生じ、調整に急務を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しております。

第1条に、補正後の歳入歳出総額を記しておりまして、令和2年度の十島村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、保険給付費と諸支出金で予算調整を行いまして、歳入歳出予算の総額を84,521千円としております。

2ページに歳入歳出予算の補正の款項の区分等について、「第1表歳入歳出予算補正」を記載しております。

3 ページをご覧ください。

保険給付費の介護サービス等諸費のうち、施設介護サービス給付費で、サービス利用の減少に伴う不用額の調整で、負担金、補助及び交付金で 41 千円を減額しております。

諸支出金の償還金及び還付加算金のうち、償還金で、令和元年度地域支援事業の介護予防日常生活支援事業にかかる交付率の算定誤りによる、実績額の変更を行ったことから、県還付額の増額によりまして、償還金、利子及び割引料の国県等精算還付金で 41 千円の増額としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、報告第 5 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、報告第 5 号、令和 2 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第9 報告第6号 令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第4号）の件

○議長（前田功一君）

日程第9、報告第6号、令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

報告第6号について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を、3月31日付けで専決処分いたしましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分書の専決理由にもありますように、被保険者の申告漏れによる所得更正が3月に行われましたことに伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金に予算不足が生じ、予算の調整に急施を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しております。

第1条に、補正後の歳入歳出総額を記しておりまして、令和2年度の十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、後期高齢者医療広域連合納付金と保健事業費で予算の調整を行い、歳入歳出予算の総額を17,051千円としております。

2ページに歳入歳出予算の補正の款項の区分等について、「第1表歳入歳出予算補正」を記載しております。

3ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金で、申告漏れによる所得更正に伴う、後期高齢者医療広域連合への納付金として、負担金、補助及び交付金で63千円を増額しております。

保健事業費のうち、人間ドック事業費で、助成事業の利用者見込みが減となったことによる不用額の整理として、扶助費で63千円を減額しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、報告第 6 号、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、報告第 6 号、令和 2 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第 10 報告第 7 号 令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 1 号）の件

○議長（前田功一君）

日程第 10、報告第 7 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第 7 号、一般会計予算補正（第 1 号）の専決処分を求める件について説明します。

本件は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援給付金を支給するもので、国から可能な限り 5 月末までに支給を行うよう、通知があったため専決処分することとしたものです。

対象者は、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受ける子育て世帯、又は公的年金等を受給しているため、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けていない子育て世帯、もしくは、児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている子育て世帯で、児童一人当たり一律 50 千円の支給額となっています。

議案専決処分書第 1 条をご覧ください。

補正の額を歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 755 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,762,975 千円としています。

内容について説明します。

4 ページをお開きください。

まず、上段の歳入については、総額 755 千円の全額が国庫補助金となります。

下段の歳出については、事務費分として需要費で 55 千円、事務的交付金で、児童数 14 名分 70 万円を追加しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

これは、国の指導のとおり、もう既に 5 月中に支払われたということでしょうか。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

5 月中に予定者に対しては、一律 5 万円の支給は終わっております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、報告第 7 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、報告第 7 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第 11 報告第 9 号 財産の取得について承認を求める件
（道路管理作業用重機購入）

○議長（前田功一君）

日程第 11、報告第 9 号、財産の取得について承認を求める件（道路管理作業用重機購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

それでは、報告第 9 号、契約の締結について承認を求める件について説明させていただきます。

提案理由につきましては、財産の取得について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、作業車両の購入を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分書の方をご覧ください。

（1）の契約の目的でございますけれども、特定離島ふるさとおこし推進事業の道路管理作業用重機購入の物品売買契約となっております。

（2）契約金額につきましては、消費税込みの 12,100,000 円で、（3）の契約の相手方といたしまして、南国殖産株式会社と令和 3 年 5 月 25 日に契約しているものでございます。

（2）の専決処分の理由と致しましては、車両の納期に約 6 か月を要することから、諏訪之瀬島の降灰時期に間に合うように、早期の契約が必要と認められたためでございます。

車両の降灰対策仕様につきましては、後ほど仕様書説明のところでも申し上げさせていただきます。

続きまして、2 ページのほうをご覧ください。

契約書案になります。

契約書案については、事業名、契約の金額・相手等をご確認ください。

つづいて、3 ページ目。

入札執行結果表のとおり、南国殖産が落札しています。

4 ページ目をご覧ください。

購入仕様になります。

1 から 4 までの項目を簡単にいいますと、路面清掃車 1 台を鹿児島港渡し諏訪之瀬島送りで、12 月 15 日までに納入してくださいということでございます。

5 番目の製品仕様については、鹿児島市内でたまに見ることがあるかと思えますけれども、鹿児島国道事務所や鹿児島市が所有しているものと同じ型という内容になっています。

5 ページ目のほうに図がついておりますけれども、こちらのほうが車両の寸法になります。

幅が 1620 mm、長さが 2380 mm ぐらいでございます。

普通の軽トラが 1300 幅の 3400 の長さぐらいですので、軽トラより 1 m ぐらい短い格好になると思っていただきたいと思えます。

6 ページのほうをご覧ください。

先ほどの図が写真となっています。

これが、既製品車両の外観となっています。

こちらのほうを降灰対策仕様に改造しますと、次の 7 ページの No.1 の写真のように、キャビン、運転席のほうが付く格好になります。

そのほかにも、クレーンなどの装備もつきますけれども、基本、すべてが受注生産となりますので、約 6 か月の納期となっているものでございます。

最後のページ、8 ページになります。

前回、国土交通省から借りた車両の諏訪之瀬島での作業状況でございます。

路面のうっすらと白くなっているところが、車両が通過した後でございます。

車両のホッパ、腹のほうに灰を溜めまして、リフト作業で別の場所や、運搬車のほうに移すという作業となります。簡単ですが、以上で説明を終わります。

すみません、契約書と申しますか、議案書のほうの相手方の住所でございました、鹿児島市中央町 188 となっておりますけれども、すみません、こちらのほうは 18 番地の間違いでございます。

すみません、お詫びして訂正させていただきます。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

是非これを購入していただきたいんですけども、末永くこの車両をですね、活用していただくために、保管場所、それから車両の管理者、それから免許はどのような免許が必要なのか。

それと、受けるのは軽ダンプ、今島にある軽ダンプで受けて、保管場所に運搬するという流れになろうかと思うんですけども、そこら辺の説明を求めます。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

まず、管理者につきましては、十島村が管理するということにはなるんですが、自治会のほうに管理してもらおうというふうには思っております。

そして、この運転手につきましても、現業さん、それと現業さんを基本としまして、前回国土事務所から借りた車両の運転士のほうは2名決めた状態で乗っていただいたところでございます。

メンテ等につきましても、この記載しておりますけれども、実際排気量的には1500cc程度になっております。

免許的には、小型特殊があったら乗れるというようなものでございます。

ナンバー等につきましても、普通車両じゃなくて、小型特殊のナンバーがつくことになっております。

あと、積み込む方の車両につきましては、添付しておりますホッパーの上がる高さのほうを見ていただいたらわかると思うんですけども、だいたいリフトアップしたときに、1m60位の高さまで上がります。

軽トラは勿論なんですけど、2t車両位の高さと言いますか、まで一応上がる格好というふうに思っております。以上です。

○議長（前田功一君）

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

現実的に、運搬はその島にある軽ダンプで、その保管捨て場まで運搬するというかたちになるのか、確認のために。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

昨年、国道事務所から借りたときの事例で申しますと、集落内をするときには、集落内に軽ダンプのほうを置いておまして、そちらのほうに移して、飛行場と言いますか、向こうのほうにもって行っておりました。

ですけれども、集落から離れまして、集落の外周をぐるっと周ったりする場合は、そのまま発電所の上のほうに飛行場がございますので、自走して行って、自分で捨てたという経緯もございます。

どちらでも対応が出来るかと思っております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

諏訪之瀬島は爆発がすごくて、降灰がすごいと思います。

これ、一時間あたりどれ位の、何キロぐらいの清掃が出来るんでしょうかね。

それと先ほど集めた降灰、飛行場の先、今までしていたかな、向こうに捨てるんですかね。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

昨年もちちらもデータから話をさせていただきます。

昨年だいたい初日の日でしたけれども、28時間、11月の月、28時間運転をしております。

その28時間運転をしまして、清掃した距離が113キロです。

その次の12月、今度は64時間動いております。

その中で307キロ、その次が、1月22時間して96キロ。

灰の溜まっている状況に応じまして、走る速度が変わってきます。

灰が薄い状態でしたら、結構早いスピードで漉くっていただけますけれども、結構堆積があった場合には、もしくは雨等が降って、固まってきた場合には、若干スピードを落として走る傾向にあるようでございます。

一概に、時間で何キロというのは申し上げにくいというのがあります。

さっきの飛行場の先という話がございますけれども、こちらは諏訪之瀬島の港湾に堆積した火山灰の土砂、それを以前浚渫作業をする際に、陸上運搬で、飛行場の隙間のほうに全部処分しておりましたので、それと併せた格好で処分させてもらっているところで。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

今まで、港から上げたやつを飛行場の先に捨てていたと思うんですね。

そこがあとどれぐらい使えそうですかね。

まだまだ捨てる余裕があるんでしょうかね。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

今の質問につきましては、ちょっと具体的にどのぐらいといった明確な返事は出来かねますけれども、見た感じですが、大体 3000～5000 リューベは入るのかなと。

ただしそれが、あとこの雨でどのくらい滑っていくというのか、なっていくのか、それを私有地、もしくはそれが海岸のほうまで落ちる可能性もございますので、今明確な数字まではちょっとすみません、申し訳ないです。すみません。

○議長（前田功一君）

3 番、田中秀治君。

○3 番（田中秀治君）

そうなんです。

だから、噴火が収まってくれれば良いんですけども、なかなかこの問題は先はわからないので、他にそういう集めたやつを処分するところは、今のところは想定していないんですかね。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

昨年でしたでしょうか、一昨年でしたでしょうか、地元の自治会さんのほうとは話をさせていただいています。

それで、榑戸原の下のほうといいますか、のほうに若干入れられるんじゃないかと。ただし、その流末といいますか、そこも若干もうちょっと検討する必要があるよねと。ということで、一応地元のほうとも話は途中まではしている状況です。

○議長（前田功一君）

2 番、岩下正行君。

○2 番（岩下正行君）

確認ですが、国交省から借りていたスニーカーは、もうお返しになっているんですか。まだ使っているんでしょうか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

一応国交省から借りていた車両につきましては、3 月の 15 日をもって、向こうのほうに引き渡しを終わらせているところでございます。

向こうのほうも、車検と言いますか、そういった整備がございましたので、そこで一応お返ししております。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

ということは、この車両が11月ですか、12月ですか、入るまで、火山灰が堆積した場合には、対策が取れないというか、困るという状況が続くというふうに解釈して良いでしょうか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

今のところは、順当に行ったら、11月の下旬ぐらいを見込んでおります。

ですけど、コロナ禍の中で愛知県の豊田市のほうで製造しているんですけども、そもそも工事の体制がフル稼働ではないと。

若干12月の15日位まで時間を貰えないかということできたんですけども、例年ですと11月のどこか20日、15日、そのくらいまでは季節風の影響とかというのは、今まで諏訪之瀬島では無い状況でございました。

もしそれ以前に諏訪之瀬島のほうも不良でありましたら、1回2回でしたら、貸与車両のほうで一応作業はさせてもらいますけれども、またその時には状況に応じてはまた相談をすることも必要なかなと思ったりしております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、報告第9号、財産の取得について承認を求める件（道路管理作業用重機購入）についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 11、報告第 9 号、財産の取得について承認を求める件（道路管理作業用重機購入）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

令和3年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

令和3年6月15日（火） 午前 午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件名	議決結果	議決番号
第 1	報告第8号	契約の締結の件 (中之島道路災害復旧工事(R2-6工区)請負変更契約)		
第 2	報告第10号	十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件		
第 3	報告第11号	令和2年度十島村繰越明許費の件		
第 4	報告第12号	令和2年度十島村事故繰越しの件		
第 5	議案第91号	十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件		
第 6	議案第92号	十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件		
第 7	議案第93号	辺地に係る総合整備計画変更の件		
第 8	議案第94号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第2号)		
第 9	議案第95号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
		<全員協議会>		
		①災害対策基本法の改正について		
		②デジタル化関連法案について		
		③トカラ列島日本復帰及び村政施行70周年記念事業について		
		④村外村有地の取扱いについて		
		⑤令和3年度生コンクリート単価について		
		⑥定期船乗船時の検温について		
		⑦新型コロナウイルスワクチン接種について		
		⑧バックホーの使用について		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	勇 喜	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	上 村	晉 一	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	松 野	翔 君
-----------	-----	-----

令和 3 年 6 月 15 日 (火)

△開議

○議長（前田功一君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程はお手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

尚、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いします。

△日程第 1 報告第 8 号 契約の締結の件 (中之島道路災害復旧工事 (R2-6 工区) 請負変更契約)

○議長（前田功一君）

日程第 1、報告第 8 号、契約の締結の件（中之島道路災害復旧工事 R2-6 工区）請負変更契約を議題とします。

それでは、報告第 8 号についての報告を求めます。

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

それでは、報告第 8 号、契約の締結について説明させていただきます。

提案の理由につきましては、記載のとおり、契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、中之島の道路災害工事の専決処分をしたので、報告するものでございます。

それでは、専決処分書のほうをご覧ください。

(1) の契約目的でございますけれども、中之島道路災害復旧工事 (R2-6 工区) の工事請負変更契約となります。

(2) の変更契約金額につきましては、消費税込の 2,097,000 円を増額いたしまして、(3) の変更後、契約金額は、総額で 64,542,000 円で、(4) の契約の相手方、葉月工業株式会社と、令和 3 年 4 月 28 日付けに契約しているものでございます。

専決処分理由につきましては、こちらも記載がございますけれども、変更金額が村長の専決処分事項の範囲であり、尚且つ 5 月 31 日の工期の都合から、梅雨時期までの復旧感染を講じる必要があると判断したことから、専決したものでございます。

次、めくっていただきまして、2 ページ目のほうをご覧ください。

契約書の案になります。

契約書の案につきましては、契約事項をご確認ください。

工事内容について、説明いたします。

3 ページのほうをご覧ください。

2 の工事内容の表のとおりとなりますけれども、この工事につきましては、12 箇所の現場が一括発注となっております。

3 ページには、工事名称の案、①～⑦までの 49 号から 57 号が記載されておりますけれども、こちらのほうは変更はございません。

次の 4 ページをご覧くださいと思います。

⑧から⑫までの記載がございます。

⑩の 62 号箇所というところが、今回の変更の箇所となります。

施工の内容と致しましては、植生基材吹付の 160 m²の増となっております。

次の 5 ページの 6 の請負業者のところになりますけれども、羽月工事というふうに記載されております。

すみません、そちらのほうは羽月工業の誤りですので、修正のほうをお願いいたします。失礼致しました。

次に、6 ページ以降に、12 現場全ての完成状況等の写真を完成状況を添付しております。

パラパラと捲っていただきまして、大まかな状況を確認していただければ、15 ページのところでお止まりください。

15 ページの左下のほうに、写真がございます。

右のほうの写真、②のほうが変更する前でございまして、写真①のほうが変更後となります。

法面の上のほうの施工が増えていることが確認できるかと思います。

こちらのほう、資材の袋やパイロン等を吊っておりますけれども、現在は撤去している状況です。

簡単ですけれども、以上で説明のほうを終わります。

○議長（前田功一君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

中之島のこの工事で、一度完成したところが、次の大雨でまた崩壊したんですよね。

最初のときに、もうちょっと水が湧くところはそこを確認されていたはずなんですけれども、もうちょっと慎重な工法の進め方をやって欲しいと思います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

今回の法面復旧の工事につきまして、業者とも重々打ち合わせをしております。

それで、今回5月7日の雨を持ちまして、崩れたところが南周り線の丁度ブロック塀の上とか、そういったところがありました。

一応そちらにつきましては、植生のほうを施してはあったんですけども、根を張る時間が短かったということで、崩れたものと判断しております。

崩れた時点で、私共のほうも業者のほうと協議を致しまして、梅雨時期が終わるときに、全ての補修はするというので、約束は取り付けております。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

そこは最初から水が下のほう、湧いていたでしょう。

そこに植生のマットを敷いたのが原因でしょう。

根が生える前に、大雨が降って流された。

そこをもうちょっと吹き付けをするなり、そういう慎重な工事の発注の仕方をお願いしたいです。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

植生にするか、モルタルにするか、もしくはマットにするかという基材につきまして、湧水があった場合には、もう植生というのが原則になっております。

モルタル拭きつけとか、そういったやつをした場合には、湧水のあるところには適しませんので、水の出るところがモルタルの吹き付けとか、そういった工法は一切行いません。

それで、一応そこにつきまして、今植生につきまして、マットですか、もしくは基材吹き付けにするか、それにつきまして、一応その現状を見た上で、工法は判断させていただきます。

今回は災害査定を受けた中で、査定官のほうと協議した上で、こちらのほうの工法を決めておりますので、今の時点で議員がおっしゃるとおり、もうちょっと工法を考える必要があったんじゃないかなとおっしゃいますけれども、経済性も比較いたしまして、今回はこのような感じで植生のほうで決めたというような流れになっております。以上です。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

この植生吹き付けの関係で、この今回報告が上がっている現場とはちょっと違うんですが、新興橋の上の里集落の入り口のところの法面の吹き付け、あそこも全部終わって、今だいぶその吹き付けた植物が茂ってきている状態なんですけれども、今後は例えば法面、だいぶ雑草等も含めて生えてきた場合の、後の管理作業と言うのは通常通り行っても問題ないのかなのか。

それと、植生に使われている植物、それは具体的にどういったものが種子に使われているのか。

というのが、あまり島で見かけるような植物じゃないもので、そこらへんが今後大きな言い方というと、生態系とかそういった話になるのかもしれないんですけれども、そこらへんに影響が出るような植物でないのかなのか。

というのが、以前ですね、牧場内において、畜産の関係で、おそらく飼料に含まれていたであろうと思われる植物が物凄く繁茂して、しかもそれ自体が葉っぱも含めていろんなところにとげが出る植物で、人もそこを歩けないような植物が、物凄く繁茂して、ここ最近はいぶぶ落ちてきているような感じなのか、私も最近は牧場内に入っていないので、よく分かりませんが、そういった有害植物が含まれていた、おそらく飼料の中に、何らかのかたちで含まれていたのかと思うんですけれども、そういった心配はないと考えて良いものか、そこらへん説明をいただきたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今の質問ですけれども、まず一点目、伸びてきた場合には、当然、刈ったりといった自主管理はしても良いとは思っております。

それにつきましては、現業員さんを使った格好で対応させていただきたいと思っておりますけれども、あとこの次、2点目の植物の種類ということでございます。

自分も具体的な種類までは記憶していないんですけれども、この吹き付け剤につきましては、中に 10 種類位、主に 10 種類です、10 種類の種が入っております。

それで、施工現場そういった場合に、南方の離島ということに合わせまして、屋久島、奄美大島、そういったやつで使われている共通のもので吹き付けを行われているものがございます。

それに、草の種類につきましては、夏用、冬用、そして短い草、長い草、僕の知っている範囲で言いましたら、ヨモギとかオオバコ、長いもので言いましたら、牧草のイタリアンとバヒア、この4つぐらい必ず入っている種類というふうに記憶しています。

いくつか種類があるんですけれども、ちょっとすみません、僕も勉強不足で、記憶があまり定かではございません。

それで、一応いつの時期に吹き付けても育つような感じで、そういった自然の 10 種類のやつが入っております。

それで今有害な種類につきましては、ちょっとそこはまた確認をしますけれども、今現在吹き付けたものの中には無いというふうに思っております。

また確認してまた報告します。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、日程第 1、報告第 8 号、契約の締結の件（中之島道路災害復旧工事（R2-6 工区）請負変更契約を終わります。

△日程第 2 報告第 10 号 十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第 2、報告第 10 号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

それでは、報告第 10 号についての報告を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第 10 号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、令和3年3月31日に公布された法律「地方税法等の一部を改正する法律」により、村税条例の一部改正が必要となったことから、専決処分により改正したものです。

議案書下段、専決処分書について、179条は、180条の誤植です。

申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

議案書は、10ページまでが改正文、11ページから41ページまでが新旧対照表となっています。

議案書の42ページをお開きください。

法律の改正に関する概要資料です。うち、今回の改正に関連する主なものについて説明します。

まず、固定資産税については、評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等の制度を3年間継続した上で、新型コロナウイルス感染症により、下落した土地の評価額、及び落ち込んだ経済状況の中で納税者の負担を軽減するため、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を設けています。

次に、車体課税については、環境性能割に係る税率区分の見直しなどを行っています。

44ページをお開きください。

現行2020年を基準に達成率で税率を区分していたものを、2030年の基準に対する達成率に見直し、クリーンディーゼル車については、非課税の区分から除外して、2年間の激変緩和措置を講じています。

加えて、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減については、対象とする取得期間を本年12月1日まで9か月延長されています。

新車に係る翌年度の税率が燃費性能に応じて軽減されるグリーン特例では、75%軽減を達成しているものに限り、2年間延長されています。

42ページにお戻りください。

次に、個人住民税については、住宅ローンに係る税控除の特例期間が延長されています。

次に43ページの納税環境整備については、申告書に記載すべき事項について、一定の要件を満たすときは、電子的に送付できることとなっています。

以上が、法律の主な改正の概要です。

次に、改正条項の内容について、説明します。

45ページをお開きください。

左欄が改正規定の条項番号で、中欄に説明、右欄に施行日を記載しています。

まずは、第1条の改正です。

第 24 条第 2 項ほか 3 項目の改正規定では、個人村民税の均等割りの税率軽減、及び
村県民税の所得割の非課税の対象となる扶養親族について、16 歳未満の者及び控除対象
扶養親族に限定しています。

第 34 条の 7 第 1 項の改正規定では、寄付金控除について、出資に関する業務に充て
られることが明らかな寄附金を除外しています。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項ほか 4 項目の改正規定では、申告書に記載すべき事項につい
て、一定の要件を満たす場合は、電磁的方法により提供することができることとしてい
ます。

第 81 条の 4 の改正規定は、環境性能割の税率について、対象区分を見直すもので
す。

附則第 6 条の改正規定は、特定一般用薬品等に係る医療費控除の特例適用期限の延長
です。

附則第 10 条の 4、及び次の附則第 10 条の 5 の改正規定は、特定の災害で被災した固
定資産税の特例措置に関するものです。

附則第 11 条ほか 2 項目の改正規定は、令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴う調
整措置期間を見直しています。

附則第 11 条の 2 の改正規定は、地価下落時の特例調整期間の見直しです。

附則第 13 条の改正規定は、農地の固定資産税の特例措置期間の見直しです。

附則第 15 条の 2、及び附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定は、取得した軽自動車の税率
の特例措置期限を延長しています。

附則第 16 条第 1 項ほか 5 項目の改正規定は、一定期間内に取得した軽自動車の種別
割の特例規定を見直しています。

次のページです。

附則第 22 条第 2 項の改正規定は、東日本大震災で被災した固定資産の特例措置期限
を延長しています。

附則第 26 条第 2 項の改正規定では、住宅ローン控除の措置期限を延長しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

45 ページの施行日がずれているのが 2 件ほどありますけれども、これの説明をもう一
回お願いします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

この一番右の施行日については、この時期から施行されるということで、改正規定はなっております。

ですので、この法律で有効になるのが、施行日からこの規定は始まりますよということなので、その前までは、現行の規定、もしくは今までその改正改正できている規定が適用されてきます。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、日程第2、報告第10号、十島村税条例等の一部を改正する条例制定の件を終わります。

△日程第3 報告第11号 令和2年度十島村繰越明許費の件

○議長（前田功一君）

日程第3、報告第11号、令和2年度十島村繰越明許費の件を議題とします。

それでは、報告第11号についての報告を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第11号、令和2年度十島村繰越明許費の件について、説明します。

先の3月議会定例会の議案第14号、及び第18号で議決、承認いただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告します。

議案を捲っていただいて、2ページをご覧ください。

まず、一般会計で、議決いただいた繰越事業は37事業で、繰越限度額の合計は2,404,629千円でありました。

うち、繰越額は限度額から3,247千円を余して2,401,381,247円を繰り越すこととしています。

議案書では、3ページの最下段、合計欄の左から2番目の額になります。

事業別には、総務費の、高度無線環境整備推進事業で 1,105,043 千円、情報通信、光ケーブル F T T H 整備事業で 142,097 千円、衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業で 14,120,180 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 4,169,247 円、農林水産業費の補助林道舗装事業で 24,300 千円、地域振興、景勝地危険木等緊急対策事業で 4,000 千円、土木費の道路維持一般経費で 6,800 千円、補助道路新設改良費の 2 事業で 83,500 千円、特定離島道路環境整備で 30,320 千円、補助橋梁新設改修費で 6,500 千円、補助港湾建設費の 5 事業で 324,100 千円、地域再生計画事業費、港湾で 98,680 千円、住宅管理一般経費で 7,416 千円、消防費の補助離島活性化、消防防災施設整備で 138,770 千円、教育費の小学校維持補修費で 10,000 千円、災害復旧費の補助林道災害復旧費の 4 事業で 49,458 千円、補助道路災害復旧費の 10 事業で 350,108 千円、単独その他施設災害復旧費で 2,000 千円となります。

4 ページをお開きください。

次に、簡易水道特別会計です。

議決いただいた繰越事業の繰越限度額は 44,886 千円でありました。

うち、44,800 千円を繰り越しています。

これらの事業の進捗状況、及び完成見込み時期等については、5 ページ以降の資料でご確認ください。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

報告が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

この後の事故繰越の関係も出ているんですが、今年度この繰り越した部分について、林道災害など、3 月末完成予定という見込みになっていますけれども、現時点でこの工事にかかる部分で、例えばその現場に行くまでの道路の被災状況等で、遅れているとか、そういった部分で、心配されるようなことはないのか伺いたい。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今の質問でございますけれども、現在中之島の部分で、災害の影響があるというところが、工期に対して実際現場待ちをしているところが 2 箇所ほどございます。

そののひとつは当然ケブシのヘリポートの先、竹山さんがとっている 3 号箇所という走っているところになりますけれども、その先のほうには森山さんの 1. 2 工区があります。

その竹山さんの現場の上流側、崖の上のほうには、県営の治山事業のほうが入っております。

その治山事業のほう片付かないことには、その発注をしているんですけども、着手ができないと。

交通の問題、あとそれから隣接する現場の問題、その2つがありまして、実際今現在着手せずに置かれている状態となっています。

県のほうにも確認したんですけども、9月の中ぐらいには、その目処がつくと。

10月位には竹山さんのほうと言いますか、三角のほうは着工ができるのではないかと回答は得ておりまして、その後の工期等を踏まえると、3月までに年度内の完成は一応大丈夫だろうというふうに踏んでいるところでございます。

それとあと、椎崎のほうに一箇所ほどございますけれども、そちらのほうも県営の見込みは一応ついてきておりますので、そちらのほうは3月完成のほうで、目指して施行の方を考えています。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

まず、懸念がされるのが、光ケーブルの陸上の完成なんですけれども、村長のほうからも特に遅れが生じるということで、説明がありましたけれども、住民はですね、12月を完成に向けてですね、いろいろと待っております。

ネットの環境が整備ができるような状況が、一日も早くなされるように、待っているわけなんですけれども、現時点におきまして、村内におきまして、ネット及び携帯電話の不通の地区もあるんです。

原因は言えませんが、生活する中で、電話も途切れる、ネットも途切れるというような状況のある地区もあるわけなんですよね。

ですから、一日も早く完成が出来るような協力を行ってほしい。

業者もコロナ禍でですね、人員の確保等も難しいわけなんですけれども、なるべく工期を守って、12月までには終われるような体制を行ってほしい。

もう一点がですね、この村の宝島の災害の関係もありますが、繰り越した事業はですね、10月とかに完成予定の事業もあります。

この辺の業者の確保もコロナ禍の中で非常に難しいと思われましてけれども、業者の人員の確保等もお願いをして、なるべく早期に完了ができるような体制を作ってもらいたいと思います。要請を致しておきます。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

1 点目でございます。

12 月完成を目指して進めておりましたが、今回緊急事態宣言等が出て、コロナの関係で 1 ヶ月程度何も出来なかった時期がございます。

その前より、各島での宿泊施設の確保というのに難儀をしまして、その関係と、コロナの関係で、12 月は困難だということも業者から聞いております。

そうなった時にどうするかというと、行政報告でありましたように、出来た島から始められないかということ、今交渉している最中でございます。

ただ、これで事故が起きましても、あれなので、事故が起きないように、十分な措置をとりながら、早期に進めることということで、業者には指示をしております。

出来るだけ早い時期に完成できるよう今後も進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（前田功一君）

5 番、日高助廣君。

○5 番（日高助廣君）

複数の地域を回っていますので、常に人員が少ないんですよ。

現時点ではですね。

口之島にも 1 班しか入っていません。

1 班で少しずつやっているの、そのまま行ったら多分年越しをするんじゃないかと、私は思っていますけれども、落ち着いたらですね、そういう人員をですね、増やして、努力も業者にですね、努力もするような方法を指導してもらいたいと思っております。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

業者のほうと、定期的に月に 1 回以上、打ち合わせを行っているところですけども、人員の確保というのなかなか難しいということをおっしゃっております。

それらの関係で、出来る限りというご返事にしかならないんですけども、そういった方法も出来ないかというのを提案してみたいと思っております。

○議長（前田功一君）

3 番、田中秀治君。

○3 番（田中秀治君）

中之島の須川の復旧工事なんですけれども、6 月完成予定となっているんですけども、コロナのせいで竹山さんも入ってくるのが遅くなっているんですけども、どの辺までやったら完成という予定をしていますか。

やっぱりトン袋を設置して、農地が取られないように、大雨のときに挟られないような対策までやってもらえるのでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今の須川の件ですけれども、実際先週完成をしまして、本日 11 時くらいから中之島の出張所長が現地のほうの確認検査をしているところでございます。

自分も写真のほうで見させてもらったんですけれども、トン袋のほうもその積んだ状態になっておりまして、個人の利用地は守りえない状態となっております。

詳しいことにつきましては、また検査完了後にどういった補修、手出しが出てくるかにもよりますけれども、今現在のところ大体延伸いたしまして、200 メートル位のところの施工はされているものでございます。

○議長（前田功一君）

3 番、田中秀治君。

○3 番（田中秀治君）

私も上がってくる前にちょっと見たんですけれども、その後完成したということですよ。

私があればいくと、まだじゃないかなと思っているんですけれども、もう一度島に帰ってから確認したいと思うんですけれども、やっぱり土木交通課のほうでもしっかりとその辺をチェックをお願いします。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで日程第 3、報告第 11 号、令和 2 年度十島村繰越明許費の件を終わります。

△日程第 4 報告第 12 号 令和 2 年度十島村事故繰越の件

○議長（前田功一君）

日程第 4、報告第 12 号、令和 2 年度十島村事故繰越の件を議題とします。

それでは、報告第 12 号についての報告を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第 12 号、令和 2 年度十島村事故繰越しの件について、説明します。

地方自治法第 220 条第 3 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する予算について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告します。

議案をめくっていただいて、2 ページをご覧ください。

事故繰越しとなった事業は、いずれも一般会計の土木費、道路橋梁費で、記載の 3 事業となります。

うち中之島の 2 路線につきましては、昨年 6 月の中之島豪雨の影響を受けているもので、中之島御岳線、法面改良工事については、施工予定箇所に隣接する法面が被災したことで、工事を続けることが出来ず、やむ無く施工延期しなければならなくなったものです。

次に、中之島中央線、舗装補修工事については、ヘリポートに繋がる御岳線が通行不能となったことから、補完するヘリポートに繋がるヤルセ、池原方面の道路災害復旧を優先して急ぐこととしたため、往来に必要な中央線の施工を延期しなければならなくなったものです。

次に、平島東海岸線、舗装補修工事については、平島南之浜線が光ケーブルの埋設工事で交通が規制される中、う回路となる高原線の被災により、南之浜港からの搬送に支障が生じたため、重量物や大型機械の搬送経路を確保する必要があったことから、東海岸線の施工を延期しなければならなかったものです。

うち、中之島中央線については、4 月に完成しており、中之島御岳線と平島東海岸線は、10 月完成を見込んでいます。

事故繰越しの金額は、3 事業で合計 64,000 千円の契約額のうち、19,900 千円を前金で支払った残り、44,100 千円となっています。以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番（永田和彦君）

この事故繰越しについて、少なくとも私、ちょっとこれまでに、私、議員活動を始めさせてもらってから、16 年 17 年経ちますけど、初めてかなという気がしていますけれども、過去に事故繰越しをしなければいけないような事例が本村において何件かあったのかどうか。

とりあえず、この今説明の中では、3 事業のうち、真ん中の中之島の中央線の舗装工事については完了ということでありましたけれども、他の事業については、今年度内での完了が間違いなく見込めるのか、その点について伺います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

まず、一点目の過去の事故繰越の案件につきまして、自分の知っている範囲で言いましたら、平成 17 年災になります。

港湾事業です。

東之浜港の防波堤が一個傾いたのを記憶にしていらっしゃるかと思いますが、そのときにケーソンを壊しました。

壊したガラ等を陸上のほうに持って行って、またもう一回埋めたということをしてしまったけれども、そのときの方も事故繰越をした記憶がございます。

そして、この残りの 2 事業につきまして、一応今年度中に終わるのかという、工期の質問でございましたけれども、現在中之島のこの御岳線のほうにつきましては、多分現場のほうを見られたら分かるかと思いますが、災害の現場のほうは終わりました、その相中のほうの復旧をしているかと思いますが、その 900 万の工事はそちらのほうの吹き付け工事というふうになっております。

6 月中の完成を目指す格好で動いております。

平島のほうの東海岸線でございますけれども、こちらのほうにつきましても、先日から東海岸線、まず側溝の一つが入っているかと思っております。

あとその舗装につきましても、200 メートル程度ですので、事業は入った場合には、体制時期を考えましても、7 月～8 月の間には終わるのかなとなっております。以上です。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで日程第 4、報告第 12 号、令和 2 年度十島村事故繰越の件を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

11 時にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第91号 十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等
の一部を改正する条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第5、議案第91号、十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第91号、十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、行政手続における押印見直しに伴う、押印義務の廃止に関するもので、今回3つの条例の一部を改正します。

3ページをお開きください。

新旧対照表で、説明します。

まず、一つ目は、十島村職員のサービスの宣誓に関する条例です。

第2条で、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の立会のもとにおいて、署名しなければならなかったものを、任命権者に提出しなければならないこととし、別記様式、宣誓書の押印を除いています。

4ページをお開きください。

二つ目は、十島村火入れに関する条例です。

様式第1号、火入れ許可申請書では、平成のがん号、及び申請者の押印を除いています。

5ページの様式第2号、火入れ許可証では、平成のがん号、及び村長の公印を除き、担当課、担当者名を明記することとしています。

6ページをお開きください。

三つ目は、固定資産評価審査委員会条例です。

審査申出書に押印を必要としていた第4条第4項を削り、第8条第5項では、口述書に必要としていた署名押印を削っています。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

国の指導によって、この押印を出来るだけ無くそうという動きの、まず最初じゃないかと思うんですが、今後こういうかたちで、いろんな面の見直しが行われると考えて宜しいのでしょうか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

国の指導というものではなくて、助言という言葉になってくるんですけども、デジタル化に向けた押印の廃止でございます。

なので、押印の義務の廃止がなされれば、そのわざわざ持ってこなくて、電子メール、もしくは電子的なやり取りで申請できるということで、これをその進める第一歩と考えていただいて宜しいかと思えます。

条例のほうはそう数は多くありません。

あとは、個人とか地縁団体の印鑑証明とかになります。

あと、なっているのは、規則、要綱等、多々ございますので、それらを今後廃止していくという方向で進めようとしています。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

4ページの火入れの条例の改正なんですけれども、以前は牧場の火入れとか行っていました、近年は焼くということも、あまり無くなってまいりまして、この火入れのですね、規模ですよね。

畑の五畝とか、一反とか、どれ以上であれば申請書が必要なのかですね、伺います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

申し訳ございません、確認不足でございます。

この規模の指定と言うのは無かったような気がします。

それで、近年畑で燃やすとき、あまり報告はございませんが、牧場の規模となると、報告がきて、消防団が張り付くというような措置がとられていると認識しています。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

住民の皆さんもですね、私がそういうどれ位から申請が必要であるかというのが、認識が出来ていないんですよ。

ですから、やっぱり周知をしっかりと出来るような規模のどれ以上とか、ゴミは焼きませんけれども、畑の掃ったやつを焼いています、皆さんですね。

一反位までは焼いているんじゃないかと思えますけれども、そういう時にですね、火入れの申請書は出すようにとか、そういうのも徹底を図らなければならないなと思っていますけど。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

確かに、村での火入れというのは、ちょっと緩いのかなという気がします。

鹿児島市の場合は、その庭で何か燃やすときは、必ず消防署に連絡をくださいということで、一報を求めています。

それというのが、数であるのか、数で無いのか、煙が出ているのは何でだろうということで、そういうふうな指導というか、広報しているところですけど、本村についても、そういうような方向を考えないといけなければ、そんな方向というのは、今後していきたいと考えます。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

先ほど総務課長の答弁の中で、規則要綱等のこの押印の廃止という部分について、今後また進めていきたいということだったんですけども、具体的にそれは手続きとしてはどのようなかたちとして行われるものなのか。

実際先般、確か消火器の関係の受領関係の書類を、申請を上げて、受領したか何かの書類にまた押印してくださいという書類が来ていて、それに申請と受領と同一の印鑑を使用してくださいみたいところまで書いてあったんですよ。

今の時代に、どう考えてもそぐわないよなと思いつつながら、果たしてどの印鑑だったんだろうかと、わからなくなったりしながら、これだったような気がするよと思って、ついて返したんですけども、そういった部分で、おそらくそれは規則要綱の範囲の中での部分なのかなと思うところなんですけれども、今後そこらへんの不要の部分、明らかに廃止しても良いだろうと言うものについては、どのようなかたちで進められていくものなのか、伺いたい。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

当初、国からマニュアルが作られたのが、昨年の12月でございます。

それを引きなおして、村で作ろうということで、1月に職員を集めて、説明会を開いたところです。

その中では、職員でやっていこうという考え方のもと、説明会を開いて、進めようとしたのですが、なかなかこの年度末から年度初めを迎える中で、職員の中では無理だということで、今回後ほどの補正予算のお願いの中で、その押印の見直しの委託というものを計上しております。

その中で、その押印の廃止が必要なものは、規則もしくはその要綱等を改正します。

改正した中で、その後職員間で通知するもの、住民に通知しないといけないものというものを、広報等しつつ、その手続きにおいては、押印を廃止するという進めようと考えています。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第91号、十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第91号、十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第92号 十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（前田功一君）

日程第6、議案第92号、十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第92号、十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明いたします。

同条例につきましては、昨年12月議会で、議員歳費の減額分を財源の一部としまして、新型コロナ感染予防対策の一環とするPCR検査手数料を助成する制度を新たに制定いたしました。

その背景は、感染発生の防止又はまん延を防ぎ、地域社会の安心安全を維持することや、国の令和2年疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）交付要綱が制定されたことで、本人の希望によりまして、65歳以上の高齢者又は基礎疾患のある方は、PCR検査を無料とする制度が制定されたことによるものです。

村でも条例・規則を制定し、助成対象を村内に住所を有する方、定住による下見・転入、山海留学生の下見・転入・帰省まで範囲を広げまして、運用してまいりました。

また、65歳以上の高齢者又は基礎疾患のある方へのPCR検査の無料につきましては、制度は令和3年3月31日までと規定されておりまして、4月からは1万円を上限に検査手数料の二分の一を助成することとなっております。

しかし、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大は続いておりまして、再度の緊急事態宣言の発動、まん延防止重点措置地域の指定など危機的な状況にあることを受け、国は感染拡大や重症化を防止する観点から「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者への検査助成事業（疾病予防対策事業費等補助金）」の継続を決定しましたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、65歳以上の高齢者又は基礎疾患のある方へのPCR検査を無料とする制度が継続されましたことから、附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものです。

施行日につきましては、公布日から施行しまして、令和3年5月24日から適用することとしております。

以上で、十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

この事業が制定されてから、今まで現在までに何件の届出があって、金額にしていくらなのか伺います。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

令和2年度では、件数が80件、申請がありまして、金額として106万5495円になっております。

令和3年度につきましては、6月14日現在で、総件数34件45万3840円となっております。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

内訳として、65歳以上の方と、基礎疾患のある方で、もし分かれば説明願います。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

この令和2年度と令和3年度の総件数80件、34件申し上げましたけれども、この内訳についてはですね、山海留学生、または移住の下見、転入、そういうものも含まれておりまして、議員が言われます、65歳以上、基礎疾患を持った方については、令和2年度が65歳以上の方が3名、そして、基礎疾患を有する方が2名、合計5名です。

令和3年度については、両方とも65歳以上も基礎疾患を有する方も、現在のところいらっしゃいません。ゼロ件です。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

これ、一般の方、一般の方というか、PCR検査を受けるとして、例えばその出航当日で検査、それから結果まで分かる形での検査が実際受けられるのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

村と協定を結んでいる病院が2件ございまして、午前中に検査を受けていただければ、夕方までには結果が分かるという形で、一応検査を希望される方は、住民課のほうにまず連絡をいただいて、住民課のほうから書類をお渡しし、そして医療機関のほうに予約を入れますので、出航当日の検査というかたちで、この今80件、34件の方はすべてそういうかたちで対応しております。

中には、鹿児島でPCR検査を受けることができない、県外から来られる山海留学生の家族の方とかいらっしゃいますので、そういう方については、当日現地でPCR検査を受けていただいて、その結果を持って、船に乗っていただくと。

その助成については、償還払いと。

あとから申請をしていただいて、お支払いをするというようなかたちで進めております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第92号、十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第92号、十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第93号 辺地に係る総合整備計画変更の件

○議長（前田功一君）

日程第7、議案第93号、辺地に係る総合整備計画変更の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第93号、辺地に係る総合整備計画変更の件について、説明します。

平成29年度から令和3年度を最終年度とする辺地計画につきまして、今回、施工の可能性を含め変更を行うものです。

内容を説明します。

2ページをお開きください。

計画は、地域ごとに「1番、辺地の状況」として、字の名称、中心位置、辺地度点数、「2番、公共的施設の整備を必要とする事情」とし、必要性が記載され、最後に「3番、公共的施設の整備計画」として、事業費の積み上げが記載されています。

今回、変更箇所は、太文字で下線が引かれている部分になります。

まず、全島において、右上の辺地の人口は、令和3年4月1日現在に変更していますが、説明は省略します。

それでは、口之島から順に説明します。

2番の（3）道路、橋梁では、一周線を加えています。

4ページをお開きください。

整備計画の表は、太字で下線が引かれているものが今回の変更です。

下の段が変更前、カッコ書きの上の段が変更後の額です。

口之島では、事業規模を見直し、事業費で24,000千円を追加しています。

5ページは、中之島です。

2番の（2）道路、橋梁の変更は、新たに路線を加えるものではなく、度重なる変更により文言の修正がありましたことから、文章を整理しています。

7ページをお開きください。

教育文化施設では、教員住宅の整備に係る事業費の増加が見込まれることから、事業費2,442千円を追加しています。

13ページをお開きください。

平島の整備計画では、教育文化施設で、教員住宅の整備に係る事業費の増加が見込まれることから、事業費2,442千円を追加しています。

14ページをお開きください。

悪石島の2番の(2)道路、橋梁の変更は、文言の修正のみで内容に変更ありません。

19 ページをお開きください。

宝島の2番の(2)道路、橋梁の変更は、新たに路線を加えるものではなく、度重なる変更で文言の修正がありましたことから、文章を整理しています。

21 ページからは、A3版の年次計画です。

上から、島ごとに事業名が並んでいます。

事業費の列で、カッコ書きで数字が記載されている事業が、今回、変更のあるものです。

口之島では、口之島一周線舗装補修工事、中之島、平島では、教員住宅事業がそれに当たります。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

この辺地計画が令和3年で完了ということで、令和4年からの計画が再生するという中で、教育施設、学校の教室等ですね、主に。

予算がちょっと今までの過去の例から見ると少なすぎるので、子どもは国の宝ですので、もう少し予算をですね、計画する際に増額していただいて、もう少し授業を受けやすい環境づくりを目指していただきたいなど、そのように要望いたします。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

学校の教室等の予算ということでもありますけれども、今現在、教員住宅の整備、および寄宿舎の整備を計画を立てて、実施をしているという状況になります。

議員が言われるように、学校施設についても、確かに年々経過をしていくという中においては、将来的なことも含めて検討していかなければいけないということになるかというふうに思いますので、今いただきました意見をもとに、また計画を立てて、検討を重ねて対応していきたいというふうに考えます。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

口之島の分のですよね、一周線、これは、林道口之島線が正式名称ですよ。

これは一周線のほうが良いんですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今の質問でございますけれども、こちらのほうの林道口之島線、昨年度から村道認定にしようということで、取り組んでおりまして、迫のほうから先に1キロ程村道認定をしたところでございます。

記憶にあるかと思えますけれども、一周線につきましては、行く行くは村道として扱っていくということで、一応考えておりまして、耐用年数といえますか、処分の年数の過ぎたものからそのように入れていきまして、村道として管理をする計画としております。

今回もまた0.9キロほど、1キロ弱でございますけれども、村道のほうの台数整備を行って、また行く行くは村道の認定をお願いしようと思っております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

各島に安心安全な島作りを推進しますという項目が入っていますけれども、今中之島でブトの発生が多くて、住民行政の方、本当に困っているんですね。

それで、この前、鹿大の先生から報告書が送られてきているんですけども、昨日も村長が行政報告の中で触れられていたんですけども、「今回は中之島でブユによる吸血被害が増加しているということで、河川のブユ生息状況を調べたが、人を吸血するアシマダラブユの幼虫はいなかった。それにも関わらず、成虫採集で、わずか3分間に32固体が採取される程。」

昨日村長は53匹だとおっしゃっていましたよね。

これはどっちが本当なのかな。

だけど本当に今大量発生しているんですね。

「されるほどアシマダラブユが大量に発生している、このことはアシマダラブユの発生河川がどこにあるのか、どこかにあることを示しているが、その発生源は特定できていない。薬剤を散布していない、又は薬剤が効いていない流れがあり、そこでブユが発生している可能性が考えられる。薬剤を散布する河川を今一度再度検討する必要がある。」

という報告が来ているんですけど、これ、本当に早急に点検を実施して、対処をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（前田功一君）

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

今、議員が言われることについては、調査した時点では、議員も一緒にガイドをしていただきまして、今薬剤散布をしている箇所を全て点検をしたというふうに考えております。

また、薬剤散布をしていない沢、そういうところも3件ほどありましたので、そこも調査をいたしました。

現在、薬剤を散布しているところから、採取したものについては、吸血性のものではないということです、やっぱり薬効はあると、聞いているんだということは間違いないと思います。

ただ、天泊のほうですね、そこで、生態採取をしたときに、その固体ほとんどが吸血性のブユであったということです。

その現場で確認をしましたところ、議員もその場におられたので、理解されていると思いますけれども、一箇所だけ薬剤を散布していない沢がありました。

天泊の民間建設会社の営業所ですね、その隣に沢がひとつあります。

昔からそこで魚を捌いたりとかされていた箇所と聞いておりますけれども、その近辺で吸血性のブユの生態の採取が出来ているということでしたので、そこも発生源ではないかということで、島の今薬剤散布をされている方をお願いをしまして、その沢がどこまで行っているのか、またそこまでの道を作ってもらうために、伐採もお願いをしておりますね、そして薬剤の散布もしていただいております。

ですから、前回調査した段階での対策はすでに行っているというふうに考えておりますし、またその鹿大の准教授が来て調査した内容についても、この住民の皆さん方にやはり知っていただく必要があるだろうということで、住民の方々を集めてのその説明会というものもやろうということで、議会前にやろうと言うことで、調整したんですけれども、先生の都合によってそれは叶いませんでした。

ですから、議会明け、7月になるかと思っておりますけれども、テレビ会議を使って、住民の皆さん方にブユの生態であったり、その調査の結果であったりとかですね、そういうものを詳しく説明をしたいというふうに考えておりますし、また必要があればですね、また現地の調査はして対策は講じていきたいというふうには考えております。

○議長（前田功一君）

協議会に移します。

協議会

○議長（前田功一君）

それでは会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第93号、辺地に係る総合整備計画変更の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第93号、辺地に係る総合整備計画変更の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 議案第94号 令和3年度十島村一般会計補正予算（第2号）

○議長（前田功一君）

日程第8、議案第94号、令和3年度十島村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第94号、一般会計補正予算（第2号）について説明します。

本件は、主に、新型コロナウイルス感染症関連対策事業、災害復旧事業、及び交付額の内示があった事業の追加のほか、令和2年度決算見込みに伴う、収入未済、繰越見込み額の追加、及び異動を含む人件費の調整を行っています。

議案第1条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,956,299千円としています。

第2条では、地方債を補正しています。

捲って、2ページから5ページが第1表です。

6ページをお開きください。地方債の補正です。

辺地対策事業債、過疎対策事業債、補助災害復旧事業債で追加があり、合計29,100千円を追加して、借入限度額の総計を514,461千円としています。

7ページから8ページは、事項別明細です。

9ページをご覧ください。

まず、歳入から主なものについて説明します。

村税、村民税から、軽自動車税までは、賦課の確定、及び前年度収入未済の実績に伴う予算の追加です。

地方交付税の特別交付税は、地域おこし協力隊の歳出予算の財源として、3,328千円を追加しています。

使用料及び手数料では、村営住宅、及び定住促進住宅の家賃に収入未済がなかったため、予め計上していた予算1千円を減額しています。

国庫支出金から、県支出金は、事業に係る補助金等です。

国庫負担金の災害復旧費国庫負担金、道路災害復旧費国庫負担金は、先月7日の梅雨前線に伴う豪雨により被災した中之島の御岳線、南廻り線の災害復旧に伴うもので、28,800千円を追加しています。

国庫補助金、民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金は、全額国による新型コロナウイルス感染症対策の経済対策で2,200千円を追加しています。

衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業交付金についても、事業費の全額を国が手当するもので、6,287千円を追加しています。

土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金の補助道路新設改良費は、交付額の内示に伴う増額で、51,100千円を追加しています。

11ページの県支出金の県補助金、土木費県補助金の特定離島、道路環境整備は、交付額の内示に伴う増額で、18,000千円を追加しています。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金の定額運用基金利子収入は、過年度分の産業振興資金、及び住宅貸付資金の収入未済7件分を追加しています。

財産売払い収入、不動産売払い収入の土地売払い収入は、鹿児島市、旧吉田町の村有地の売却を見込んで、14,247千円を追加しています。

12 ページをお開きください。

繰入金、基金繰入金のトカラふるさと基金繰入金は、令和3年度の列島島めぐりマラソン、及びファミリー劇場の中止に伴う充当財源の調整で1,000千円を減額しています。

前年度純繰越金は、令和2年度一般会計決算見込みに伴う実質収支見込み額68,796,567円から、地財法に基づく財政調整基金への積立金35,000千円を差し引いた額(33,796,567円)の繰越しに伴い、33,795千円を追加しています。

諸収入、雑入の総務費雑入では、宝島から申請されたコミュニティー助成金の交付の内定に伴い1,500千円を追加しています。

民生費雑入の市町村振興助成金交付金は、定住対策事業の財源として申請しましたが、採択されなかったことに伴い5,355千円を減額しています。

13 ページの村債、辺地対策事業債、及び過疎対策事業債の補助道路新設改良は、補助道路新設改良に係る事業の財源として、それぞれ18,000千円、3,900千円を追加しています。

現年補助災害復旧事業債は、先月の豪雨で被災した中之島の道路災害復旧事業の財源として、7,200千円を追加しています。

14 ページをお開きください。

歳出の主なものを説明します。

総務費の総務管理費、一般管理費の各種団体等補助費では、宝島のコミュニティー助成事業の補助金で1,500千円、平島のテレビ共聴施設整備、及び外灯施設整備、並びに小宝島のテレビ共聴施設整備の補助金で4,230千円を追加しています。

積立基金費では、繰越金の余剰財源を地域振興基金に10,000千円、積み戻すこととしています。

新型コロナウイルス感染症対策支援事業では、総務費で計上していた予算のうち、必要額を残し、経済対策分を整理するもので、11,570千円を減額しています。

財産管理費の財産管理一般経費では、旧吉田町の村有地の鑑定料として、委託料972千円を追加しています。

デジタル化事業では、議事録作成支援システムの導入をリースでの導入に見直したほか、ソフトの新規導入、人事評価システムの拡張機能の追加に伴い、差し引き1,659千円を減額しています。

企画費の婚活支援事業では、本年度の実施を見送ることとし、1,756千円を減額しています。

特定離島、定住促進では、本年度の移住体験ツアーの実施を見送ることとして、300千円を減額しています。

トカラ列島、日本復帰及び村政施行70周年記念事業は、式典の規模を縮小することとしたことに伴い、6,126千円を減額しています。

16 ページをお開きください。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の定住促進対策事業費は、事業の一部を市町村振興助成金交付事業での採択を見込んでいたものが、採択に至らなかったため、事業間で5,950千円を組み替えています。

国保特会繰出では、人事異動に伴う人件費財源として、4,852千円を追加しています。

子育て世帯生活支援特別給付金では、一定の所得要件を満たす児童手当又は特別児童扶養手当受給世帯等を対象に児童一人当たり50,000円を支給する事業で、43名分を見込んで2,201千円を追加しています。

地域おこし協力隊、子ども子育て支援では、平島で新たに1名を確保することができたことから、増員分3,328千円を追加しています。

18 ページをお開きください。

衛生費の保健衛生費、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、報償費で産業支援に伴う特産品の買上金480千円、需用費では新規転入者の非常用持ち出し袋などの購入で238千円、役務費では物資及び特産品等の送料700千円、委託料では、対面での窓口業務に係る押印の見直し業務委託料2,640千円、工事請負費では、本庁及び旧庁舎のハンドドライヤーの整備費913千円、公有財産購入費では、集会施設用のパーティションの購入費1,225千円、備品購入費では、感染者及び疑似者の隔離住宅用でスポットクーラー、及び感染対策用の備品収納用コンテナの購入費3,485千円、19ページの報償費では、地元業者が水揚げ加工した魚を学校給食用として使用し、業者への食材支援を図ることから、買上金として学校が支払う給食費の超過分524千円、委託料では、県外からの山海留学生について、新型コロナウイルス感染対策のため夏休み等休暇時の帰省自粛（村内滞在）を図ることから、里親、寮監、サポート家族受託者への委託料として2,730千円の併せて12,935千円を追加しています。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、令和2年度予算の繰越額を含めて、5月までの実績から、今後必要となる予算の補正で、実績に併せて、整理している予算に加え、12歳から15歳の住民接種に必要な予算を追加して、合計6,287千円を追加しています。

21 ページをお開きください。

商工費の観光費、観光一般経費、総務課では、村のホームページの利用料等、計597千円を追加し、地域振興課では、観光パンフレット増刷費用として、500千円を追加しています。

列島マラソンは、感染拡大防止対策に伴う事業の取りやめのため、全事業費4,554千円を減額しています。

22 ページをお開きください。

土木費の道路橋梁費、道路新設改良費では、補助道路新設改良費の内示額に併せて、73,000千円を追加して、設計監理委託料と工事請負費で事業費を調整しています。

25 ページをお開きください。

教育費の社会教育費、社会教育総務費のファミリー劇場では、感染拡大防止対策に伴う事業の取りやめのため、全事業費 1,400 千円を減額しています。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、補助公共土木施設災害復旧費では、梅雨前線に伴う 5 月 7 日の豪雨で被災した中之島御岳線、及び南廻り線の災害復旧費 36,300 千円を追加しています。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより昼食の為、休憩いたします。

午後 1 時にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

まず、12 ページの雑収入のコミュニティ助成事業助成金 150 万円。

これの中身の詳細を説明を求めます。

21 ページのですね、商工費、真ん中へんですけれども、ななしまの運航費、備品購入費、機械器具費の、これの詳細説明を求めます。

以上、2 点です。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

一点目です。

12 ページのコミュニティ助成事業の件につきましては、宝島の有志がカヌー等を買って、それを購入して、奄美大島から宝島に渡るといった事業を計画しているようです。

この事業につきましては、村はトンネルになっておりまして、県へ申請して、県が内示を出すということで、この予算を組んでいます。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

21 ページのななしまの運航費にかかる備品購入費 41 万 1 千円の内訳でございますが、購入を予定しているものが、ゴムボートとそれに附属する船外機を購入予定しているものでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

中身はわかりましたけれども、この 2 件ともですね、主旨目的ですね、将来的にも予算を執行して、どのような効果を役場として期待しているのか、その点について伺います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

この件につきましては、トンネルと言ったもので、県の事業でございます。村の事業ではないので、経由しているだけと言うことになります。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

ななしまの備品購入に係るものでございますけれども、これにつきましては、今回もございましたけれども、臥蛇島の調査であったりとか、将来他の無人島の調査でも利用する目的で、備品購入を予定しているものでございます。

○議長（前田功一君）

4 番、日高久志君。

○4 番（日高久志君）

そのコミュニティ事業の助成ですけれども、個人的には大いにやっていただきたいと。

そして、若い人たちの交流、そして人口対策と、そして島間の交流というふうには、そういう目的で予算執行がしていただければ良いのかなと思いますので、役場からもそういう指示の元、予算執行を求めたいと思います。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

すみません。

このコミュニティ助成事業について、少し触れます。

これまで、中之島、諏訪之瀬島でコミュニティ助成事業を決定した経緯があります。

これにつきましては、県がコミュニティ助成事業をする団体は無いかということで募集をして、それに宝島が手を挙げて、今回通ったものでございます。

なので、県が採択基準等々を持ち合わせて、それを採択するといったことで、村でその事業について、これはダメだよ、こうなさい、という権限がありません。

なので、村は単に県からでる補助金をトンネルで出すものであって、その件については権限を持ち合わせていないということになります。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

世界的な材木不足で、価格が高騰しているようです。

最近よくニュースでも目にしますけれども、ウッドショックと呼ばれているようなんですが、本村の住宅関連事業にも影響が、もう既に出ているのか、今後また出てくるのも予測されますが、その辺の対策はどのように考えているのか伺います。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

議員の質問にあります、ウッドショックについてですが、教育委員会所管で寄宿舎の整備事業がありまして、先だって入札をしまして、今回のこの議会の議決案件ということになっているわけなんですけれども、その寄宿舎の入札するにあたっての、そのウッドショックの質問がありました。

これについては、契約の契約締結後にその契約書の条項の中で、村のほうと協議をするというようなそういったようなことになっていくということで、業者のほうにはその旨質問をかいして、入札したということがあります。

ですので、今回その悪石島の寄宿舎の整備の議決後になるんですけれども、その後に本契約というのになりますので、その後ですね、その業者のほうと、業者のほうからそういう請求関係が出てくれば、そういった協議をしていくということになっていくのかなというふうに思います。

具体的には、ちょっとまだ話ができませんけれども、建築士のほうと先日も話をし、その対応策をしていこうということで、話をしているところです。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今年になってから、特にアメリカでの住宅需要がかなり広がっていると言うことと、中国のほうでも、かなり住宅関係の木材が不足していると言うことで、このウッドショックというものが、年内になってからそういう動きが出てきたような感じがあります。

当然、今我々が進めている建築資材につきましては、県産材を概ね活用するという中で進めてきておりますけれども、今教育委員会の総務課長が説明のとおり、それから村営住宅というのは、県を介したかたちでの事業を執行しろとなっておりますので、多分に当初時点でのその建築事業費のほうは、そこまで住宅木材が上がるということを見越したかたちでの金額ではないと思っています。

当然、前年度に概算要望、あるいは、その概算要望に基づいて、国ならびに県が、この価格を決定しておりますので、今後におきましては受注を受けた業者のほうで、契約書に基づいて、木材が上がった場合には、変更契約をできるという規定があります。

そうしますと、業者のほうからそういう申し出があれば、村としても受けざるを得ないということになっていくんじゃないかと思えます。

そのときに、国の補助金、ならびに県の補助金が、それに上乘せしてくれるかということは無いだろうと思えます。

国のほうが、今政権のほうでも、補正予算を打つというような話は聞きますけれども、今のところは確定したことではないですので、そうなった場合は、村のほうの村費がそこに投入されるという方向になるんじゃないかと思えます。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

本村での建築関係は、特に業者さんの参加が少ないということで、入札大変苦労しているところだと思います。

そういった業者離れを防ぐ為にも、そこらあたりはよく手立てしていただければと思います。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

あと、民間、個人で住宅を整備される、あるいは補修をされるというときに、これまでの材木代が上がると、上がってきているとなった時に、村で産業資金、あるいは住宅資金の中で、そういう支援制度を設けてはいますが、そうなった時に、それに対する考え方も、村としてもまた整理していくべきなのかなという気がします。

このアメリカの中国のほうへの住宅の建築の増によって、どの程度まで村民に影響を及ぼすようなことが出てくるのかですね、そこはもう少し見極める方向があるんじゃないかと思えます。

それから、議員が言われますように、確かに村の公共事業の中で、建築物の入札を生じるようなものがかなり出ております。

後ほど教育委員会が今年度予定しております、悪石島に整備する寄宿舎につきましても、応札業者が1社しかないということを考えた場合には、なかなか建築事業者のほうが入参しづらいというようなこともありありと出ているということを考えた場合には、村も渋ることなく、そこは村費を投入してでも良いからその補填をするということはあるべきじゃないかと思えます。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

農業振興について、お尋ねします。

去年、バナナの定植の事業があったと思うんですけど、コロナの影響で今、去年中止になりましたよね。

この事業は今現在、どのようになっているのか伺います。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

当初予算のほうで、今回の予算には計上しておりませんが、当初予算のときに説明をさせていただいたかと思うんですけども、予算措置と材料費一部だったり、肥料の一部だったりとかと、当初予算で計上をしているところでございます。

ちょっと資料のほうは手元には持ってきておりませんが、当初予算のほうでできるところから始めようという所で、予算措置はしております。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

バナナは、お土産にも人気がある商品ですので、この苗を最初は沖縄から導入するというあれじゃなかったのでしょうか。

それは、苗の本数300本ぐらいということでしたので、是非そこは進めていただきたいと思うんです。

肥料はそのあとでも良いと思うんですけど、まず苗の確保をお願いしたいと思えます。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

バナナの苗木ですけれども、当初予算でも沖縄からの導入は考えていないところでございます。

先ずは、場所の確保、これが数年来一昨年から実施しようとしていますけれども、諸々事情がありまして、進んでいないと。

まず圃場の整備、圃場の整備についても、大型圃場はもう見込まないということで、風当たりの無い小規模圃場からまず探していくと。

遊休農地の確保に努めていくということで、捉えているところでございまして、その用地を確保できた時には、順次作業をしていくということで、大規模のその苗木の導入と言うことは、今考えていないところでございます。

まず用地の確保から取り組んでいくというところでございます。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

大規模のは難しいと思うので、その小規模、本当に少ない、そこを早く農家の人たちに知らせて、確保できたところでは、早急に配布をお願いしたいと思うんですよね。

まず、そのやりたい人のあれを急ぐべきじゃないかと思うんですけれども、まだその辺のあれは、農家のほうには知らせてはないですよ。

そこを急いで欲しいと思います。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

実質、昨年度は殆ど動きがないところでございまして、先ほど申し上げましたように、一昨年前に計画を立てまして、その当時、宝島と中之島のほうには相談をさせていただいて、協力しようという返事をいただいております。

ただ、その後ですけれども、今申し上げましたように昨年は殆ど動けなかったということで、今年度につきましては、そういった方たちの意識が冷めないように、もう一度お願いをして、場所の確保をして、宝島は特に徐々に増えてきておりますので、そういったところから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

歳入のほうの、11ページのこの先ほど説明があったかもしれませんが、ちょっとわかりませんので、不動産の売り払い収入の、この内訳について伺います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

これが、前回の議会の協議会の中で申し上げた、旧吉田の土地になります。

その鑑定結果というのが、想定外でこの額で出てきたものです。

あとで、協議会の中で、詳しく説明しますが、一旦その額をここに計上しているということになります。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

19ページのこのコロナウイルス関係の事務事業委託料の273万、山海留学生の帰省自粛という関係での予算措置ということだったんですが、これ、山海留学生、例えば鹿児島本土からとか、県外、地域いろいろあるかと思うんですけども、どこらへんまでを対象として考えておられるのか、対象になる児童生徒は何名程いるのか。

この児童生徒の皆さんの、もともとの保護者の皆さん、それから子供たちについては、そこらへんについて、帰省の自粛、そういったものに関して、理解了解が得られているのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

只今の質問の273万という額の中身でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染対策ということで、夏休み等の休暇等の帰省の自粛ということで、これは県外の留学生を対象として考えております。

県外留学生について、現在26名おります。

一応、自粛のお願いといたしますか、先だって学校のほうに自粛を、出来るだけ自粛をお願いしたいというような文書等も出しまして、そういう話をさせていただいているところであります。

26名の県外留学生について、夏休み期間の42日間ということで、273万という額を掲示をさせていただいております。

ただ実際には、コロナワクチン接種を12歳以上が実施、7月に実施をするということ等もございまして、その県外留学生について帰省をするというようなことも出てくることがあるかと思いますが、それについては、出来るだけ自粛をお願いしたいというところは変わりませんが、そういうお願いをしながら話を詰めていきたいと考えています。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

一応、現時点では、了解というか、理解した上での了解という形までは行っていないというふうに考えて良いんですね。

世の中が、オリンピックだ、パラリンピックだと言っている中で、ちょっと浮かれそうなところもあるんですけども、世の中的にはですね。

そういった中で、本村の特殊な事情を考えると、不安な部分は確かにあるのは十分理解しますけれども、ただそこらへんは、子どもたちにとって、ある意味「負担」というか、やはり長期休暇の中で、親元にも帰れないということになってくると、いろんな部分で不安に思う部分もあるかと思うので、そこらへんも含めて柔軟な対応が出来るような体制をとっていただきたいなど。

ワクチン接種もそうですし、帰った場合には、もちろん、今度は島に帰る場合には、勿論 PCR 検査の徹底をしてもらおうとか、そういったかたちでの流れというか、そういったものもちゃんとしたかたちで、教育委員会として、また住民課と連携しながら、対応していただきたいなど思うところです。

○議長（前田功一君）

教育長、有村孝一君。

○教育長（有村孝一君）

ご意見、ごもっともだと思っております。

この金額につきましては、今申し上げました人数が全然帰らなかった MAX の状況でお願いしているところでございます。

昨年も実際は、数日預かりましたけれども、また帰って、帰ったあとの過ごし方については、十分指導がしてございますし、もう二回目の児童生徒もおりますので、そのところの過ごし方については、十分承知していると思います。

そしてまた、今回ワクチンを接種をしていただけるということで、希望者をとっておりますけれども、そういうことから考えますと、あまり留め置くところまではいかないのではないかなと、予想はしておりますが、今のところこの時点では今、今申し上げましたようなところでございますので、そこはご了解いただきたいと。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

新型コロナウイルス関連が、額も高額も多くなるわけですけども、今まで、コロナウイルス対策交付金としていくらぐらい入ってきて、いくらぐらい使われているのか伺います。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

申し訳ございません。

その資料は今持ち合わせておりません。

○議長（前田功一君）

今の質問で、後でコロナに関しては協議会がありますので、そこでちゃんとある程度示していただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、議案第 94 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 94 号、令和 3 年度十島村一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 9 議案第 95 号 令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（前田功一君）

日程第 9、議案第 95 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長（竹内照二君）

それでは、議案第 95 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。

今回の補正予算第1号は、令和2年度国民健康保険税の前々年度以前分の滞納繰越確定並びに、人事異動に伴う人件費等の補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,063千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ267,117千円とするものでございます。

2ページには、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を記載してございます。

3ページには、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

4ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

国民健康保険税は、211千円を増額しております。

一般被保険者国民健康保険税で、医療給付費分滞納繰越分と後期高齢者支援金分滞納繰越分で、前々年度以前分の滞納繰越分として130千円と81千円で合計211千円を増としております。

繰入金では、4,852千円を増額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金として、人事異動に伴う人件費の繰入で4,852千円を増としております。

次に、歳出についてですが、5ページをご覧ください。

総務費は、5,063千円を増額しております。

総務管理費の一般管理費のうち、一般給与費（国保）で、人事異動に伴う人件費の調整で、給料で1,758千円の増、職員手当等で2,248千円の増、共済費で652千円の増、負担金、補助及び交付金で405千円の増となり、合計で5,063千円の増額となっております。以上で、説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 95 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 95 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（前田功一君）

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	有 村	孝 一	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	勇 喜	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	上 村	晉 一	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	松 野	翔 君
-----------	-----	-----

令和3年6月16日（水）

△開議

○議長（前田功一君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（前田功一君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりと致します。

尚、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 議案第96号 契約の締結について議決を求める件 （中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）請負変更契約）

○議長（前田功一君）

日程第1、議案第96号、契約の締結について議決を求める件（中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）請負変更契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

それでは、議案第96号、契約の締結について議決を求める件について、説明させていただきます。

提案する案件につきましては、中之島の道路災害の変更契約となっております。

それでは、議案書のほうをご覧いただきたいと思います。

まず1の契約の目的でございますけれども、中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）の請負変更契約となります。

2の変更契約金額につきましては、消費税込み7,640,000円を増額いたしまして、3の変更後の契約金額では総額で103,230,000円で、4の契約の相手方、葉月工業株式会社と令和3年5月17日に仮契約を締結しております。

2ページ目をご覧くださいと思います。

契約書の案になります。

契約書につきましては、記載地項目をご確認いただきたいと思います。

続きまして、工事内容のほうを説明いたします。

3ページ目をご覧ください。

2の工事内容の表になりますけれども、この工区につきましては4箇所の現場のほうを一括発注としております。

工事名称の欄の①48号から④の66号までの箇所となりますけれども、今回変更対象となりますのは、一番上の段、①の48号となっております。

施工内容と致しましては、植生基材吹付の1360平米を減いたしまして、モルタル吹付を1388平米増するものとなります。

5ページのほうをご覧くださいと思います。

写真がございますけれども、左の写真の①、赤囲みの箇所を植生基材をやめまして、モルタル吹付とするものでございます。

モルタル吹付とする原因といたしましては、現地のほうが当初は湧水があるというふうに判断しておったものが、実際法面を成型したところ、湧水が無く、上からの表面水だけであったことから、モルタル吹付に変更するものでございます。

6ページ以降につきましては、他の施工箇所の図面です。

こちらのほうは参考程度にご覧いただきたいと思います。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

この完成が6月30日となっているんですけども、今ここが完成しないことには、上のほうの工事も受けられないような状況なんですけど、6月30日で大丈夫なんですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

先日も、羽月工業さんと話はしております、6月30日の完成には間に合うと聞いております。

その以降には、今度は下のほうの竹山建設さんのほうの工事が入っていきます。

今そちらのほうは、大体9月30～10月の頭ぐらいの完成としておりまして、令和3年度分、4箇所工事を予定しておりますけれども、池原線のほうは今月には発注します。

そして、この御岳線の現場が済み次第、上のほうの御岳線の崩れたところのほうも発注を進める予定です。以上です。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

なるべくこの工期に合わせて完成できるように指導してください。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第96号、契約の締結について議決を求める件（中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）請負変更契約）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第96号、契約の締結について議決を求める件（中之島道路災害復旧工事（R2-5工区）請負変更契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第97号 契約の締結について議決を求める件
(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)

○議長（前田功一君）

日程第2、議案第97号、契約の締結について議決を求める件（小宝島港泊地浚渫工事請負契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

それでは、議案第97号、契約の締結について議決を求める件について、説明させていただきます。

提案する案件につきましては、小宝島港の泊地浚渫工事となっております。

この契約案件は5000万以上の契約となることから、条例の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の方をご覧ください。

1の契約の目的でございますけれども、小宝島港泊地浚渫工事となります。

次の2の契約金額につきましては、消費税込みの129,800,000円で、3の契約の相手方、株式会社森山（清）組と令和3年6月1日に仮契約しております。

2ページ目をご覧ください。契約書の案になります。

契約書の案につきましては、記載事項をご確認いただきたいと思います。

それでは3ページ目のほうをご覧ください。

3ページ目の入札執行結果表のとおり、森山（清）組が入札額で最低価格を提出しております。評価値におきましても高評価となったことから落札しております。

それでは、工事内容についてご説明いたします。

4ページ目をご覧ください。

2の工事内容の表のとおりでございます。

今回は泊地浚渫の面積に致しまして1,128平米、浚渫土量5,981立米の浚渫工事になります。

浚渫土砂の施工内訳と致しまして、大型ブレーカー、バックホーを用いて、陸上施工するものが、1505立米。

それからグラブ浚渫船を用いて海上施工するものが、4476立米となっております。

5ページ以降の添付図面について説明いたしますと、赤く示した箇所が今年度施工化書となっております。

右上の写真の上が現在の状況、そして下の写真の②グラブ浚渫船を用いた作業風景というふうになっております。

続いて6ページ目のほうをご覧ください。

ちょっと若干詳しく目の平面図となっております。

10メートルごとに側点を設置しておりますけれども、ちょっと小さくて読み取れませんが、この10メートルごとの側点を基にして、浚渫土量のほうを割り出しているものでございます。

1ページ飛ばしまして、最後の8ページ目をご覧ください。

浚渫した土砂の海洋投入箇所となっております。

こちらのほうも、前年に引き続きまして、概ね小宝島から南へ9キロ、それから宝島から東へ10キロの交わった地点が投入箇所となっております。

こちらのほうも、以上簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

今年度の浚渫部分は、この赤と言うんですか、部分ということで、6ページですね、見られていますが、残りの青い部分が来年度以降の話だということになっております。

この青い部分の、どう説明すれば良いかな、右側、L字になっている部分、これも掘る部分ですか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今の質問でございまして、青い部分が若干長方形みたいな、四角の長く伸びた部分と、あとその右手側のほうに、おっしゃられたようにL字型の部分がございます。

L字型の部分につきましては、泊地の浚渫という名目で、一応来年、再来年までかかるかなという感じで、令和5年までを予定しております。

長い長方形になっておりますが、こちらのほうは岸壁工事のほうになってきます。

こちらのほうも、若干基礎的には掘るところは出てきますけれども、そこは基礎の床掘りという機械で掘っていきます。

そちらにつきましても、岸壁につきましても、令和4年度から頭出しの工事へ入る格好になりまして、令和4年令和5年、岸壁と浚渫工事のほうを重複するような格好で進む格好を予定しております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

で、森山（清）組は、いつ頃から始める予定になっていますか。

いつも着工が遅れて、3月ギリギリというようなパターンが見られるんですが、できるだけ早く着工したほうが、期日内の完成ということになると思うんですが、計画的にはどのように聞いておりますか。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

こちらにつきまして、現在仮契約段階でございます。

本日の議決を持ちまして、本契約となります。

そして、今から先の打ち合わせにつきまして、今からしていきますので、現段階では答えられません。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第97号、契約の締結について議決を求める件（小宝島港泊地浚渫工事請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第97号、契約の締結について議決を求める件（小宝島港泊地浚渫工事請負契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第98号 契約の締結について議決を求める件
(やすら浜港改修工事(1工区)請負契約)

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第98号、契約の締結について議決を求める件(やすら浜港改修工事(1工区)請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長(上村晋一君)

それでは続きまして、議案第98号、契約の締結について議決を求める件について説明いたします。

提案する案件につきましては、やすら浜港の根固めブロックの製作工事というふうになっております。

こちらの案件につきましても、5000万円以上の契約となることから、規定により議決を求めるものでございます。

それでは、議案書のほうをご覧ください。

1の契約の目的は、やすら浜港改修工事(1工区)となります。

2の契約金額につきましては、消費税込み62,645,000円で、3の契約の相手方、竹山建設株式会社と令和3年6月1日に仮契約しております。

2ページ目をご覧ください。

契約書の案になります。

契約書の案につきましては、記載事項をご確認ください。

それでは、3ページ目のほうをご覧ください。

入札執行結果表のとおり、竹山建設さんのほうが入札額で最低価格を提出しております。評価値においても高評価となり落札しております。

工事内容についてご説明いたします。4ページ目をご覧ください。

2の工事内容の表のとおりとなりますけれども、今回は根固め方塊42.32トンを26個、それから53.54トンを2個、それから39.56トンを4個、それぞれ製作仮置きいたします。

図面でご説明いたします。

5ページのほうをご覧ください。

平面図のほうを添付しておりますけれども、中央の大きなグレーが現在のフェリーが接岸する防波堤となっております。

その右下側に、赤と青と黄色の着色がございますけれども、そこに波除用の防波堤を整備することになります。

丁度湯泊温泉側のほうの近くに設置される格好となるものでございます。

6 ページ目に平面図、7 ページに横断図、それから 8 ページ目に横断図を添付しておりますけれども、7 ページ目をご覧ください。

黄色い三角部分が、令和 2 年度に製作したケーソンとなっております。

まだ鹿児島港に置いてありますけれども、そのケーソンの横に、根固の役目といたしまして置くのが根固方塊です。

普通の標準タイプは 5 メートルのものなのですが、傾斜部のほうに斜めに置いたりするものもございまして、その長さが 4.7 メートルとなっております、長さの違うタイプの方塊が製作されることになっております。

そのことから、42 トンとか 39 トンとか、それぞれ違う方塊が必要となっているものでございます。

続きまして、9 ページ目のほうをご覧くださいと思います。

9 ページ目の写真が参考までにつけておりますけれども、根固方塊の写真となっております。

すみません、8 ページでした。

8 ページの写真が根固方塊というふうになっております。

まだ現在やすら浜の分が製作されておられませんので、あくまでも参考までに東之浜港の分を添付しております。

以上簡単ですけれども、説明のほうを終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

○7 番（坂元勇君）

5 ページの平面図なんですけれども、以前の説明では、今までの温泉に行く道路をそのまま活用と言うことで聞いていたんですが、この青で示されている 4 年度以降の計画でこれから進められるということで宜しいのでしょうか。

以前聞いていたのは、新しい岸壁へ行く道路は、今までの温泉に行く道路を使うということで聞いていたんですが、この青の部分の 4 年度以降の計画を見ると、今までの防波堤から繋いで、新しい道路を造ると。

勿論、理想はこちらだと思えますよね。

というのが、風向きによっては、今までの接岸している防波堤と新岸壁、両方使い分けしないとイケないので、コンテナの移動とか考えると、この計画のほうが理想かなと

思うんですが、いろいろ崩れそうな場所とかもありますので、そこはどちらで進められるのか伺います。

○議長（前田功一君）

土木交通課長、上村晋一君。

○土木交通課長（上村晋一君）

只今のご質問でございますけれども、こちらの岸壁につく道路と致しましては、この湯泊温泉側のほうにございます道路 A というルートが正規のルートとなっております。

こちらのほうの道路の B というのは、案の状況で、これは誤植で残ってございました。

案は削除したいと思っております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 98 号、契約の締結について議決を求める件（やすら浜港改修工事 1 工区請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 98 号、契約の締結について議決を求める件（やすら浜港改修工事 1 工区請負契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第99号 契約の締結について議決を求める件
(悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約)

○議長（前田功一君）

日程第4、議案第99号、契約の締結について議決を求める件（悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

それでは、議案第99号について、ご説明いたします。

この契約案件は、5000万円以上の契約となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

議案書のほうをご覧ください。

1の契約の目的ですが、悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事の請負契約、2の請負契約金額は、94,600,000円で、3の契約の相手方、川口建設株式会社と令和3年6月3日に仮契約を締結しております。

2ページに契約書の案、3ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行については、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っており、価格・評価値はご覧のとおりとなっております。

工事内容については、4ページの3にありますとおり、悪石島において、へき地寄宿舍として、木造平屋建てを1棟建設するものでありまして、内容としては、山海留学生用の寮室6室及び寮監用の居室（3室）、食堂、台所等でありまして、面積としては、192.75㎡となりまして、建築、電気、機械、外構等の工事施工となります。

5ページには、配置図を添付しております。

位置的には、悪石島交流施設の隣接地になりまして、単年度、1か年で整備する予定としております。

また、6ページには平面図も添付しておりますので、参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

今まででしたら、寄宿舎整備は2ヵ年度に渡っての整備ということだったんですが、今回単年度で整備できるということになりました。

当然無駄を省くという点でも、今回のかたちのほうが良いわけですが、その単年度で出来るようになったその経緯のご説明をお願いします。

それと、5ページの説明を見ると、1回現地説明のときに、ちょっと危惧していたことが、上のコンクリートの舗装道路から、下のグラウンドに降りるところの道路に、ちょっとかかっていたんですよね、住宅の一部が。

その辺は、正確に、またくいを打つと、もしかしたら避けられるのかもしれませんが、そのあたりはもしそこにちょっとかかってしまった場合には、どのような対策を取るのか、説明をおねがいします。

それと合わせて、寮監の募集も滞りなく進んでいただきたいと思います。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

今回悪石島の寄宿舎につきましては、一ヵ年、単年度での整備ということでしておりまして、以前につきましては、平島も諏訪之瀬島も二ヵ年事業ということで進めた経緯がございます。

2ヵ年計画で進めた経緯と申しますと、県とのこれが国庫補助事業の採択をいただいということになりますので、県との協議調整の中で、財源的なものも含めて一ヵ年では難しいというようなこともございまして、二ヵ年計画としたところでございます。

ただ、おっしゃいますように、二ヵ年で計画をすることになれば、一ヵ年目の、仮に半分整備するということになれば、そのつなぎ目のその壁を作って、また壁を2ヵ年目は取り壊すとか、確かにそういった無駄な部分というのが出てくるということもございまして、県のほうにそこらへんについては相談をする中において、単年度でも出来るというようなことで、話があり、財源的な部分も検討しまして、大丈夫というような状況の中で、今回単年度一ヵ年で計画をするというようなこととなった次第であります。

それと、この丁度この図面、5ページの図面を見ていただきますと、議員もご承知のとおり、この建てようとする位置につきましては、村有地の中に建てるというようなことで計画をして、このような形となっております。

当初設計の段階での現地の説明の中では、ご指摘がありました道路のほうにかかるのかというようなこともありましたけれども、一応建築士及び設計業者のほうと協議をしまして、それにかからないような、丁度村有地の中に入るような状況で設計をしていると考えております。

また、この丁度侵入口の道路につきましては、一部学校の関係のポールと言いますか、そういったのがありますので、そこについても、あとその道路の幅につきまして

も、若干拡張をするような、そういったようなことも、この設計の中には入っております。

先ほど話がありました、実際現場のほうで工事を進める中においては、当然今のことでも再度ですね、立ち会っていただいて、この現地のほうで数名の方に立ち会っていただいて、疑問点があればその中で出していただいて、対応していこうというように考えておりますので、宜しくお願いいたします。

それと、寮監の件なんですけれども、今回補正予算の中で、鹿児島県の退職校長会というところに、募集をすると、その校長会の会報というのがあるんですけれども、冊子みたいなものなんですけれども、それに掲載をして募集を図ろうということで計画をしているところです。以上です。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

一点目のほうの質問に対する補足で説明させていただきますけれども、村としましては、これまでも単年度で整備できないかというので、文部科学省のほうには申し上げております。

ところが、文部科学省というところは、所帯が多すぎるものですから、予算がですね、かなり広範囲にわたるということで、補助率もかなり低いんです。

普通、建築単価で一般的には補助をいただくわけなんですけど、文部科学省の予算というのは、平米単価というかたちに基づいて補助が決まるということで、この事業につきましても、これは9000万円を超える事業なんですけれども、ほとんどが村費なんです。

村費と言うのは、起債のほうで賄うことになるわけなんですけれども、文部科学省としましては、出来るだけ自分たちは浅く広く採択したいから、単年度で要望があっても、それを二カ年に分けてくれないかというのが、この二日目に来た諏訪之瀬島だったり平島であったりなんです。

たまたま、文部科学省の予算が令和3年度の予算がある程度見込めたということがあった関係で、たまたま一カ年でできた状況だと思います。

これは、また来年度、他の地区を想定していますけど、場合によってはこれまでと同じような形で、文部科学省の予算の配分の状況によっては二カ年に分けるということも出てくるのではないかとはいえます。

ただ、村としては無駄な予算をこれまでも投入しているわけですから、そこは避けてくれということで、進めていましたけれども、今回たまたま良かったということです。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

今回、かなりこの憤りというか、ご苦労されて、なんとか奇跡的に村有地内に収まるということで、ホッとしているところなんですけれども、もう一点ちょっと確認で、一回目の説明会のときに、今の寮監さんたちのご意見で、風呂はひとつにして、その代わりに部屋をひとつ増やしたいような話を1回聞いていたんですが、この図面をみると、やはりまたお風呂はそれぞれ2つということになると思います。

もうこの設計で進んでいくということで宜しいでしょうか。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

そうですね、結論から申し上げますと、この平面図とこの設計で進むということになるかと思えます。

ただ、議員がおっしゃいますように、現地のほうでいろんな案件が出されて、設計業者、及び建築士も含めて、いろいろ協議をする中において、その村有地のかたちの関係もございました。

いろいろな状況の中で、当初の中においては、いろいろと2回3回と、この間取りとかそういったのを考慮した経緯がありますけれども、今回この設計に基づいて、整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

悪石島の寄宿舎の新築工事でありますけれども、入札のこの状況を拝見しますと、一社のみのお応札であります。

以前からですね、建築関係の工事に関してはですね、近年なかなか理想の入札が出来ていないという状況であります。

指名をいたしてもですね、辞退という、軒並み辞退という、このような状況がですね、この案件もですが、他にも数々あります。

公共工事の入札といいますのは、複数の業者で競争入札で落札をするのが、理想であります。原則であります。

ですから、厳しい状況でありますけれども、こういう業者に対してもですね、辞退という最悪のこの状況にですね、陥らないように、指導も行ってもらいたい。

また、公共工事というのは、非常に複数の業者で競争して、落札するのが理想で、原則でありますので、なるべく厳しい状況でありますけれども、今後においてもですね、指導研究も行ってもらいたいと思っております。

それと、この寄宿舎なんですけれども、従来どおりの定員は6名で宜しいですか。

6名ということで宜しいのか、それと、今後の寄宿舎のあり方、全島的にですね、この寄宿舎整備、一部の地域においては、中古の住宅で寮だという認識もあります。

ですから、そういう一方は新築で、一方では中古の住宅を開放してやっているんだといった行為は、不公平性も見受けられます。

用地の問題等もありましようけれども、そこはまた実際にですね、現地の調査を行って、なるべく良い環境で留学生が生活が出来るような環境も大事なかなと思っておりますので、そのへんもお伺いいたします。

○議長（前田功一君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この建築物件につきましても、応札業者がですね、ここ4～5年くらいこういう状況になってきているんですね。

ひとつの理由として、建築業者の大工さんがいなくなっているというのがひとつと、それから利益が少ないと言われるんですね。

建築される業者のみなさんがです。

土木の場合は、そうでもないのかもしれないけれども、建築についてはその離島単価というのが示された単価で設計を書き上げているものですから、そういうかたちにしたときに、十島村の場合は、職人は全て民宿で宿代を払うと、そういうものを見ていないんだということ言われていたのを、3年位前にそこら付近も含めて県あたりに相談しながら、離島単価そのものを上げてもらったんですけれども、やっぱり依然として利益がないというのが一般的な見方なんです。

村としましても、この建築のこういう業者のあり方を改善するたびに、これまでも議会の中で、奄美からの業者も入ってもらうようなかたちで進めてきたんですが、奄美のほうも自衛隊関係の建築物件がかなり増えたということで、そっちのほうに業者のほうシフトしていったということで、最近は殆ど手を挙げてきていないと。

今回たまたま手を挙げてきているのは、たまたま奄美の業者なんですけれども、そういうようなことで、なかなか思うようなかたちで行かないというのがあります。

これも果たして担当課長には、私が呼んだときに、彼を呼んで、果たして応札業者は出てくるかよ、という話までしたところだったんです。

幸いにして、この1社が来てくれたからですね、予定価格の範囲の中で、契約できる方向になっているわけなんですけれども、かなり建築事業につきましても、ヒヤヒヤ状態なのが実態です。

村としましても、出来るだけ多くの業者を選定しながら、その環境と言うのは整えていくべきなのかなということと、それから昨日ありましたとおり、その建築業者があまり不利益を起さないようなかたちのものも村として考えていくべきじゃないかと思うんです。

例えば、今木材がかなり高騰してきている、そういうようなものも村としても、その時点で仮に上がっているという実態が把握できた場合は、変更契約などでいくらかの増額契約ということも考えていくべきじゃないかと思います。

そうしないと、次年度以降から、また今年度予定されているような、建築物件もなかなか応札されづらいと思いますので、そこは配慮していく部分だと思います。

それから2点目のほうの、確かに議員の地元のほうは、中古の中で寮というかたちで運用しているのが実態です。

たまたま有効的な施設の活用ということで、今実態はそういう格好でしております。

ただ、村として、今年度で3カ島の寄宿舎を整備しております。

また来年度も計画しております。

その全て、当然地元の学校を守ろうと、小中学生を確保するというのを考えた場合には、今、平島にしましても、諏訪之瀬島にしましても、こういう住む施設のあるところは、留学生が増えてきています、子供たちが増えてきています。

そのことを実態的に捉えたときには、他の島につきましても、予算の範囲の中で、計画的に、基本全7島にこの寄宿舎というものは、新しい施策の中で整備していくというのと合わせて、今ある施設も含めながら、そこも寮として活用していくという考え方ももちたいと思っています。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

定員の人数につきましてですが、当初この寮室が6室ということで、6名で走った経緯がございます。

ただ、山海留学生が増加傾向にあるということ等もありまして、寮監等に聞き取りをしながら、こちらのほうでも協議をしながら、今現在は平島、諏訪之瀬島において、定員は8人ということになっておりますので、最大8人ということで、悪石島のほうも考えていきたいと思っています。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

この、定員を8人ということは、1室に2名入ってするとか、そういう意味ですか、それとも管理人のスペースを減らして、そこに学生を入れるという考え方でしょうか。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

6室のうちの2室について、2名というようなことを想定しています。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

見る限り、部屋の大きさは殆ど変わり無いですよ。

畳一畳位違いがあるんですかね。

8.なんぼと、10.なんぼ。

この広いほうに2名を置くという考えでしょうか。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

1室の広さにつきましては、同じ広さということになっております。

2室について2名ずつとなった、それは、一応寮監との話を進めて行くことになるかと思うんですけれども、仮にそうなった場合には、2段ベッドをそこに置いて、2段ベッドで対応していくというようなことを計画しております。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

となると、全室に2段ベッドを入れると、12人定員になるという、安易な計算は成り立たないですか。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

そこにつきましても、今いる寮監のほうに、当初6名から8名にした経緯を申し上げましたけれども、聞き取りをする中において、全室そういうことになった場合には、食事の手配をしたりだとか、そういうようなことで、なかなか難しいということもございまして、8名まではなんとかなるのではないかという話がありまして、定員については、そのように決定をしたところでございます。

○議長（前田功一君）

教育長、有村孝一君。

○教育長（有村孝一君）

6室あるから、2人ずつ入れたらというお話でありましたけれども、原則、小学生、中学生、体格がかなり違いますので、中学生につきましては、やはり1室1人ということで、今のところは小学生も体格的にも2人入れるんじゃないかということ、2段ベッドで対応していると。

今出ましたように、食事の関係もですけれども、そのような子どもの体格の関係で、ほぼほぼ中学生を2人入れるということとはございません。

小学生の小さい体格の子どもたちに対応しているということでございます。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

先ほどの続きなんですけれども、今回の入札指名ですね、業者を見ているんですけれども、これの業者はですね、建築業をやっていないようなところも入っているんですよ。

数合わせで入れたのか、普通に矛盾があるんですけれども、この業者の選定にも問題があるのでは無いでしょうか。

建築を間違いなく出来るような業者を指名して欲しいんですけどね。

○議長（前田功一君）

副村長、福澤章二君。

○副村長（福澤章二君）

この寄宿舎整備につきまして、指名委員会の中で10社を指名しておりますけれども、その中で、建築に前年から応札実績のあるですとか、そういうことを勘案しまして10社というふうに、この10社を選んでおります。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

県の認可は取れるんですよ。

その10社だけがおればね。

だけど、実際に入札に参加して、建築業を十島村内でできるような業者を選ばないと、いつまでたっても変わらないんじゃないですか。

この入札の方法は。

登録は皆さん取れるんです。

県の方に申請で、実績があれば。

ですから、即効性のある業者ですよ、ね。

見るからにもう建築業には、入札には入りませんという事業所が入っているじゃないですか。この中にもね。

ですから、選定方法ももう少し慎重にやったほうが入札もうまく行くのではないのでしょうか。

○議長（前田功一君）

副村長、福澤章二君。

○副村長（福澤章二君）

議員がおっしゃいますように、村の指名願いがある会社につきましては、昨年までの実績等つけておりまして、こちらでどんなことをやっているのかというのは把握できません。

ですから、基本的に、そういったところを指名することで良いのかと思いますけれども、現実問題として、そういうところを村に入ったことがないようなところを指名しても、まったく応札がございません。

そこで、そういった登録の中から、応札の実績があるところですか、役場に来て、営業努力をしているところですか、そういったやる気のあるところを選んで、この10社に絞っておりますので、過去の実績、そういうことだけで選んでも、なかなか応札に応じてくれないということで、出来るだけ応札されるような業者を中心に選んでということをやっています。

○議長（前田功一君）

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

先ほど寮生を2名ずつしたら12名と言われていましたが、寮監の意見で8名までだったら対応できるっていう説明があったと思うんですけども、寮監の意見を取り入れて、現場の意見を取り入れてくれるのは良いことだと思うんですよね。

その前に、浴室をひとつにまとめて欲しいという現場からの意見があったと聞いたんですけど、それは今までどおり、設計どおり、2箇所造るということが説明であったと思うんですよね。

やはり、現場の意見も取り入れているところもあるんですけど、寮監、現場の意見も大いに取り入れて欲しいと思います。

○議長（前田功一君）

教育長、有村孝一君。

○教育長（有村孝一君）

勿論、現在寮監をしておられる方のご意見を聞かないというわけではございません。

しかし、それがまた全てであるとは思っておりません。

男女がおりますし、中学生の思春期の子どもたちもおります。

そのようなことで、やはりトイレも、それからお風呂場も2つ分けたほうが良いのではないかという結論で、そのようにしているわけです。

気にしないという方もおられますけれども、それはそれぞれの島の寮監さんの考えで、また寮監さんが代わりますと、そのようなことではなくて、ということになるかもしれないし、ですから今後悪石島の寮監さんとはまた話を決まった時点でしながら、必ず8名入れるというわけではなくて、とにかく6名ということで、またスタートをするかもしれません。

ですから、そのようなわけで、浴室とトイレとか、そういったものは分けてござい
ますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

備品の件で、質問させていただきます。

洗濯機は何台で、ストッカーも必要だと思うんですけど、洗濯機の容量と、それから
ストッカーの台数と容量、両方ですね。

洗濯機の台数と容量、何人槽なのか。

それと、ストッカーはおそらく1台だと思うんですけど、何がのストッカーなのか。

それは、口之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、4か島あるわけですがけれども、それが
統一された備品であるのか、その点についてお伺いします。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

今回悪石島のほうの寄宿舍整備につきましては、その備品等は含まれてはおりませ
ん。

当然、平島、諏訪之瀬島もそうでしたけれども、今後ですね、9月あるいは12月に補
正を計上して、その備品のほうは予算を入れて、購入をするという計画になろうかと思
います。

洗濯機につきましては、一応二台というようなことになるかと思いますが、容量的な
ものについては、ちょっと確認をしておりますので、ただ、こちらにつきましても、
寮監、悪石島についてはまだなんですけれども、今いる平島、そして諏訪之瀬島の寮監
等の意見を聞きながら、容量等につきましては、選定をしたいと考えております。

ストッカーにつきましても、1台ではあるんですが、そういうことで考えていきたい
というふうに思います。

○議長（前田功一君）

4番、日高久志君。

○4番（日高久志君）

あと、玄関に入るところですね、足の洗い場が無いような感じがするんですけど
も、洗い場が必要ではないのかなと思うんですけども、その点についてお伺いしま
す。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

平島につきましては、たしかにその足洗い場の関係というのが、当初の中で、なかなか把握が出来ておりませんで、諏訪之瀬島、そしてこの悪石島については、その寮監の意見も参考にしながら、違う設計の中に取り入れるということで、対応をしているところです。

○議長（前田功一君）

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長（安藤浩樹君）

丁度図面を見ていただきまして、玄関がございますけれども、その入り口の左手にある、これかというふうに思います。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第99号、契約の締結について議決を求める件（悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第99号、契約の締結について議決を求める件（悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、しばらく休憩いたします。

11時15分にお集まりください。

休憩

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入る前に、昨日令和2年度の繰越明許計算書について、間違いがあったの？

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

報告第11号で報告しました、令和2年度十島村繰越明許費の件でございます。

この中で、一部誤りがありましたので、差し替えをお願いいたします。

今、配りました1枚紙のところ、土木費の道路橋梁費補助橋梁浚渫改良費のところ、先日の報告では650万円の金額で、650万円を翌年度繰越額としていましたが、これが561万6千円、いずれも561万6千円に訂正をお願いいたします。

それで、合計のほうも積み上げとして、金額24億86万7650円、翌年度繰越24億49万7427円となります。

申し訳ございません。

システムのエラーで出てこず、チェック漏れになってしまいました。

○議長（前田功一君）

それでは、次に入りたいと思います。

△日程第5 議案第103号 契約の締結について議決を求める件
(十島村非常用発電機整備工事請負契約)

○議長（前田功一君）

日程第5、議案第103号、契約の締結について議決を求める件（十島村非常用発電機整備事業工事請負契約）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

議案第103号、十島村非常用発電機整備事業の工事請負の契約について説明します。

本件は、専決処分も視野に、早期執行を計画していましたが、設置場所の変更に伴う設計業務から、国庫補助金の変更申請後の交付決定まで、想定していた以上の日数を要しましたことから、議会前の契約には至らなかったものです。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的は、十島村非常用発電機整備事業で、請負金額は税込み124,300,000円です。

契約の相手方は、株式会社永代建設と令和3年6月10日に仮契約を締結しています。

2ページが、契約書の写しで、3ページが入札の執行結果です。

4ページをお開きください。

事業の概要について、説明します。

今回、非常用発電機は、中之島以外の6か島の避難所に非常用発電機を整備します。

基本的に、コンクリートブロック造りの建屋に、非常用発電機を格納することとしていますが、用地を確保できなかった悪石島においては、既存施設の軒下を活用することとしています。

島ごとには、建物の電気容量に併せて、口之島では34kw、諏訪之瀬島で29.4kw、平島で34kw、悪石島で34kw、小宝島で34kw、宝島で60.9kw、の発電機を整備します。

この説明書のページで、工事期間について247日が246の誤りです。

訂正をお願いします。申し訳ないです。

5ページ以降、各島の非常用発電機の配置図です。

口之島では、既存の場所に入れ込むスペースがないことから、既存の消防車庫の建て替え計画に合わせて、消防車庫跡地となる場所に設置することとしています。

6ページをお開きください。

諏訪之瀬島では、裏手の敷地スペースに設置することとしています。

7ページの平島では、コミセン前のスペースに設置することとしていますが、当該場所の利活用状況から、現在平島で確認をし、裏手のほうに入れられれば裏手のほうになるかと思いますが、最終的な場所については、今後、変更が生じる可能性があります。

8ページをお開きください。

先ほど、少し触れましたが、悪石島では、コミセン周辺に公共的な施設が集中しており、裏手には備蓄倉庫、及び防災行政無線用の非常用発電設備がありますことから、今回、建屋を建設するための用地が確保できなかったことから、ある程度、雨風が凌げるコミセンの軒下に設置することとしています。

9ページの小宝島では、多世代交流施設の周囲は十分な敷地があることから、入り口、及びデッキを避けたこの位置に設置することとしています。

10ページをお開きください。

宝島では、施設横の空き地について、個人有地ではありますが、土地の使用について、管理者から快諾もありましたことから、住民センター横に設置することとしています。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番（田中秀治君）

工事期間が令和3年6月18日から令和4年2月18日までとなっています。

今年の台風に間に合わせて欲しかったんですけど、仕方ないんですけど、これ、あと6島整備するんですけど、どの島から整備していくっていうのは決まっていらないでしょう。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

現在、どの島からというのを具体的にまだ業者と打ち合わせはしていません。

業者と宿、あと急ぐ島というのを総合的に検討して、始める島を決めないといけないと思いますが、いずれにしましても、発電機のできる期間というのが6ヶ月程度を要することを考えれば、その後に周知をして、ポンポンポンといくようなかたちになるかと考えています。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

悪石島の屋外で屋外用という説明だったのですが、他の島は、建屋を作って、その中に入れるという設計で宜しいんですか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

基本的に建屋を作る設計で進めるつもりでしたが、悪石島について、場所を検討したところ、いずれにも建屋を建てるスペースが確保できない、確保できたとしても、ぎりぎり崖に面してしまうということで、断念して軒下にとということに変更いたしました。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

口之島のこの設置先が、現在のこの消防の倉庫だということでありますけれども、これは地元との協議は終わっているんですか。

私は初めてなんです、図面を見て初めて、「ここにいれるんだな」というのが、何にも聞いていないんですけれども。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

口之島の発電機の場所については、他の場所を検討しました。

この場所への設置、あと裏手への設置、いずれにしましても、裏手のほうは防災無線の発電機、表のほうは面積が取れないということで、一番近い消防車庫の跡地ということで、他に適地がなかったため、ここに設置しています。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

既存のその倉庫には、どうしても入らないということですか。

この車庫もですね、老朽化で、結構痛んでいるわけなんで、何年もつのかなと思うんですけども、発電機を12年として、余裕はあるんですけども、耐用年数が問題かなと私は思っておりますけれども、そのへんの調査は行っていますか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

口之島の消防車庫につきましては、高さが足りないということで、建て替えを考えております。

○議長（前田功一君）

5番、日高助廣君。

○5番（日高助廣君）

そこを潰して、建て替えるということですね。

地元との話はまだできていないでしょう、まだ。

地元にも、何で早く言ってくれないの？

それで、了解を得ないと、村が一方的に。

やるのは良いんだけど、やはり住民に説明責任があるんじゃないですか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

申し訳ありません。

地元と協議ができていますつもりでありました。

この件につきましては、できていますつもりでした。

出張所長とは話をしているんですけども、これが村の車庫を建て替えるということで、そこがちょっと行き届いていなかったのかなと思います。

また改めて、この話は伝わるようにしたいと思います。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

悪石島は場所がないということで、最初の説明である程度雨風を凌げる軒先ということなんですけれども、耐久性にやはりちょっと心配があります。

どういったメンテナンスをしていくことが大切になりますか。説明をお願いします。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

メンテナンスのことについては、今後のことになるかと思います。

来年度以降、全部非常用発電が揃った後と言うのは、多分に一年に1回換える消耗品が発生するんじゃないかと考えています。

なので、定期的な点検が出来ればというのを考えているところです。

あと、悪石島については、1棟だけ屋外用というものを採用しております。

その関係で、何かしらの壁というのが必要ないんじゃないかと考えているところですが、壁を設置するにも簡易的なものであればすぐに出来るようなかたち、形状でございますので、その場合はそのような対応もできるのかなというふうに思います。

あと、専門的なメンテナンスについては、まだ私もそこは素人で、今ここで率直に申し上げることができないのが残念でございます。以上です。

○議長（前田功一君）

7番、坂元勇君。

○7番（坂元勇君）

階段がある場所なんですけれども、確認です。

その階段に手をつけずに、収まるということで宜しいですか。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

階段がある場所から、一応私は測量、自ら測量をしていったのですが、入ると思っております。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

昨年の中之島もそうだったんですけれども、実際にこの非常用発電機の倉庫、これを作る際に、現地にいろいろと出てくると思います。

その場合には、当然変更契約というものが出てくるんじゃないかと思えます。

例えば、7番議員が言われる、この悪石島のその階段の踊り場のところは、仮にスペースが無いとなった場合には、コンクリートで足場を作るといようなかたちものものは考えられるんじゃないかと思います。

それから、平島のほうでも、先ほど総務課長の説明のとおり、かなり出張所長のほうでもいろいろ案が出されておりますので、場合によっては今の敷地の裏というものも出てくるんじゃないかというものを考えた場合には、変更契約というものがおそらく出てくるんじゃないかと思います。

それから構造的にBC作りと、ブロック造りですね、ここが実際に施工する段階で、RCづくりになるのかということも出てくるんじゃないかと思います。

中之島の場合は、RCでやったんじゃないかと思います。

そういうようなことで、現場に入って、いろいろと手直しも出てくるんじゃないかかと思しますので、そこはまたご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（前田功一君）

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

確認ですが、発電機自体は、もうこれから作るんでしたっけ。

6ヶ月くらい、6台作るのに。

となった場合、180日。

工期の予定で246で、残りを考えるとおよそ60日位と。

となった時に、6か島で60日、1カ島10日位でという話になると思うんですけども、全てが揃ってから建てるわけではないと思うんですけども、完了見込み、出来るのを見越して壁を作りながら、出来次第入れ込むというかたちになるかと思うんですけども、そこらへんの作業の日程というか、どうなのかなと。

というのは、中之島はかなり時間がかかっていたような気がするんですよ。

作業自体が。

去年の暮れぐらい、暮れも年末ギリギリまで確かこの発電機の工事業者のかたが残って仕事をされていて、年度末もいっぱいいっぱいまで多分していたのかなというように気がするんですけども、そこらへんで、この工期の設定で、今の段階、完了できるというふうに見込んでいるのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

当然、発注した当初というもので、この工期内で出来ることを見込んでいます。

確かに、中之島の場合、建築業者が他の仕事との関係で、入るのがこの位になるというところで、最終的には終わるだろうという話は聞いていました。

なので、そうしたギリギリ年度末とか年度初めもしたと思ひます。

なので、工事業者がその他の工事との兼ね合いで、どこでしたいというのは出てくると思いますが、この工期内で完成するよというこで、進捗管理はしていきたいと考えます。

○議長（前田功一君）

2番、岩下正行君。

○2番（岩下正行君）

村長がおっしゃいましたが、場所の選定です、設置場所において、これはある程度変更も可能だと考えて良いんでしようかというのと、この小宝島のこの発電所の場所は、ここに電柱が建っていて、「なんだ、駐車場のど真ん中に電柱はないだろう」というこで、電柱をわざわざ移設して、そしてここを全面駐車場にしたという経緯があつて、そこへまた建物をドンともつてきたら、駐車場が潰れるじゃないかというよな場所にある、しかし、現状は、これをじゃあどこに持つていくのとなつた場合、多分裏には防災倉庫を設置して、動かすことは可能なんですけど、設置しているというこで、やむを得ずここに来たことはある程度は推測できます。

しかし、ここは邪魔だよなということも、推測できます。

というこで、これはもしかしたら、皆と相談して、でも、裏に土地は殆ど無いんですよね。

もつていきたいところなんですけれどもね。

でも4m2mです、ね、なんとか収まりきれないかという気持ちなんですけど、そういうこがあつたら、また実際着工するときは相談にのつて欲しいと思ひます。

○議長（前田功一君）

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長（村山勝洋君）

確かに、議員がおっしゃられるとおり、場所について、「ここかよ」という思ひはあります。

ただ、この敷地の形状と、建物の立ち位置から、他に持つて行きようが無かつたんです。

また、その場合、最終的にどこに持つていくかというこで、そこがあれば宜しいんですが、無い場合ここだというふうに考えます。

ここであれば、その入り口から離れて、その子供たちが遊ぶデッキからも離れているので、他の場所よりは適地じゃないかと思ひます。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第103号、契約の締結について議決を求める件(十島村非常用発電機整備事業工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第103号、契約の締結について議決を求める件(十島村非常用発電機整備事業工事請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第100号 権利の放棄について議決を求める件
(十島村黒毛和種優良肉用雌牛預託事業)

○議長(前田功一君)

日程第6、議案第100号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

本案ですけれども、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における、導入した牛が心不全により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

1の権利の内容は、ただいま説明したような内容でございます。

2の権利を受ける者は、平島に在住の農家でございます。

3の債権放棄の額は487,500円でございます。

4の放棄の時期は、議会の議決日、5の放棄の理由ですけれども、概略を説明させていただきますが、一部記載に誤りがあります。

加除訂正をお願いします。

4行目5の放棄の理由の4行目ですけれども、「令和2年7月10日に分娩し、」この後に「た」という平仮名が抜けております。

合わせて6行目ですけれども、「同月28日」と書いてありますけれども、これは「令和3年3月」の誤りでございます。

説明をさせていただきます。

対象牛は、3月31日に家畜保護施設で死亡しているものでございます。

同牛は平成31年1月31日に導入した繁殖雌牛でございます。

令和2年7月10日に1産目となる子牛を分娩し、その後、放牧、管理を行いながら10月に発情兆候があったため、人工授精を行っております。

3月28日に飼養管理に行きますと、本牛に食欲低下が見られたところでございますけれども、平熱であったため、経過観察をしておりましたけれども、29日に発熱し、獣医師が放牧場で補液治療を行っておりますけれども、翌日経過を見に行くと本牛が座り込んでいたおり、家畜保護施設に移動させて、再び獣医師が補液治療を行っておりますけれども、症状は回復しないまま31日の朝、飼養管理に行くと死亡しております。

2ページ以降が関連する資料でございます。

2ページに事故報告書の写しを添付しており、3ページは、個体識別情報を添付しております。

4ページは、同牛の導入台帳を添付しております。

中ほどに記載のとおり、導入価格は1,015,835円で、導入時の自己負担額は365,835円でございます。

5ページには、死亡診断書添付しております。

獣医師は「心不全」という診断を下しているところでございます。

6ページは死亡牛の写真を添付しており、7ページは十島村黒毛和種関係の規則の抜粋を添付しております。

同じページの第16条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、1産しており、第2項第2号を適用しまして、「1産して死亡した場合は、導入額の村負担分の4分の1を負担する。」こととしており、650,000円の内、1/4(162,500円)を農家負担とし、残り487,500円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番（永田和彦君）

今回、3件権利の放棄が出ていますけれども、死亡事故というのは、残念ではありますけれども、致し方ない理由の部分もあるのかなという部分は理解します。

そうした中で、こういうかたちで、死亡事故等が発生した場合に、その原因等の分析、そういったものは担当課のほうではなされているのか。

例えばその、疾病の理由であったりとか、例えば分娩時の事故であったりとか、それぞれステージ区分の中で考えられる区分わけが出来ると思うんですね。

分娩時の事故、放牧時の事故、夏場、冬場、そういったいろんな部分での原因の分析が出来るかと思うんですが、そういったものがちゃんとなされた上で、使用管理者のほうへの注意喚起、そういったものが適切になされているのかどうか。

特に、畜産経験の浅い方等については、そこらへん、ステージごとの注意事項というかたちでの注意喚起、そういったものも必要かとは思われるんですが、そういったことがなされているかどうか伺いたい。

○議長（前田功一君）

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

今、6番議員がおっしゃられたことですけれども、3月議会でもいろいろご指導いただきまして、それまでもずっと担当のほうからは各畜産農家事故があったときだけではなくて、他のときもしています。

さらに、行政報告でもありましたように、6月から家畜共済事業が始まるということで、我々の一番の中心としては、やはり獣医師の指導を仰ぐことというのを中心にやっけてきているところございまして、現在まで32頭が預託事業で導入したものが死亡をしております、死亡原因が分娩関係が4頭、その他の病気関係が22頭、事故関係が6頭ということで、それぞれに死亡があったときには、対応をとるように図っております。

例えば、毎回言いますけれども、牧場内での事故については、そこに溝があったりしたら埋めることであったり、調子が悪いときには、必ず獣医師に相談することというような流れを対策をとっているところです。

今後についても、また尚更、先ほど私が申しましたとおり、家畜共済事業が始まっており、非常に今度は共済保険金がかかるデリケートな問題も発生してくるところですので、さらに詳しく説明はしていきたいと思っております。

それと、一部の農業関係の方はご承知だと思うんですが、今度もするんですけれども、前回トカラ畜産組合の理事会等でも、いろいろ、薬剤のことであったりを協議をして、周知を図っていこうと。

いろんな周知文、農家に分かりやすい指導をしていきたいということで、チラシ等も今度からというか、メンバーも増えてきたので、一生懸命対応するというので、いくつか動き始めているところでございます。以上です。

○議長（前田功一君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 100 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 6、議案第 100 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 7 議案第 101 号 権利の放棄について議決を求める件
（十島村黒毛和種優良肉用雌牛預託事業）

○議長（前田功一君）

日程第 7、議案第 101 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を議題とします。

本件については、日高久志君に直接の利害関係がある事案であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥とし、日高久志君の退場を求めます。

(日高久志君除斥)

○議長（前田功一君）

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

それでは、議案第 101 号について、説明いたします。

本案は、預託牛が分娩時の子宮脱により死亡した為、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

2 の権利を受けるものは、平島に在住の農家でございます。

3 の債権放棄の額は、48 万 7500 円でございます。

5 の放棄の理由を概略説明いたします。

対象牛は、6 月 8 日に家畜保護施設で死亡しております。

同牛は、令和元年 8 月 20 日に導入した繁殖雌牛でございます。

令和 3 年 6 月 7 日午後 8 時ごろ、分娩兆候を確認して、経過観察しておりましたけれども、破水兆候も無く、分娩が進まないということで、産道より胎児の状況を確認したところ、志望していたため、強制的に牽引摘出し、同時に難産で胎児を摘出した為、子宮脱も発症し、内出血によるショックにより 8 日に死亡しております。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページには事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは固体識別番号を添付しております。

それと、100 号とつづり方がちょっと、順番が誤っておりまして、本来は 5 ページにありますけれども、預託導入台帳が 4 ページに来るべきで、4 ページの診断書が 5 ページに来るべきでしたけれども、つづり方を誤っております。申し訳ございません。

説明を続けます。

4 ページに死亡診断書を添付しておりまして、獣医師は子宮脱と診断をしているところでございます。

5 ページに導入台帳を添付しております。

導入価格は、103 万 4340 円で、自己負担額は 38 万 4340 円でございます。

6 ページに死亡牛の写真を添付しており、7 ページには施行規則の抜粋を添付しております。

第 16 条第 2 項の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めており、本牛につきましては、1 産しており、第 2 項第 2 号を適用しまして、預託牛導入額の村負担分の 4 分の 1 額を負担することとしており、65 万円のうち 4 分の 1 の額 16 万 2500 円を農家負担としまして、残り 48 万 7500 円の債権を放棄するため、提案をするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

訂正をさせていただきます。

4 ページの診断書のところがございますけれども、診断書に、枠外ですけれども、「以上のように診断する」ということで、「令和 3 年 3 月 31 日」の日付が記載されておりますけれども、これは日付の誤りでございます。

「6 月 8 日」に訂正をお願いいたします。

申し訳ございません。以上で終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 101 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、議案第 101 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 議案第102号 権利の放棄について議決を求める件
(十島村黒毛和種優良肉用雌牛預託事業)

○議長（前田功一君）

日程第8、議案第102号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を議題とします。

本件については、坂元勇君に直接利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、坂元勇君の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後勇喜君。

○地域振興課長（肥後勇喜君）

それでは、説明をさせていただきます。

本牛は熱中症により死亡した為、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書1ページの権利を受けるものは、悪石島に在住の農家でございます。

3の債権放棄の額は43万3333円でございます。

5の放棄の理由を概略説明いたします。

対象牛は6月7日にひらが牧場で死亡しております。

同牛は平成31年3月14日に導入した繁殖雌牛でございます。

令和3年4月19日に2産目となる子牛を分娩し、その後母牛は放牧を行い、発情観察を行っております。

6月6日までの飼養管理時、いつもと変わらず餌を食べ、異常は見られなかったところでございますけれども、翌日飼養管理に行くと、本牛が来ない為、牧場内を搜索したところ、死亡を確認しております。

1ページ以降が関連する資料で、2ページに事故報告の写しを添付してございます。

3ページには固体識別番号を添付しております。

先ほどと同様に、4ページ5ページ、通常の綴じ方とは誤っておりまして、4ページに診断書を添付しております。

改めて、診断書のほうを添付資料でつけております。

診断書の枠外ですけれども、これにつきましても、101号と同様に、日付の訂正をお願いいたします。

令和3年6月7日に修正をお願いいたします。

5ページを開いていただきますと、導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がございましたけれども、導入額が105万2176円で、導入時の自己負担額は40万2176円でございます。

6ページに死亡牛の写真を添付してございます。

7 ページは条例施行規則の抜粋を添付しておりまして、本牛は2産しており、第2項第3号を適用し、2産して死亡した場合は、3分の1を負担する、村負担分の3分の1を負担することとしており、65万円のうちの3分の1の額、21万6667円を農家負担とし、残り43万3333円の債権を放棄するため、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第102号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第102号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食の為、これより休憩いたします。

1時にお集まりください。

昼食

○議長（前田功一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 同意第1号 十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件

○議長（前田功一君）

日程第9、同意第1号、十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

それでは、同意第1号の教育委員につきましての提案理由を説明させていただきます。

議案書に記載のとおり、令和3年3月31日をもちまして、十島村教育委員会委員の辞職がありました。

その辞職に伴いまして、在任期間であります令和4年12月15日までを任期とする教育委員の任期にあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条から第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の6ページを開けてください。

6ページに任命の規定を記してございます。

第4条第2項のところに、「委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格は高潔で、教育学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」という規定がございます。

また、同条の第5項におきましては、委員の任期にあたりましては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すると共に、委員のうち保護者であるものが含まれなければならない」という規定もございます。

この委員の選任の方法につきましては、これまで議会との協議の中で、各島持ちまわるという方向で進めてきた経緯がありますけれども、今回の委員につきましては、現在の宝島地区からの委員が辞職したということからしまして、宝島地区から再度委員をお願いしたいということで、集落のほうに投げて、今回提案された方が、推薦されてきたという経緯がございます。

この方につきましては、子どもを持つ保護者でありまして、教育にも積極的に携わっており、また、地域行事にも積極的に取り組んでいるという経緯もございます。

3ページをお開きください。

3 ページにつきましては、現在の十島村教育委員会の各委員を指名並びに任期、そして所在地というものを記してございます。

黒枠で記しているところが、この3月に辞職した方ということで、ここに宝島地区から今回の委員をお願いするという経緯でございます。

1 ページに戻っていただきますと、そこに記載のとおり、住所の所在地につきましては、宝島で、氏名につきましては、竹内功氏、生年月日が昭和47年6月7日ということで、この議案の2 ページに参考資料と致しまして略例を記してございます。

この方は議員の皆さんもご承知のとおり、I ターンされた方で、現在本村に定住されて10年程度というところでございます。

また、現在におきましては、社団法人も作ったということで、積極的に島の地域の地域おこし、あるいは産業おこしという面でも協力いただいているところでございます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（前田功一君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、同意第1号、十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（前田功一君）

只今の出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番・日高助廣君、及び6番・永田和彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意する方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

配布漏れ無しと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（前田功一君）

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長（前田功一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（前田功一君）

投票漏れ無しと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

日高助廣君及び永田和彦君は、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（前田功一君）

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成7票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、日程第9、同意第1号、十島村教育委員会の委員の任命について同意を
求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

△日程第 10 議員派遣の件

○議長（前田功一君）

日程第 10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

△日程第 11 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件

○議長（前田功一君）

日程第 11、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（前田功一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長（前田功一君）

これで、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

△閉会

○議長（前田功一君）

令和3年第2回（6月）十島村議会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。